

平成 2 4 年 4 月 1 1 日

無線設備規則の一部を改正する省令案及び
700MHz帯を使用する特定基地局の開設に関する指針案について
(平成 2 4 年 4 月 1 1 日 諮問第 1 3 号)

[3. 9世代移動通信システムの普及に向けた制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(原田課長補佐、安倍係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(庄司課長補佐、岡部主査、梅城移動体推進係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 9 3

無線設備規則の一部を改正する省令案及び 700MHz 帯を使用する特定基地局の開設に関する指針案について

－3.9 世代移動通信システムの普及に向けた制度整備－

1 諮問の背景

700/900MHz 帯における携帯電話用周波数確保の在り方等については、平成 22 年 5 月から、「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」において検討を行い、同年 11 月に取りまとめた結果を踏まえ、同年 12 月に『光の道』構想に関する基本方針」を策定したところ。

同方針を踏まえ、電波法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 60 号）【参考 1、2】が平成 23 年 5 月 26 日に成立、6 月 1 日に公布、8 月 31 日に施行され、また、平成 22 年度電波の利用状況調査の評価結果の公表、周波数再編アクションプラン（平成 23 年 9 月改定版）の公表、情報通信審議会における技術的条件の検討、700/900MHz 帯移動通信システムに係る参入希望調査等を行ってきたところ。

その後、平成 23 年 12 月には 3.9 世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を公表し、開設計画の申請を受け付け、本年 3 月 1 日にソフトバンクモバイル株式会社の開設計画を認定したところ。

今般、これらを踏まえ、700MHz 帯を使用する移動通信システムの技術基準の制定及び 700MHz 帯を使用する特定基地局の開設に関する指針の制定を行うもの。

2 改正の概要

(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案

700MHz 帯を使用する移動通信システムの技術的条件に係る情報通信審議会の一部答申（平成 24 年 2 月 17 日）を踏まえ、700MHz 帯を使用する移動通信システムとして導入の可能性がある 4 つの方式（LTE、W-CDMA/HSPA、HSPA Evolution、DC-HSDPA）について以下の技術基準を定める（別添 1 参照）。

- ア 空中線電力の許容偏差（無線設備規則第 14 条）
- イ 副次的に発する電波等の限度（同規則第 24 条）
- ウ 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件（同規則第 49 条の 6、第 49 条の 6 の 4、第 49 条の 6 の 5 及び第 49 条の 6 の 9）
- エ 周波数の許容偏差（同規則別表第 1 号）
- オ 占有周波数帯幅の許容値（同規則別表第 2 号）

(2) 700MHz 帯を使用する特定基地局の開設に関する指針案

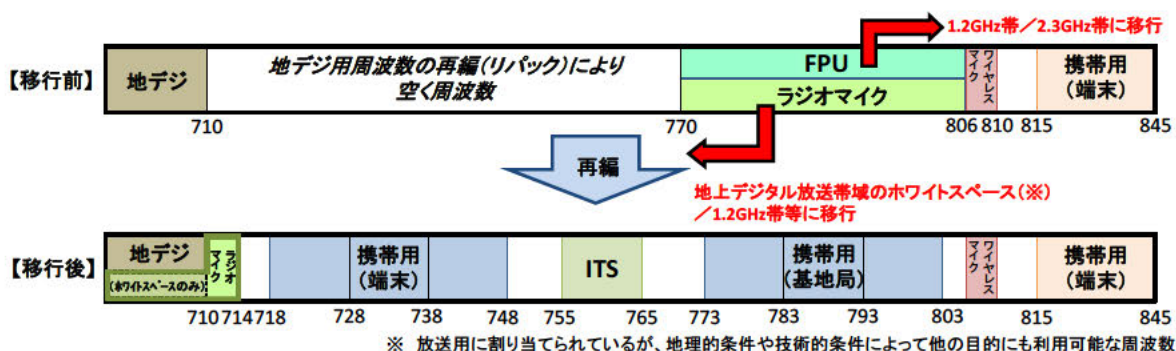
700MHz 帯を使用する特定基地局の開設計画の認定を行うため、700MHz 帯を使用する特定基地局の開設に関する指針（3.9 世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針の一部を改正する告示）を制定する。

➤ 開設指針案のポイント（概要については別添 2、骨子については別添 3 参照）

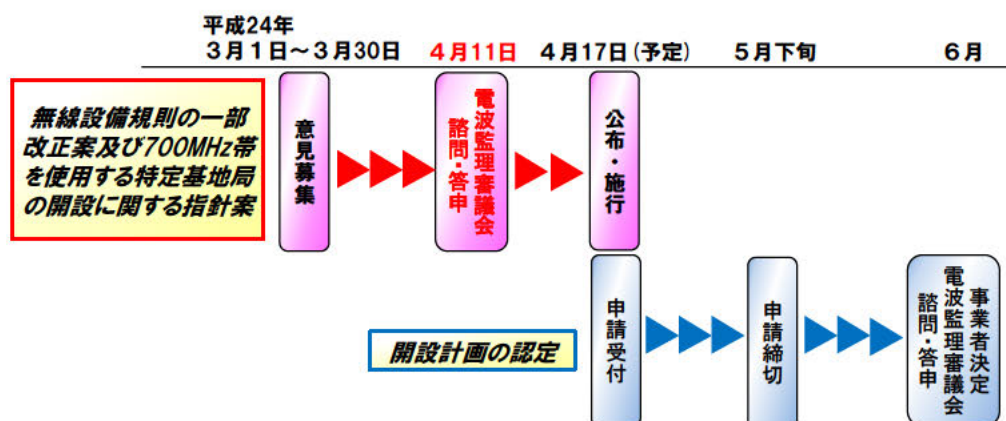
- ① 700MHz 帯について、近年のトラヒック急増に対応するとともに、高速（75Mbps 程度）な 3.9 世代移動通信システム（LTE）の普及を図るため、上下 10MHz 幅を 3

者に割り当てる。

- ② 平成 23 年 5 月 26 日に成立し、同年 8 月 31 日に施行された電波法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 60 号）に基づき、既存無線局の周波数移行を、当該周波数の割当てを受けた者による費用負担（無線設備等の取得費用及び工事費用を負担）で実施する。
- ③ 割当ての審査は絶対審査基準（申請者において最低限満たすべき基準）と競願時審査基準により実施する。
- ④ 周波数をより多くの者が利用できるようにするため、700MHz 帯の割当てに当たっては、900MHz 帯を割り当てられた者を劣後させることとする。



3 今後の予定



4 意見募集の結果等

700MHz 帯を使用する特定基地局の開設に関する指針案及び 700MHz 帯を使用する移動通信システムの技術基準等に係る省令・告示案について、平成 24 年 3 月 1 日から同年 3 月 30 日までの間、意見募集を行ったところ、それぞれ 19 件ずつ意見の提出があった。

当該意見募集において、開設指針案について、地上デジタル放送のブースター障害等の防止又は解消に当たり、認定開設者と放送事業者との間での連絡・調整を行うことが肝要との意見が提出されたこと等を踏まえ、規定の明確化のため、開設指針案を一部修正している（修正後の開設指針案は別添 4 のとおり）。

なお、提出された主な意見に対する総務省の考え方は、開設指針案については別添 5、技術基準等に係る省令・告示案については別添 6 のとおり（提出された意見一覧は、開設指針案については別添 7、省令・告示案については別添 8 参照）。

5 施行期日

平成 24 年 4 月 17 日（予定）

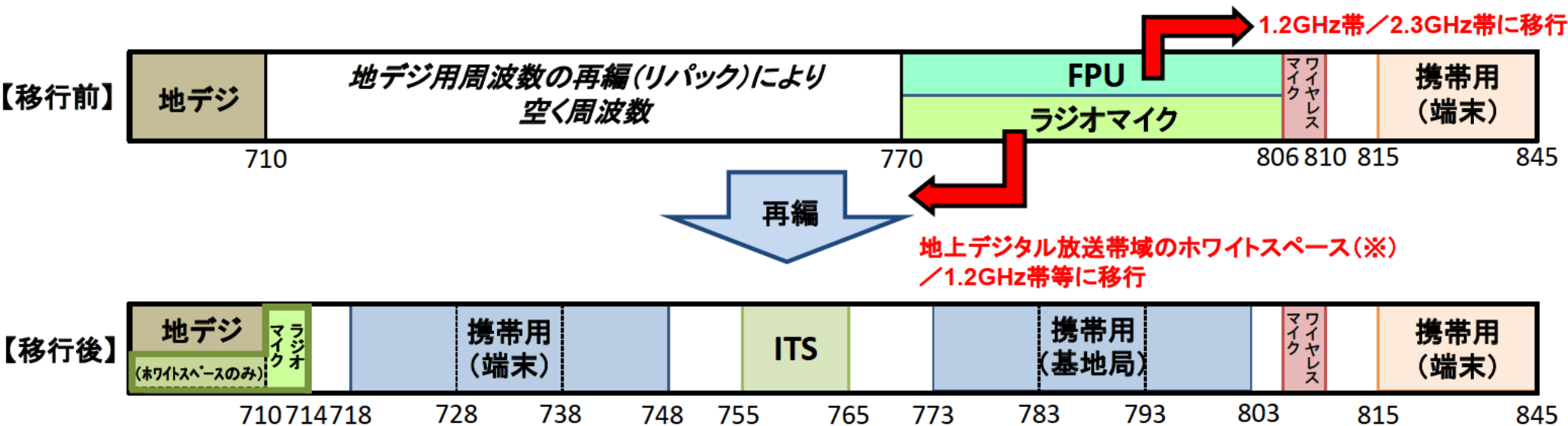
700MHz帯を使用する移動通信システムの主な技術基準

・700MHz帯を使用する移動通信システムとして導入の可能性がある4つの方式について技術基準を定める。

		第3.9世代	第3世代/第3.5世代	第3.5世代	
		LTE	W-CDMA/HSPA	HSPA Evolution	DC-HSDPA
周波数帯		700MHz帯、800MHz帯、900MHz帯、1.5GHz帯、1.7GHz帯、2GHz帯	700MHz帯、800MHz帯、900MHz帯、1.5GHz帯、1.7GHz帯、2GHz帯	700MHz帯、800MHz帯、900MHz帯、1.5GHz帯、1.7GHz帯、2GHz帯	700MHz帯、800MHz帯、900MHz帯、1.5GHz帯、1.7GHz帯、2GHz帯
多重化方式／多元接続方式	下り	OFDM及びTDM	CDM及びTDM	CDM及びTDM	CDM及びTDM
	上り	SC-FDMA	CDMA	CDMA	CDMA
空間多重 (MIMO等)		4×4 MIMO	—	2×2 MIMO	— (2×2 MIMOと同等手段有)
変調方式	基地局	BPSK/QPSK/16QAM/64QAM	<データ> BPSK/QPSK/16QAM/64QAM <拡散>BPSK/QPSK	<データ> BPSK/QPSK/16QAM/64QAM <拡散>BPSK/QPSK	<データ> BPSK/QPSK/16QAM/64QAM <拡散>BPSK/QPSK
	移動局	BPSK/QPSK/16QAM/64QAM	<データ>BPSK/QPSK/16QAM <拡散>BPSK/QPSK/HPSK	<データ>BPSK/QPSK/16QAM <拡散>BPSK/QPSK/HPSK	<データ>BPSK/QPSK/16QAM <拡散>BPSK/QPSK/HPSK
占有周波数帯幅の許容値		5MHz/10MHz/15MHz/20MHz	5MHz	5MHz	5MHz
空中線電力の許容値	基地局	定格空中線電力の±2.7dB以内	定格空中線電力の±2.7dB以内	定格空中線電力の±2.7dB以内	定格空中線電力の±2.7dB以内
	移動局	定格空中線電力の最大値は23dBm以下 定格空中線電力の±2.7dB以内 700MHz帯の場合、定格空中線電力の +2.7dB/-4.2dB以内	定格空中線電力の最大値は24dBm以下 定格空中線電力の +1.7dB~-3.7dBの範囲内 700MHz帯の場合、定格空中線電力の +1.7dB~-4.7dBの範囲内 ただし、定格出力が23dBm 以下の場合の許容値は±2.7dB 700MHz帯の場合、+2.7dB~-3.7dB	定格空中線電力の最大値は24dBm以下 定格空中線電力の +1.7dB~-3.7dBの範囲内 700MHz帯の場合、定格空中線電力の +1.7dB~-4.7dBの範囲内 ただし、定格出力が23dBm 以下の場合の許容値は±2.7dB 700MHz帯の場合、+2.7dB~-3.7dB	定格空中線電力の最大値は24dBm以下 定格空中線電力の +1.7dB~-3.7dBの範囲内 700MHz帯の場合、定格空中線電力の +1.7dB~-4.7dBの範囲内 ただし、定格出力が23dBm 以下の場合の許容値は±2.7dB 700MHz帯の場合、+2.7dB~-3.7dB
空中線絶対利得の許容値	基地局	規定しない	規定しない	規定しない	規定しない
	移動局	3dBi以下	3dBi以下	3dBi以下	3dBi以下
最大伝送速度	下り	300Mbps	14.4Mbps	43.2Mbps	43.2Mbps
	上り	75Mbps	5.7Mbps	11.5Mbps	11.5Mbps

I 基本的考え方

- ① 900MHz帯と同様、**近年のトラフィック急増に対応**するとともに、**早期に3. 9世代携帯電話システムの普及**を図るため、700MHz帯の周波数の割当てを実施
- ② **10MHz幅×2を3者**に割り当てる
- ③ 改正電波法に基づき、周波数移行を、当該周波数を希望する者による費用負担※で実施
※新設機器代金・工事費用等
- ④ 携帯電話による地上デジタル放送の受信障害の防止・解消措置を割当てを受けた者が実施
- ⑤ 割当ての審査は**絶対審査基準**(最低限満たすべき基準)と**競願時審査基準**により実施
(基準は900MHz帯の割当てとほぼ同一。詳細は次ページ)
- ⑥ 周波数をより多くの者が利用できるよう、割当てに当たっては、900MHz帯を割り当てられた者を劣後させる



※ 放送用に割り当てられているが、地理的条件や技術的条件によって他の目的にも利用可能な周波数

II 700MHz帯開設指針(審査方法)案

※下線部は900MHz帯開設指針と異なる部分

1. 絶対審査基準(最低限満たすべき基準)

- ①基地局設置場所確保、設備調達及び設置工事体制の確保に関する計画を有していること
- ②設備投資等に必要な資金調達及び開設計画の有効期間(10年間)が満了するまでに単年度黒字を達成する計画を有していること
- ③既存無線局の周波数移行に最低限必要な費用(600億円)に充てる資金を調達できること
- ④認定後7年後(平成31(2019)年度末)までに全ての管内で人口カバー率80%をそれぞれ達成すること
- ⑤既存無線局の周波数移行期限から1年後(平成31(2019)年度末)までに3.9世代携帯電話の高速化※が実現していること
- ⑥周波数移行に関する基準(ア 既存免許人への実施概要の周知及び実施手順の通知、イ アに関する免許人団体との協議、
ウ 割当てを受けた全事業者間でのア・イの実施方法等に関する協議 等)に従った計画を有していること
- ⑦透明性確保に関する基準(ア 費用負担に関する既存免許人との事前協議の禁止、イ 周波数移行の実施に関する他の申請者との事前協議の禁止、ウ 周波数移行の実施に関する問合せ窓口の設置 等)に従った計画を有していること
- ⑧地上デジタル放送の受信障害の防止及び解消措置に係る計画を有していること 等

※現在既に提供されているもの以上の高速な通信システムの普及を図る観点から、10MHz幅以上のシステムであることが条件

2. 競願時審査基準 以下の基準の順序に従い該当者が3者になるまで審査

- (1)周波数移行に係る費用(上限1500億円)をより多く負担可能な者
- (2)3.9世代携帯電話の人口カバー率(平成31(2019)年度末時点、5%単位)がより大きい者
- (3)次の各項目に対し、総合的により適合している者
 - ①周波数移行対象者との迅速な合意形成を図るための具体的対策及び円滑な実施を図るための具体的な体制整備に関する計画がより充実していること
 - ②他の電気通信事業者等多数の者に対する基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること
 - ③割当周波数帯の有無及び差違並びに割当周波数幅に対する契約数の程度を勘案して、基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営により寄与すること

○ 割当てを希望する周波数が重複する場合は、競願時審査基準を適用し、上位者から希望に従って割り当てること

(参考) 900MHz帯開設指針からの変更・追加点一覧

1. 変更点

	900MHz帯	700MHz帯
割当数	15MHz幅×2を1者	10MHz幅×2を3者
既存無線局の周波数移行期限	平成29(2017)年度末	平成30(2018)年度末
周波数移行費用の負担可能額	下限 1,200億円 上限 2,100億円	下限 600億円 上限 1,500億円

2. 追加点

以下の事項を開設指針案に追加

I 地上デジタル放送の受信障害対策の実施

割当てを受けた全ての事業者は共同して、地上デジタル放送の受信障害の防止又は解消措置を講ずること。

II 複数の事業者に周波数割当てを行うことに伴う措置

1 周波数移行に関する事項

(1) 割当てを受けた全ての事業者は以下の事項を共同して実施すること。

- ① 既存免許人への周波数移行に関する実施概要の周知及び実施手順の通知
- ② 上記①の周知及び通知に関する免許人団体との協議
- ③ 周波数移行に関する既存免許人との合意

(2) 上記①～③の事項の実施方法について事業者の認定から3か月以内に事業者間で協議し合意すること。

(3) 事業者1者の負担額は、割当数で均等あん分した額とすること。

2 透明性確保に関する事項

(1) 申請者は、認定までの間、他の申請者との間で上記1(1)①～③の事項の実施方法について協議をしてはならない。

(2) 事業者は、上記1(2)について合意したときは、速やかにその内容を示す書類を総務大臣に提出するとともに、その内容をインターネット等により公表すること。

3 周波数の割当てに関する事項

割当てを希望する周波数が重複する場合は、競願時審査基準を適用して、上位者から希望に従って割り当てること。

700MHz 帯を使用する特定基地局 の開設に関する指針案の骨子

1. 特定基地局の範囲

第3世代、3.5世代及び3.9世代移動通信システムの基地局及び陸上移動中継局で、下記2の周波数を使用するものとする。

2. 使用する周波数

全国において、773MHz を超え 803MHz 以下の周波数（平成 24 年 7 月 25 日以降に限る。）とする。

当該周波数は、FPU 及び特定ラジオマイク（デジタル特定ラジオマイクを含む。以下同じ。）が使用しており、周波数割当計画において使用の期限が平成 31 年 3 月 31 日と定められている。

3. 特定基地局の配置及び開設時期

- (1) 認定から 7 年後の年度末までに、各総合通信局等の管轄区域内の人口カバー率が 80%以上になるように特定基地局を配置しなければならない。
- (2) 認定から 7 年後の年度末までに、3.9 世代移動通信システム（占有周波数帯幅 10MHz 以上）の特定基地局の運用を開始しなければならない。

4. 電波の能率的な利用を確保するための技術の導入

適応多値変調及び空間多重技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。

5. 終了促進措置

- (1) 対象となる無線局

認定開設者は、次の①及び②の無線局の周波数の使用を周波数割当計画における使用期限（平成 31 年 3 月 31 日）前に終了させるため、次の①及び②の無線局を対象として終了促進措置を実施しなければならない。

- ① 770MHz を超え 806MHz 以下の周波数を使用する FPU の無線局
- ② 770MHz を超え 806MHz 以下の周波数を使用する特定ラジオマイクの無線局

- (2) 終了促進措置により認定開設者が負担する費用

全ての認定開設者は、対象免許人との合意に基づき、終了促進措置として、次に掲げる費用の全部を連帯して負担しなければならない。

- ① 無線設備及びこれに附属する設備（受信設備、伝送路設備等）の取得に要する費用
- ② 上記①の設備の変更の工事に要する費用

(3) 終了促進措置の実施に関する事項

- ① 認定開設者は②及び③に掲げる事項及び終了促進措置に係る既存免許人との合意について他の全ての認定開設者と共同して実施することとし、それらの実施方法について認定から3月以内に、他の認定開設者と協議し合意すること。

なお、終了促進措置に要した費用について1の認定開設者が負担する金額は、当該費用の総額を認定開設者の数で除した額とすること。

- ② ①の合意の日から6月以内に、終了促進措置の実施の概要を対象免許人に周知し、かつ、終了促進措置の実施手順を免許人に通知すること。
- ③ ②の実施前に、免許人団体（FPU又は特定ラジオマイクの免許人を構成員としている団体）との間で、②の事項の実施について協議を行うこと。
- ④ FPU及び特定ラジオマイクの免許人との間で、終了促進措置の内容（周波数移行のために行う措置の内容・実施時期並びに費用負担の範囲・方法・実施時期及び対象免許人の無線局の廃止又は変更を行うまでの間に特定基地局と周波数を共用する場合は当該共用の条件等）について協議を行うこと。
- ⑤ 認定開設者は④の協議の申し入れがあった場合は、遅滞なく協議を開始すること。

(4) 終了促進措置の実施に関する透明性の確保に関する事項

- ① 開設計画の申請者は、認定までの間、対象免許人と、終了促進措置に関する費用の負担に関する協議、調整等を一切行わないこと。
- ② 開設計画の申請者は、認定までの間、他の全ての申請者と、終了促進措置に係る(3)①の実施方法について協議、調整等を一切行わないこと。
- ③ 認定開設者は、(3)①の協議により他の全ての認定開設者と合意したときは、その合意の内容を示す書面の写しを速やかに総務大臣に提出するとともに、その内容をインターネットその他の方法により公表すること。
- ④ 認定開設者は、(3)①の合意の日から1月以内に、終了促進措置の実施に関する対象免許人からの問合せに対応するための窓口を設置すること。
- ⑤ 認定開設者は、(3)②の通知の内容を、インターネットその他の方法により公表すること。
- ⑥ 認定開設者は、終了促進措置に関する費用の負担の公正が確保されるよう十分に配意し、免許人団体は、終了促進措置の実施に関する協議に関与したことに対して認定開設者及び対象免許人から対価を受けてはならないこと。
- ⑦ 認定開設者は、(3)④の協議による合意内容を、書面又は電磁的記録で確認し、認定の有効期間中保管し、総務大臣の求めに応じて速やかにその写しを提出すること。
- ⑧ 認定開設者は、四半期ごとに、終了促進措置を実施した無線局数やその費用等の実施状況を示す書類を総務大臣に提出すること。

- (5) 総務大臣は、(4)⑧により提出された書類について、適切に終了促進措置が実施されていることを確認し、書類概要及び確認結果をインターネットその他の方法により公表するものとする。
- (6) 認定開設者は、対象免許人との迅速な合意形成を図るための対策及び円滑な実施を図るための体制の整備等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

6. 開設計画の認定等

- (1) 申請できる周波数帯幅は、10MHz とし、希望する周波数の範囲として、773MHz を超え 783MHz 以下、783MHz を超え 793MHz 以下及び 793MHz を超え 803MHz 以下の周波数を希望する順に開設計画に記載すること。
- (2) 絶対審査基準に掲げる要件について審査を行い、要件全てに適合する申請に対して認定を行う。

ただし、要件を満たす申請（900MHz 帯認定開設者のものを除く。）が3の場合は当該申請に対してするものとし、4 以上の場合には、競願時審査基準に掲げる各順序に従い、基準に適合する申請の数が3になるまで審査を行う。

① 絶対審査基準

- ア 特定基地局の設置場所確保、設備調達及び設置工事体制の確保に関する計画を有していること
- イ 設備投資等に必要な資金の確保に関する計画及び開設計画の有効期間（10 年間）中に単年度黒字を達成する計画を有していること
- ウ 負担可能額（終了促進措置に要する費用の負担に充てることが可能な金額の総額）が 600 億円以上であり、当該負担可能額を確実に確保できること
- エ 上記3に掲げる各基準に適合していること 等

② 競願時審査基準

- ア 負担可能額（上限 1,500 億円、10 億円単位）がより大きいこと
- イ 認定から7年後の年度末の、全国の3.9 世代移動通信システム（占有周波数帯幅 10MHz 以上）の特定基地局の人口カバー率（5 %単位）がより大きいこと
- ウ 次に掲げる基準への適合の度合いが高いこと
- ・ 終了促進措置に関する事項について、対象免許人との迅速な合意形成を図るための具体的な対策及び円滑な実施を図るための具体的な体制の整備に関する計画がより充実していること
 - ・ 他の電気通信事業者等多数の者に対して、卸電気通信役務の提供・電気通信設備の接続（MVNO）等特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること
 - ・ 周波数の割当状況（有無及び差違）及びひっ迫状況を勘案して、特定基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営により寄与すること

(3) その他

- ① 各認定開設者の周波数の指定は、開設計画に記載した希望する周波数の範囲に基づき行う。この場合において、希望が重複した場合は、競願時審査基準に係る審査における基準への適合の度合いが高い者の希望を優先する。
- ② 認定開設者は、4 半期ごとに、開設計画に基づく事業の進捗の状況を示す書類を総務大臣に提出しなければならない。
- ③ ブースター障害等の防止又は解消に関する計画について、開設計画に記載するとともに、それらに要する費用の負担等当該ブースター障害等の防止又は解消に当たり必要な事項についてあらかじめ全ての 700MHz 帯認定開設者間で協議し合意した上で、共同して行わなければならない。

【参考】絶対審査基準について

➤ 電波法における規定（第 27 条の 13 第 4 項）

- 1 その開設計画が開設計針に照らし適切なものであること。
- 2 その開設計画が確実に実施される見込みがあること。
- 3 開設計画に係る通信系又は放送系に含まれる全ての特定基地局について、周波数の割当てが現に可能であり、又は早期に可能となることが確実であると認められること。

➤ 開設指針における規定

第 10 項第 4 号（以下抜粋）

- 4 本開設指針に係る開設計画の認定は、電波法第27条の13第4項各号並びに第1項、第2項及び第7項から前項まで並びに前各号に規定する事項（骨子中1から6(1)までの事項）並びに別表第2に規定する要件（以下参照）を満たしている申請に対して行う。ただし、当該申請（945MHzを超え960MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定を受けている者のものを除く。）の数が3の場合は当該申請に対して認定するものとし、3を超える場合は当該申請について別表第3に掲げる順序に従い同表に掲げる基準に適合する申請の数が3となるまで審査した当該申請に対して認定するものとする。なお、申請期間内に提出された本開設指針に係る開設計画の認定の申請については、前後なく受け付けたものとして、同等に扱い審査を行う。

別表第2 開設計画の認定の要件

- 1 全ての都道府県の区域において、特定基地局を整備する計画及びその根拠を有していること。
- 2 開設計画に記載された全ての特定基地局について、その円滑な整備のため、設置場所の確保、無線設備の調達及びその整備に係る業者との協力体制の確保に関する計画（ブースター障害等の防止又は解消に関する計画を含む。）及びその根拠を有していること。
- 3 申請者が設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化等の実績又は計画を有し、かつ、特定基地局の運用に必要な電気通信設備の調達及び工事並びに運用及び保守に関する計画及びその根拠を有していること。
- 4 関係法令の規定に基づき、無線従事者の配置方針並びに電気通信主任技術者の選任及び配置に関する計画及びその根拠を有していること。
- 5 天災その他の災害及び事故の発生時における電気通信設備の障害及び通信の輻輳を防止し、又は最小限に抑えるための措置に関する計画（申請者が開設計画の認定を受けたことのある者である場合にあっては、当該認定に係る開設計画に記載されたもの以外のものを含むこと。）及びその根拠を有していること。
- 6 特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画及びその根拠を有しており、かつ、当該電気通信事業に係る損益に関する年度ごとの見通しにおいて、利益の生じる年度があること。
- 7 法令遵守のための体制の整備、平成16年総務省告示第695号（電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインを定める件）に適合した個人情報保護のための体制の整備及び電気通信事業の利用者の利益の保護のための体制の整備に関する計画及びその根拠を有していること。
- 8 既設の無線局等の運用及び電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するため、当該妨害の防止に係る対応を行う窓口の設置及び特定基地局の設置前に当該設置に係る情報交換若しくは協議の実施又は当該妨害を防止するための特定基地局の設置における無線設備へのフィルタの追加若しくは無線局の設置場所及び無線設備の空中線の指向方向の調整の実施による干渉の改善等の措置を行う計画及びその根拠を有していること。
- 9 負担可能額が600億円以上であり、当該負担可能額を確実に確保できること。
- 10 申請者に係る携帯無線通信を行う無線局の周波数に係る電波の能率的な利用を確保するための取組に関する計画及びその根拠を有していること（略）。
- 11 申請者が次の要件を満たしていること。（略：申請者が複数申請を行ったり、申請者である法人の役員等、議決権が3分の1以上の出資関係にある者が申請を行っていないこと。）

○三・九世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件（平成二十三年総務省告示第五百十三号）の一部を改正する件 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
第二章 総則 一 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項 本開設指針の対象とする特定基地局（以下単に「特定基地局」という。）の範囲は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の四、第四十九条の六の五又は第四十九条の六の九に規定する技術基準に係る無線設備（当該無線設備の発射する電波の中継を行う同規則第四十九条の六に規定する技術基準に係るものを含む。）を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、次項第一号に規定する周波数を使用するものとする。 一 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項 1 特定基地局に使用させることとする周波数は、九四五MHzを超え九六〇MHz以下又は七七三MHzを超え八〇三MHz以下の周波数（当該周波数の使用は、平成二十四年七月二十五日以降に限る。）とする。 2 特定基地局に係る前号に規定する周波数の使用区域は、全国とする。 3 第一号に規定する周波数のうち現に特定基地局以外の無線局が使用している場合であつて、その周波数について周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）において使用の期限が定められている周波数及びその期限の満了の日は、それぞれ次のとおりである。	一 （同上） （同上） 一 （同上） 1 特定基地局に使用させることとする周波数は、九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数（当該周波数の使用は、平成二十四年七月二十五日以降に限る。）とする。 2 （同上） 3 （同上）

- (一) 九五〇MHzを超え九五八MHz以下の周波数 平成三十年三月三十一日
- (二) 九五八MHzを超え九六〇MHz以下の周波数 平成二十七年十一月三十日
- (三) 七七三MHzを超え八〇三MHz以下の周波数 平成三十一年三月三十一日

第二章 九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定に係る事項

三 特定基地局の配置及び開設時期に関する事項

- 1 本開設指針に係る開設計画(九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数を使用する特定基地局のものに限る。以下この章において同じ。)の認定を受けた者(以下この章において「認定開設者」という。)は、当該認定の日(以下この章において「認定日」という。)から四年を経過した日の属する年度の末日までに、総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。)の管轄区域ごとの特定基地局(九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数を使用するものに限る。以下この章(第三号を除く。)において同じ。)の人口カバー率(一の市町村(特別区を含み、平成二十二年十月一日における行政区画による区域とする。以下同じ。)における全ての市町村事務所等(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第四条第一項に規定する事務所並びに同法第百五十五条第一項(同法第二百八十三条第一項において適用する場合を含む。)に規定する支所及び出張所をいう。以下同じ。)において特定基地局(屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するものを除く。)とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる場

(一) (同上)

(二) (同上)

三 (同上)

- 1 本開設指針に係る開設計画の認定を受けた者(以下「認定開設者」という。)は、当該認定の日(以下「認定日」という。)から四年を経過した日の属する年度の末日までに、総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。)の管轄区域ごとの特定基地局の人口カバー率(一の市町村(特別区を含み、平成二十二年十月一日における行政区画による区域とする。以下同じ。)における全ての市町村事務所等(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第四条第一項に規定する事務所並びに同法第百五十五条第一項(同法第二百八十三条第一項において適用する場合を含む。)に規定する支所及び出張所をいう。以下同じ。)において特定基地局(屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するものを除く。)とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる場合に当該一の市町村を当該通信が可能な市町村とみなし、一の総合通信局の管轄区域における当該通信が可能な市町村の人口(平成二十二年の国勢調査の結果による人口とする。以下同じ。)の合計を、当該一の総合通信局の管轄区域の人口で除した値をい

合に当該一の市町村を当該通信が可能な市町村とみなし、一の総合通信局の管轄区域における当該通信が可能な市町村の人口（平成二十二年の国勢調査の結果による人口とする。以下同じ。）の合計を、当該一の総合通信局の管轄区域の人口で除した値をいう。以下同じ。）が全て百分の五十以上になるように特定基地局を開設しなければならない。

2 認定開設者は、認定日から七年を経過した日の属する年度の末日までに、総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の人口カバー率が全て百分の八十以上になるように特定基地局を開設しなければならない。

3 認定開設者は、認定日から七年を経過した日の属する年度の末日までに、三・九世代移動通信システムの基地局（特定基地局のうち無線設備規則第四十九条の六の九に規定する技術基準に係る無線設備（占有周波数帯幅が一〇MHz以上のものに限る。）を使用するものをいう。以下同じ。）であつて、九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数を使用するものの運用を開始しなければならない。

四 特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項

特定基地局の無線設備に対しては、適応多値変調及び空間多重技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。

五 終了促進措置に関する事項

1 認定開設者は、次の(一)に掲げる無線局による九五〇MHzを超え九五八MHz以下の周波数の使用及び次の(二)に掲げる無線局による九〇五MHzを超え九一五MHz以下の周波数の使用を第二項第三号(一)に定める日前に終了させるため、この項に定めるところに

う。以下同じ。）が全て百分の五十以上になるように特定基地局を開設しなければならない。

2 (同上)

3 認定開設者は、認定日から七年を経過した日の属する年度の末日までに、三・九世代移動通信システムの基地局（特定基地局のうち無線設備規則第四十九条の六の九に規定する技術基準に係る無線設備（占有周波数帯幅が一〇MHz以上のものに限る。）を使用するものをいう。以下同じ。）の運用を開始しなければならない。

四 (同上)

(同上)

五 (同上)

1 (同上)

より、次の(一)から(三)までに掲げる無線局を対象とする終了促進措置を実施しなければならない。

- (一) 九五〇MHzを超え九五八MHz以下の周波数を使用する構内無線局及び簡易無線局並びに特定小電力無線局（電波法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第百六十二号）附則第二条第一項の規定によりなお効力を有することとされる同令による改正前の電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号⁽¹²⁾に掲げる周波数を使用する無線局をいう。）
- (二) 九〇五MHzを超え九一五MHz以下の周波数を使用する基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局（いずれもMCA陸上移動通信（無線設備規則第三条第五号に規定するMCA陸上移動通信をいう。以下同じ。）又はデジタルMCA陸上移動通信（無線設備規則第三条第六号に規定するデジタルMCA陸上移動通信をいう。以下同じ。）を行うものに限る。）
- (三) (二)の無線局の通信の相手方である無線局のうち八五〇MHzを超え八六〇MHz以下の周波数のみを使用する陸上移動中継局

2 認定開設者は、前号(一)から(三)までに掲げる無線局の免許人及び登録人（同号(一)に規定する特定小電力無線局にあつては、その無線設備の所有者又は占有者。以下「対象免許人等」という。）との間の合意に基づいて、対象免許人等が当該無線局について、第二項第三号(一)に定める日前に次に掲げるいずれかの措置を行うことを条件として、当該措置に係る無線局の運用の開始を確保するために必要な範囲において、終了促進措置として次号(一)から(三)までに掲げる費用の全部を負担しなければならない。

- (一) 前号(一)に掲げる構内無線局を廃止し、かつ、九一五MHzを超

(一) (同上)

(二) (同上)

(三) (同上)

2 (同上)

(一) (同上)

え九二八 MHz 以下の周波数を使用する構内無線局を開設する措置若しくは同号(一)に掲げる無線局（構内無線局を除く。）を廃止し、かつ、九一五 MHz を超え九三〇 MHz 以下の周波数を使用する特定小電力無線局（電波法施行規則第六条第四項第二号に規定する無線局をいう。）を開設する措置又は同号(一)に掲げる構内無線局が使用する周波数を九一五 MHz を超え九二八 MHz 以下に変更する措置 (二) 前号(二)に掲げる無線局を廃止し、かつ、九三〇 MHz を超え九四〇 MHz 以下の周波数を使用する無線局を開設する措置又は同号(二)に掲げる無線局が使用する周波数を九三〇 MHz を超え九四〇 MHz 以下に変更する措置 (三) (二)の措置により周波数を変更した無線局との通信を行うため前号(三)に掲げる無線局の無線設備を変更する措置 3 前号の規定により認定開設者が負担する費用は、同号に定める措置に係る次に掲げる費用とする。 (一) 無線局の無線設備及びこれに附属する設備（応答のための装置（当該無線設備が発射する電波により作動し、その受信電力の全部又は一部を同一周波数帯の電波として発射する装置をいう。）その他の設備をいう。(二)において同じ。)の取得に要する費用 (二) 第一号(一)から(三)までに掲げる無線局の無線設備及びこれに附属する設備の変更の工事に要する費用 (三) プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）の変更に要する費用 4 認定開設者は、終了促進措置の実施に当たつて、次に掲げる事項を行わなければならない。	
(二) 前号(二)に掲げる無線局を廃止し、かつ、九三〇 MHz を超え九四〇 MHz 以下の周波数を使用する無線局を開設する措置又は同号(二)に掲げる無線局が使用する周波数を九三〇 MHz を超え九四〇 MHz 以下に変更する措置	(二) (同上)
(三) (二)の措置により周波数を変更した無線局との通信を行うため前号(三)に掲げる無線局の無線設備を変更する措置	(三) (同上)
3 前号の規定により認定開設者が負担する費用は、同号に定める措置に係る次に掲げる費用とする。	3 (同上)
(一) 無線局の無線設備及びこれに附属する設備（応答のための装置（当該無線設備が発射する電波により作動し、その受信電力の全部又は一部を同一周波数帯の電波として発射する装置をいう。）その他の設備をいう。(二)において同じ。)の取得に要する費用	(一) (同上)
(二) 第一号(一)から(三)までに掲げる無線局の無線設備及びこれに附属する設備の変更の工事に要する費用	(二) (同上)
(三) プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）の変更に要する費用	(三) (同上)
4 認定開設者は、終了促進措置の実施に当たつて、次に掲げる事項を行わなければならない。	4 (同上)

- (一) 認定日から六月以内に、終了促進措置の実施の概要（次号(二)の定めにより設置した窓口の連絡先及び対応時間を含む。）を対象免許人等に周知させるための措置を開始すること
- (二) 認定日から六月以内に、終了促進措置の実施手順を第一号(一)及び(二)に掲げる無線局の免許人及び登録人に対して通知すること
- (三) (一)及び(二)に掲げる事項の実施前に、第一号(一)の無線局の無線設備に係る認証取扱業者（電波法第三十八条の二十五第一項に規定する認証取扱業者をいう。）及び製造業者又はこれらの者を社員その他の構成員としている法人又は団体（以下「製造業者等」という。）並びに第一号(三)に掲げる無線局の免許人との間で、(一)及び(二)の事項の実施について協議を行うこと
- (四) 対象免許人等（第一号(三)に掲げる無線局の免許人を除く。）との間で、当該対象免許人等が行う第二号に定める措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期その他終了促進措置の内容について協議を行うこと
- (五) 第一号(三)に掲げる無線局の免許人との間で、(三)に定める協議と同時に、当該免許人が行う第二号に定める措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期並びに当該免許人に係る無線局と第一号(二)に掲げる無線局との間のMCA陸上移動通信及びデジタルMCA陸上移動通信を停止する時期その他終了促進措置の内容について協議を行うこと
- (六) 対象免許人等から(四)又は(五)の協議の申入れがあった場合には、遅滞なく当該協議を開始すること

- (一) (同上)
- (二) (同上)
- (三) (同上)
- (四) (同上)
- (五) (同上)
- (六) (同上)

- 5 申請者（本開設指針に係る開設計画の申請者に限る。以下この章において同じ。）又は認定開設者は、終了促進措置の実施に関する透明性の確保を図るため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (一) 申請者は、平成二十三年総務省告示第五百十三号（三・九世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）の告示のときから認定を受けるまでの間、対象免許人等及び製造業者等に対し、認定開設者が行う第二号に規定する費用の負担に関する協議、調整等を一切行わないこと
 - (二) 認定開設者は、認定日から一月以内に、終了促進措置の実施に関する対象免許人等からの問合せに対応するための窓口を設置し、第二項第三号（一）に定める日の前日まで設置すること
 - (三) 認定開設者は、前号（二）の通知をした場合は、その通知の内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること
 - (四) 認定開設者は、終了促進措置に関する費用の負担の公正が確保されるよう十分に配慮すること。なお、前号（三）から（五）までに規定する終了促進措置の実施に関する協議において、第一号（二）に掲げる無線局の免許人及び製造業者等が関与する場合には、当該者は当該関与に対して認定開設者及び対象免許人等から対価を受けてはならないこと
 - (五) 認定開設者は、前号（四）又は（五）の協議により合意がなされたときは、その内容を、認定開設者及び対象免許人等が署名若しくは記名押印した書面又は電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。第九項第五号（七）において同じ。）

- 5 申請者又は認定開設者は、終了促進措置の実施に関する透明性の確保を図るため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (一) 申請者は、本開設指針の告示のときから認定を受けるまでの間、対象免許人等及び製造業者等に対し、認定開設者が行う第二号に規定する費用の負担に関する協議、調整等を一切行わないこと
 - (二) （同上）
 - (三) （同上）
 - (四) （同上）
 - (五) 認定開設者は、前号（四）又は（五）の協議により合意がなされたときは、その内容を、認定開設者及び対象免許人等が署名若しくは記名押印した書面又は電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）を行った電磁的記録（電子的方式、

を行った電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。同号セ)において同じ。）により確認し、本開設指針に係る開設計画の認定の有効期間中、当該書面又は当該電磁的記録を保管し、総務大臣の求めに応じて速やかにその写しを提出すること

- (六) 認定開設者は、当該認定に係る開設計画に基づく終了促進措置の完了までの間、毎年度の四半期ごとに、第一号(一)から(三)までに掲げる無線局の区分に従い当該措置を実施した無線局数及び当該措置の実施に要した費用その他当該措置の実施の状況を示す書類を総務大臣に提出すること

6 総務大臣は、前号(六)の規定により認定開設者から提出された書類について、本開設指針（九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画に係る部分に限る。）及び当該認定に係る開設計画に基づき適切に終了促進措置が実施されていることを確認し、当該書類の概要及び確認の結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

7 認定開設者は、終了促進措置に関して、対象免許人等との迅速な合意形成を図るための対策及び円滑な実施を図るための体制の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

六 特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

1 特定基地局は、次に掲げる場合に開設されたものとする。

- (一) 第二項第一号に規定する九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数のみを使用する基地局又は陸上移動中継局を開設した場合
- (二) 第二項第一号に規定する九四五MHzを超え九六〇MHz以下の

磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により確認し、本開設指針に係る開設計画の認定の有効期間中、当該書面又は当該電磁的記録を保管し、総務大臣の求めに応じて速やかにその写しを提出すること

- (六) (同上)

6 総務大臣は、前号(六)の規定により認定開設者から提出された書類について、本開設指針及び当該認定に係る開設計画に基づき適切に終了促進措置が実施されていることを確認し、当該書類の概要及び確認の結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

7 (同上)

六 (同上)

1 (同上)

- (一) 第二項第一号に規定する周波数のみを使用する基地局又は陸上移動中継局を開設した場合
- (二) 第二項第一号に規定する周波数と当該周波数とは異なる周

周波数と当該周波数とは異なる周波数とを併せて使用する基地局又は陸上移動中継局を開設した場合

(三) 既に開設している基地局又は陸上移動中継局について第二項第一号に規定する九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の追加又は当該周波数への変更に係る周波数の指定の変更を受けた場合

2 地域ごとに連携する複数の者がそれぞれ本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行う場合には、これらの申請を一の申請とみなして、本開設指針の規定を適用する。

3 本開設指針に係る開設計画の認定の申請は、次に定めるところにより行わなければならない。

(一) 申請することができる周波数の帯域幅は、一五MHzとする。

(二) 申請に当たっては、電波法第二十七条の十三第二項及び無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第二十五条の四に定めるところによるほか、別表第一に規定する事項について開設計画に記載しなければならない。

4 本開設指針に係る開設計画の認定は、電波法第二十七条の十三第四項各号並びに前各項及び前各号に規定する事項並びに別表第二に規定する要件を満たしている申請の数が一の場合は当該申請に対してするものとし、一を超える場合は当該申請について別表第三に掲げる順序に従い同表に掲げる基準に適合する申請の数が一となるまで審査した当該申請に対してするものとする。なお、同法第二十七条の十三第三項の規定により公示された期間（以下「申請期間」という。）内に提出された本開設指針に係る開設計画の認定の申請については、前後なく受け付けたものとして、同等に扱い審査を行う。

5 認定開設者が当該認定後に行う本開設指針に係る開設計画の

波数とを併せて使用する基地局又は陸上移動中継局を開設した場合

(三) 既に開設している基地局又は陸上移動中継局について第二項第一号に規定する周波数の追加又は当該周波数への変更に係る周波数の指定の変更を受けた場合

2 (同上)

3 (同上)

(一) (同上)

(二) (同上)

4 (同上)

5 (同上)

認定の申請は、前号前段の規定にかかわらず、当該認定開設者以外の者が行う本開設指針に係る開設計画の認定の申請に劣後するものとして審査を行う。

- 6 認定開設者は、毎年度の四半期ごとに、当該認定に係る開設計画に基づく事業の進捗を示す書類を総務大臣に提出しなければならない。

~~第三章 七七三MHzを超え八〇三MHz以下の周波数を使用する 特定基地局の開設計画の認定に係る事項~~

~~七 特定基地局の配置及び開設時期に関する事項~~

- 1 ~~本開設指針に係る開設計画（七七三MHzを超え八〇三MHz以下の周波数を使用する特定基地局のものに限る。以下この章において同じ。）の認定を受けた者（以下この章において「認定開設者」という。）は、当該認定の日（以下この章において「認定日」という。）から七年を経過した日の属する年度の末日までに、総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局（七七三MHzを超え八〇三MHz以下の周波数を使用するものに限る。以下この章において同じ。）の人口カバー率が全て百分の八十以上になるように特定基地局を開設しなければならない。~~
- 2 ~~認定開設者は、認定日から七年を経過した日の属する年度の末日までに、二・九世代移動通信システムの基地局であつて、七七三MHzを超え八〇三MHz以下の周波数を使用するものの運用を開始しなければならない。~~

~~八 特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項~~

~~特定基地局の無線設備に対しては、適応多値変調及び空間多重技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなけ~~

6 (同上)

なければならない。

九 終了促進措置に関する事項

- 1 認定開設者は、次の(一)及び(二)に掲げる無線局による七七〇MHzを超え八〇六MHz以下の周波数の使用を第二項第三号(三)に定める日前に終了させるため、この項に定めるところにより、次の(一)及び(二)に掲げる無線局を対象とする終了促進措置を実施しなければならない。
 - (一) 番組素材中継を行う無線局（無線設備規則第三十七条の二十七の二十一に規定する番組素材中継を行う無線局をいう。以下同じ。）であつて、七七〇MHzを超え八〇六MHz以下の周波数を使用するもの
 - (二) 無線設備規則第四十九条の十六に規定する特定ラジオマイクの無線局及び同規則第四十九条の十六の二に規定するデジタル特定ラジオマイクの無線局
- 2 全ての認定開設者は、前号(一)及び(二)に掲げる無線局の免許人（以下「対象免許人」という。）との間の合意に基づいて、対象免許人が当該無線局について、第二項第三号(三)に定める日前に次に掲げるいずれかの措置を行うことを条件として、当該措置に係る無線局の運用の開始を確保するために必要な範囲において、終了促進措置として次号(一)及び(二)に掲げる費用の全部を連帯して負担しなければならない。
 - (一) 前号(一)に掲げる無線局が使用する周波数を一、二四〇MHzを超え一、三〇〇MHz以下若しくは一、三三〇MHzを超え一、三七〇MHz以下に変更する措置又は一、二四〇MHzを超え一、三〇〇MHz以下若しくは一、三三〇MHzを超え一、三七〇MHz以下の周波数を使用する番組素材中継を行う無線局を開設し、かつ、同号(一)に掲げる無線局を廃止若しくは当該無線局が使用する周波

数を一、二四〇MHzを超え一、三〇〇MHz以下若しくは一、三三〇MHzを超え一、三七〇MHz以下に変更する措置

(二) 前号(二)に掲げる無線局が使用する周波数を四七〇MHzを超え七一四MHz以下若しくは一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下に変更する措置又は四七〇MHzを超え七一四MHz以下若しくは一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数を使用するラジオマイクの無線局を開設し、かつ、同号(二)に掲げる無線局を廃止若しくは当該無線局が使用する周波数を四七〇MHzを超え七一四MHz以下若しくは一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下に変更する措置

3| 前号の規定により認定開設者が負担する費用は、同号に定める措置に係る次に掲げる費用とする。

(一) 無線局の無線設備及びこれに附属する設備（当該無線局の開設に必要な受信設備、伝送路設備その他の設備をいう。(二)において同じ。）の取得に要する費用

(二) 第一号(一)及び(二)に掲げる無線局の無線設備及びこれに附属する設備の変更の工事に要する費用

4| 認定開設者は、終了促進措置の実施に当たって、次に掲げる事項を行わなければならない。

(一) (二)から四までに掲げる事項及び終了促進措置に係る対象免許人との合意について、他の全ての認定開設者と共同して実施することとし、当該事項及び当該合意の実施方法について認定日から三月以内に、他の全ての認定開設者と協議し、合意すること。なお、終了促進措置に要した費用について一の認定開設者が負担する金額は、当該費用の総額を認定開設者の数で除した額とすること

(二) (一)の他の全ての認定開設者との合意の日から六月以内に、

終了促進措置の実施の概要（次号四）の定めにより設置した窓口の連絡先及び対応時間を含む。）を対象免許人に周知させるための措置を開始すること

(三) (一)の他の全ての認定開設者との合意の日から六月以内に、終了促進措置の実施手順を対象免許人に対して通知すること

(四) (二)及び(三)に掲げる事項の実施前に、対象免許人を社員その他の構成員としている法人又は団体（以下「免許人団体」という。）との間で、(二)及び(三)の事項の実施について協議を行うこと

(五) 対象免許人との間で、当該対象免許人が行う第二号に定める措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期並びに当該対象免許人が当該措置を行うまでの間に当該対象免許人の第一号(一)及び(二)に掲げる無線局と特定基地局が周波数を共用する場合の当該共用の条件その他終了促進措置の内容について協議を行うこと

(六) 対象免許人から(五)の協議の申入れがあつた場合には、遅滞なく当該協議を開始すること

5) 申請者（本開設指針に係る開設計画の申請者に限る。以下この章において同じ。）又は認定開設者は、終了促進措置の実施に関する透明性の確保を図るため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(一) 申請者は、平成〇〇年総務省告示第〇〇号（三・九世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件の一部を改正する件）の告示のときから認定を受けるまでの間、対象免許人及び免許人団体に対し、認定開設者が行う第二号に規定する費用の負担に関する協議、調整等を一

切行わないこと

(二) 申請者は、平成〇〇年総務省告示第〇〇号の告示のときから認定を受けるまでの間、他の全ての申請者に対し、終了促進措置に係る前号(一)の実施方法について協議、調整等を一切行わないこと

(三) 認定開設者は、前号(一)により他の全ての認定開設者と合意したときは、その合意の内容を示す書面の写しを速やかに総務大臣に提出するとともに、その内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること

(四) 認定開設者は、前号(一)の合意の日から一月以内に、終了促進措置の実施に関する対象免許人からの問合せに対応するための窓口を設置し、第二項第三号(三)に定める日の前日まで設置すること

(五) 認定開設者は、前号(三)の通知をした場合は、その通知の内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること

(六) 認定開設者は、終了促進措置に関する費用の負担の公正が確保されるよう十分に配慮すること。なお、前号四及び五に規定する終了促進措置の実施に関する協議において、免許人団体が関与する場合には、当該免許人団体は当該関与に対して認定開設者及び対象免許人から対価を受けてはならないこと

(七) 認定開設者は、前号(五)の協議により合意がなされたときは、その内容を、全ての認定開設者及び対象免許人が署名若しくは記名押印した書面又は電子署名を行った電磁的記録により確認し、本開設指針に係る開設計画の認定の有効期間中、当該書面又は当該電磁的記録を保管し、総務大臣の求めに応じて速やかにその写しを提出すること

八) 認定開設者は、当該認定に係る開設計画に基づく終了促進

措置の完了までの間、毎年度の四半期ごとに、第一号(一)及び(二)に掲げる無線局の区分に従い当該措置を実施した無線局数及び当該措置の実施に要した費用その他当該措置の実施の状況を示す書類を総務大臣に提出すること

6 総務大臣は、前号(八)の規定により認定開設者から提出された書類について、本開設指針(七七三MHzを超え八〇三MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画に係る部分に限る。)及び当該認定に係る開設計画に基づき適切に終了促進措置が実施されていることを確認し、当該書類の概要及び確認の結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

7 認定開設者は、終了促進措置に関して、対象免許人との迅速な合意形成を図るための対策及び円滑な実施を図るための体制の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

十 特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

1 特定基地局は、次に掲げる場合に開設されたものとする。

(一) 第二項第一号に規定する七七三MHzを超え八〇三MHz以下の周波数のみを使用する基地局又は陸上移動中継局を開設した場合

(二) 第二項第一号に規定する七七三MHzを超え八〇三MHz以下の周波数と当該周波数とは異なる周波数とを併せて使用する基地局又は陸上移動中継局を開設した場合

(三) 既に開設している基地局又は陸上移動中継局について第二項第一号に規定する七七三MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の追加又は当該周波数への変更に係る周波数の指定の変更を受けた場合

2 地域ごとに連携する複数の者がそれぞれ本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行う場合には、これらの申請を一の申請と

みなして、本開設指針の規定を適用する。

3| 本開設指針に係る開設計画の認定の申請は、次に定めるところにより行わなければならない。

(一) 申請することができる周波数の帯域幅は、一〇MHzとし、電波法第二十七条の十三第二項第四号に規定する希望する周波数の範囲として、七七三MHzを超え七八三MHz以下、七八三MHzを超え七九三MHz以下及び七九三MHzを超え八〇三MHz以下の周波数を希望する順に開設計画に記載すること。

(二) 申請に当たっては、電波法第二十七条の十三第二項及び無線局免許手続規則第二十五条の四に定めるところによるほか、別表第一に規定する事項について開設計画に記載しなければならない。

4| 本開設指針に係る開設計画の認定は、電波法第二十七条の十三第四項各号並びに第一項、第二項及び第七項から前項まで並びに前各号に規定する事項並びに別表第二に規定する要件を満たしている申請に対して行う。ただし、当該申請（九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定を受けている者のものを除く。）の数が三の場合は当該申請に対して認定するものとし、三を超える場合は当該申請について別表第三に掲げる順序に従い同表に掲げる基準に適合する申請の数が三となるまで審査した当該申請に対して認定するものとする。なお、申請期間内に提出された本開設指針に係る開設計画の認定の申請については、前後なく受け付けたものとして、同等に扱い審査を行う。

5| 開設計画の認定に係る電波法第二十七条の十三第四項に基づく周波数の指定は、第三号(一)により開設計画に記載した希望する周波数の範囲に基づき行う。この場合において、二以上の申請

者が同じ周波数の範囲を希望するときは、前号の別表第三に係る審査における基準への適合の度合いが高い者の希望を優先する。ただし、当該申請者に九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定を受けている者が含まれる場合は、その者の申請はそれ以外の者の申請に劣後するものとする。

6 認定開設者は、毎年度の四半期ごとに、当該認定に係る開設計画に基づく事業の進捗を示す書類を総務大臣に提出しなければならない。

7 別表第一の二4に規定するブースター障害等の防止又は解消は、それらに要する費用の負担等当該ブースター障害等の防止又は解消に当たり必要な事項についてあらかじめ全ての認定開設者間で協議し、合意した上で、当該全ての認定開設者が共同して行わなければならない。

別表第一 開設計画に記載すべき事項

一 特定基地局の整備計画に関する事項

1 特定基地局の開設数に関する、年度（特定基地局の最初の運用開始の日から十年を経過した日の属する年度までに限る。以下この一及び四において同じ。）の末日ごと、都道府県ごと、無線局の種別ごと（屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置する無線局かの別を含む。）及び技術基準ごと（無線設備規則第四十九条の六の五に規定する技術基準（拡散符号速度が毎秒二・八四メガチップのものであつて、六十四値直交振幅変調が可能なものに限る。）にあつては隣接する二の搬送波を使用すること又は複数の空中線を使用する空間多重方式を用いることにより伝送速度を向上と

別表第一 （同上）

一 （同上）

1 （同上）

	せるものかどうかの別、同規則第四十九条の六の九に規定する技術基準にあつては占有周波数帯幅の別を含む。）の計画
2	総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の人口カバー率に関する、市町村ごと、年度の末日ごとの計画（当該計画に係る無線局の開設数を含む。）
3	別表第三の二に規定する全国の三・九世代移動通信システムの基地局の人口カバー率に関する、市町村ごと、年度の末日ごとの計画（当該計画に係る無線局の開設数を含む。）
4	三・九世代移動通信システムの基地局の運用の開始に関する計画
二	開設計画に従つて円滑に特定基地局を整備するための能力に関する事項（一九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画（以下「一九〇〇MHz帯開設計画」という。）の申請に当たつては次の1から3まで、七七三MHzを超え八〇三MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画（以下「一七〇〇MHz帯開設計画」という。）の申請に当たつては次の1から4までに掲げる事項について記載すること。）
1	特定基地局の設置場所の確保（開設に対する地域住民の合意形成に向けた取組を含む。以下別表第二の二において同じ。）に関する計画及びその根拠
2	特定基地局の無線設備の調達に関する計画及びその根拠
3	特定基地局の整備に係る工事業者その他の業者との協力体制の確保に関する計画及びその根拠
4	地上デジタル放送（人工衛星の無線局以外の無線局により行われるテレビジョン放送（デジタル放送に限る。）をいう。以下この4において同じ。）の受信電波を増幅する機器その他の受信設備に作用することにより発生する地上デジタル放送の受信障害

2	（同上）
3	（同上）
4	（同上）
二	開設計画に従つて円滑に特定基地局を整備するための能力に関する事項
1	（同上）
2	（同上）
3	（同上）

	(以下「ブースター障害等」という。)を与えるおそれのある世帯数等の規模、当該ブースター障害等の防止又は解消に要する費用の見通し、当該費用の負担に関する事項及びそれらの根拠並びに当該ブースター障害等を防止し、又は解消するための方法、当該方法の実施に関する地上デジタル放送を行う放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二十六号に規定する放送事業者をいう。)との間の連絡及び調整その他のブースター障害等の防止又は解消に関する計画及びその根拠
二	電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力に関する事項
1	申請者が設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化等の実績及び計画
2	特定基地局に係る伝送路設備、交換設備、端末設備その他の運用に必要な電気通信設備(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。)の調達及び工事に関する計画及びその根拠
3	電気通信設備の運用及び保守管理のために必要な技術要員の確保に関する計画及びその根拠
4	電気通信主任技術者(電気通信事業法第四十五条第一項に規定する電気通信主任技術者をいう。以下同じ。)の選任及び配置に関する計画及びその根拠
5	天災その他の災害及び事故の発生時における電気通信設備の障害及び通信の輻輳を防止し、又は最小限に抑えるための措置に関する計画及びその根拠
四	財務的基礎に関する事項
1	特定基地局の運用による電気通信事業(電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業をいう。以下同じ。)により生ず

二	(同上)
1	(同上)
2	(同上)
3	(同上)
4	(同上)
5	(同上)
四	(同上)
1	(同上)

	る収益に関する、年度ごとの見通し及びその根拠（当該電気通信事業に係る電気通信役務（同条第三号に規定する電気通信役務をいう。以下同じ。）の契約数に関する事項を含む。）		
	2 特定基地局に係る設備投資の額及び終了促進措置の実施に要する費用その他当該電気通信事業に要する費用に関する、年度ごとの見通し及びその根拠	2	（同上）
	3 当該電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画及びその根拠（申請者及び申請者に対する主な出資者の財務諸表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和二十八年大蔵省令第五十九号）第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）その他の当該計画に従って必要な資金を確保することができるところを証する書類を別紙により添付すること。）	3	（同上）
	4 当該電気通信事業に係る損益及びキャッシュ・フローに関する、年度ごとの見通し及びその根拠	4	（同上）
五	業務執行体制の整備に関する事項	五	（同上）
	1 法令遵守のための体制の整備に関する計画及びその根拠（法令遵守に係る内部規程がある場合は、別紙により添付すること。）	1	（同上）
	2 個人情報保護のための体制の整備に関する計画及びその根拠（個人情報保護に係る内部規程がある場合は、別紙により添付すること。）	2	（同上）
	3 電気通信役務についての利用者からの苦情及び問合せに対する適切かつ迅速な処理を行うための体制その他の電気通信事業の利用者の利益の保護のための体制の整備に関する計画及びその根拠（電気通信事業の利用者の利益の保護に係る内部規程がある場合は、別紙により添付すること。）	3	（同上）
六	混信等の防止に関する事項	六	混信等の防止に関する事項

九〇〇MHz帯開設計画にあつては次の1、七〇〇MHz帯開設計画にあつては次の2に掲げる無線局その他既設の無線局(予備免許を受けているものを含む。)及び電波法第五十六条第一項に規定する指定を受けている受信設備(以下「既設の無線局等」という。)の運用並びに電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策及び体制に関する計画及びその根拠

1 九〇〇MHz帯開設計画に係る無線局

- (一) 無線設備規則第四十九条の六の三から第四十九条の六の五まで及び第四十九条の六の九に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局(八六〇MHzを超え八九〇MHz以下の周波数を使用するものに限る。)
- (二) 無線設備規則第四十九条の九第一号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する構内無線局及び同規則第五十四条第五号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する簡易無線局
- (三) 電波法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の無線設備規則第四十九条の九第一号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する構内無線局及び同規則第五十四条第五号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する簡易無線局
- (四) 無線設備規則第四十九条の七及び第四十九条の七の三に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局
- (五) 電波法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の無線設備規則第四十九条の七及び第四十九条の七の三に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局
- 六) 無線設備規則第五十八条の二の三に規定する技術基準に係

次に掲げる無線局その他既設の無線局(予備免許を受けているものを含む。)及び電波法第五十六条第一項に規定する指定を受けている受信設備(以下「既設の無線局等」という。)の運用並びに電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策及び体制に関する計画及びその根拠

- (一) 無線設備規則第四十九条の六の三から第四十九条の六の五まで及び第四十九条の六の九に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局(八六〇MHzを超え八九〇MHz以下の周波数を使用するものに限る。)
- (二) 無線設備規則第四十九条の九第一号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する構内無線局及び同規則第五十四条第五号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する簡易無線局
- (三) 電波法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の無線設備規則第四十九条の九第一号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する構内無線局及び同規則第五十四条第五号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する簡易無線局
- (四) 無線設備規則第四十九条の七及び第四十九条の七の三に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局
- (五) 電波法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の無線設備規則第四十九条の七及び第四十九条の七の三に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局
- 六) 無線設備規則第五十八条の二の三に規定する技術基準に係

る無線設備を使用する固定局（九五八 MHz を超え九六〇 MHz 以下の周波数を使用するものに限る。）

(七) 無線設備規則第四十五条の十二の五及び第四十五条の十二の六に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局

2 七〇〇 MHz 帯開設計画に係る無線局

(一) 無線設備規則第三十七条の二十七の九から第三十七条の二十七の十一までに規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局

(二) 無線設備規則第四十九条の六の三から第四十九条の六の五まで及び第四十九条の六の九に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局（七七三 MHz を超え八〇三 MHz 以下及び八六〇 MHz を超え八九〇 MHz 以下の周波数を使用するものに限る。）

(三) 無線設備規則第四十九条の二十二の二に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局

(四) 番組素材中継を行う無線局であつて、七七〇 MHz を超え八〇六 MHz 以下の周波数を使用するもの

(五) 無線設備規則第四十九条の十六及び第四十九条の十六の二に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局

七 終了促進措置に関する事項

1 第五項第二号（七〇〇 MHz 帯開設計画にあつては、第九項第二号）に規定する費用の負担に充てることが可能な金額の総額（以下「負担可能額」という。）

2 当該費用に充てる資金の確保の計画及びその根拠（外国通貨で表示された金額は、申請期間の開始日における外国為替の売買相場により、本邦通貨で表示された金額に換算すること。また、申請者の預金口座の残高として金融機関が証明した書類、金融機関

る無線設備を使用する固定局（九五八 MHz を超え九六〇 MHz 以下の周波数を使用するものに限る。）

(七) 無線設備規則第四十五条の十二の五及び第四十五条の十二の六に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局

七 (同上)

1 第五項第二号に規定する費用の負担に充てることが可能な金額の総額（以下「負担可能額」という。）

2 (同上)

- による融資を行う旨を約する書類その他の負担可能額に相当する資金を確実に確保することができることを証する書類を別紙により添付すること。)
- 3 対象免許人等 ~~(七〇〇MHz帯開設計画にあつては、対象免許人。以下同じ。)~~との終了促進措置の協議を開始する無線局の割合及び終了促進措置の実施を完了する無線局の割合に関する、年度ごと、都道府県(第五項第一号(二)及び(三)に掲げる無線局においては総合通信局の管轄区域)ごと、第五項第一号(一)から(三)まで ~~(七〇〇MHz帯開設計画にあつては、第九項第一号(一)及び(二))~~の区別ごとの計画及びその根拠
- 4 終了促進措置の実施に係る窓口の設置、周知させるための措置及び通知の実施の確保に関する計画
- 5 第五項第五号(一) ~~(七〇〇MHz帯開設計画にあつては、第九項第五号(一)及び(二))~~に規定する事項の遵守を示す旨
- 6 対象免許人等との終了促進措置に係る協議及び合意の方法に関する計画
- 7 第五項 ~~(七〇〇MHz帯開設計画にあつては、第九項)~~に定める終了促進措置に関する事項について、対象免許人等との迅速な合意形成を図るための対策及び円滑な実施を図るための体制の整備その他必要な措置に関する計画
- 八 電波の能率的な利用の確保に関する事項
- 申請者に係る携帯無線通信(無線設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信をいう。以下同じ。)を行う無線局の周波数に係る電波の能率的な利用を確保するための取組に関する計画(電波の利用状況及び利用計画を含む。以下別表第二の十において同じ。)及びその根拠
- 九 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与に関する事項

- 3 対象免許人等との終了促進措置の協議を開始する無線局の割合及び終了促進措置の実施を完了する無線局の割合に関する、年度ごと、都道府県(第五項第一号(二)及び(三)に掲げる無線局においては総合通信局の管轄区域)ごと、第五項第一号(一)から(三)までの区別ごとの計画及びその根拠
- 4 (同上)
- 5 第五項第五号(一)に規定する事項の遵守を示す旨
- 6 (同上)
- 7 第五項に定める終了促進措置に関する事項について、対象免許人等との迅速な合意形成を図るための対策及び円滑な実施を図るための体制の整備その他必要な措置に関する計画
- 八 (同上)
(同上)
- 九 (同上)

本開設指針又は平成二十一年総務省告示第二百四十八号(三・九世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件)に係る開設計画の認定を受けていない電気通信事業者(電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいい、同号に規定する電気通信事業者になる見込みのある者を含む。以下同じ。)に対する、卸電気通信役務(同法第二十九条第一項第十号に規定する卸電気通信役務をいう。以下同じ。)の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画	
十 申請者の条件に関する事項 別表第二の十一の要件に対する適合を示す旨(申請者が法人又は団体である場合にあつては、その役員(組合その他これに準ずる事業体にあつては、役員に相当する者を含む。以下同じ。))及び同表十一4の議決権の関係を示す書類を別紙により添付すること。)	
十一 一から十までに定めるもののほか、本開設指針に定められた事項に関する申請者のこれまでの取組の実績並びに計画及びその根拠	
別表第二 開設計画の認定の要件	
一 全ての都道府県の区域において、特定基地局を整備する計画及びその根拠を有していること。	
二 開設計画に記載された全ての特定基地局について、その円滑な整備のため、設置場所の確保、無線設備の調達及びその整備に係る業者との協力体制の確保に関する計画(七〇〇MHz帯開設計画の認定においては、ブースター障害等の防止又は解消に関する計画を含む。))及びその根拠を有していること。	
三 申請者が設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実	

	(同上)
十	(同上) (同上)
十一	(同上)
別表第二	(同上)
一	(同上)
二	二 開設計画に記載された全ての特定基地局について、その円滑な整備のため、設置場所の確保、無線設備の調達及びその整備に係る業者との協力体制の確保に関する計画及びその根拠を有していること。
三	(同上)

- 験、標準化等の実績又は計画を有し、かつ、特定基地局の運用に必要な電気通信設備の調達及び工事並びに運用及び保守に関する計画及びその根拠を有していること。
- 四 関係法令の規定に基づき、無線従事者の配置方針並びに電気通信主任技術者の選任及び配置に関する計画及びその根拠を有していること。
- 五 天災その他の災害及び事故の発生時における電気通信設備の障害及び通信の輻輳を防止し、又は最小限に抑えるための措置に関する計画（申請者が開設計画の認定を受けたことのある者である場合にあっては、当該認定に係る開設計画に記載されたもの以外のものを含むこと。）及びその根拠を有していること。
- 六 特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画及びその根拠を有しており、かつ、当該電気通信事業に係る損益に関する年度ごとの見通しにおいて、利益の生じる年度があること。
- 七 法令遵守のための体制の整備、平成十六年総務省告示第六百九十五号（電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインを定める件）に適合した個人情報保護のための体制の整備及び電気通信事業の利用者の利益の保護のための体制の整備に関する計画及びその根拠を有していること。
- 八 ~~開設の無線局等~~の運用及び電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するため、当該妨害の防止に係る対応を行う窓口の設置及び特定基地局の設置前に当該設置に係る情報交換若しくは協議の実施又は当該妨害を防止するための特定基地局の設置における無線設備へのフィルタの追加若しくは無線局の設置場所及び無線設備の空中線の指向方向の調整の実施による干渉の改善等の措置を行う計画及びその根拠を有していること。

四 (同上)

五 (同上)

六 (同上)

七 (同上)

- 八 ~~既存の無線局等~~の運用及び電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するため、当該妨害の防止に係る対応を行う窓口の設置及び特定基地局の設置前に当該設置に係る情報交換若しくは協議の実施又は当該妨害を防止するための特定基地局の設置における無線設備へのフィルタの追加若しくは無線局の設置場所及び無線設備の空中線の指向方向の調整の実施による干渉の改善等の措置を行う計画及びその根拠を有していること。

九 負担可能額が、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める金額以上であり、当該負担可能額を確実に確保できること。

- | | | |
|---|----------------|-------|
| 1 | 九〇〇MHz帯開設計画の認定 | 千二百億円 |
| 2 | 七〇〇MHz帯開設計画の認定 | 六百億円 |

十 申請者に係る携帯無線通信を行う無線局の周波数に係る電波の能率的な利用を確保するための取組に関する計画及びその根拠を有していること（九〇〇MHz帯開設計画の認定においては第四項、七〇〇MHz帯開設計画の認定においては第八項に掲げる事項を除く。）。

十一 申請者が次の要件を満たしていること。

- 1 申請者が、本開設指針に係る二以上の開設計画の認定の申請（申請期間が同じものに限る。以下この十一において同じ。）を行っていないこと。
- 2 申請者が、本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員ではないこと。
- 3 申請者が法人又は団体である場合にあつては、その役員が本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っていないこと。
- 4 申請者が法人又は団体である場合にあつては、申請者により議決権の三分の一以上を保有される者、申請者の議決権を三分の一以上保有する者及び申請者の議決権を三分の一以上保有する者により議決権の三分の一以上を保有される者（申請者を除く。）（申請者と地域ごとに連携する者を除く。）が、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないこと。この場合において、一の者により議決権の三分の一以上を保有される者が議決権の三分の一以上を保有する者は当該一の者により議決権の三分

九 負担可能額が千二百億円以上であり、当該負担可能額を確実に確保できること。

十 申請者に係る携帯無線通信を行う無線局の周波数に係る電波の能率的な利用を確保するための取組に関する計画及びその根拠を有していること（第四項に掲げる事項を除く。）。

十一 （同上）

1 （同上）

2 （同上）

3 （同上）

4 （同上）

の一以上を保有される者と、一の者の議決権を三分の一以上保有する者の議決権を三分の一以上保有する者は当該一の者の議決権を三分の一以上保有する者と順次みなす。

別表第三 開設計画の認定の審査基準

- 一 負担可能額(当該負担可能額に十億円未満の端数があるときはこれを切り捨て、かつ、~~九〇〇MHz帯開設計画の認定においては二千五百億円、七〇〇MHz帯開設計画の認定においては千五百億円を超える額があるときは、~~その超える額を控除した額とする。)がより大きいこと。
- 二 認定日(~~九〇〇MHz帯開設計画の認定においては第三項第一号に規定する認定日、七〇〇MHz帯開設計画の認定においては第七項第一号に規定する認定日とする。)~~から七年を経過した日の属する年度の末日の、全国の三・九世代移動通信システムの基地局(~~九〇〇MHz帯開設計画の認定においては九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数を使用するもの、七〇〇MHz帯開設計画の認定においては七二三MHzを超え八〇三MHz以下の周波数を使用するものに限る。この二において同じ。)~~の人口カバー率(一の市町村における全ての市町村事務所等において三・九世代移動通信システムの基地局(屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するものを除く。)とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる場合に、当該一の市町村を当該通信が可能な市町村とみなし、当該通信が可能な市町村の人口の合計を、全国の人口で除した値をいう。)を百分の五で除した値(一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。)がより大きいこと。
- 三 次に掲げる基準への適合の度合いが高いこと。

別表第三 (同上)

- 一 負担可能額(当該負担可能額に十億円未満の端数があるときはこれを切り捨て、かつ、~~二千五百億円を超える額があるときは~~その超える額を控除した額とする。)がより大きいこと。
- 二 認定日から七年を経過した日の属する年度の末日の、全国の三・九世代移動通信システムの基地局の人口カバー率(一の市町村における全ての市町村事務所等において三・九世代移動通信システムの基地局(屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するものを除く。)とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる場合に、当該一の市町村を当該通信が可能な市町村とみなし、当該通信が可能な市町村の人口の合計を、全国の人口で除した値をいう。)を百分の五で除した値(一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。)がより大きいこと。
- 三 (同上)

1 終了促進措置に関する事項

第五項 ~~(七〇〇MHz帯開設計画の認定においては、第九項)~~に定める終了促進措置に関する事項について、対象免許人等との迅速な合意形成を図るための具体的な対策及び円滑な実施を図るための具体的な体制の整備に関する計画がより充実していること。

2 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与

- (一) 本開設指針又は平成二十一年総務省告示第二百四十八号に係る開設計画の認定を受けていない電気通信事業者等多数の者に対する、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること。
- (二) (一)のほか申請者に割り当てている周波数帯の有無及び差違並びに申請者に割り当てている周波数の幅に対する当該周波数を利用する電気通信事業に係る契約数の程度を勘案して、特定基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営により寄与すること。

1 終了促進措置に関する事項

第五項に定める終了促進措置に関する事項について、対象免許人等との迅速な合意形成を図るための具体的な対策及び円滑な実施を図るための具体的な体制の整備に関する計画がより充実していること。

2 (同上)

- (一) (同上)
- (二) (同上)

700MHz 帯を使用する特定基地局の開設に関する指針案
に対して寄せられた主な御意見とそれに対する総務省の考え方

○意見募集期間：平成 24 年 3 月 1 日（木）から同年 3 月 30 日（金）まで

○提出意見総数：19 件

(1) 法人・団体：14 件

(内訳)

- ・携帯電話事業者等 : 5 件
- ・FPU 関係（放送事業者等） : 5 件
- ・特定ラジオマイク関係（免許人団体等） : 4 件

(2) 個人 : 5 件

1 開設計画の認定の基準に関する意見

No.	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	今回の開設指針案は、総務省殿がこれまで促進されてきた 3.9 世代移動通信システムの普及を目途に策定されており内容として適切なものであると考えます。 900MHz 帯の開設指針に引き続き、700MHz 帯の割当についても現行の制度下で行うとしたことは適切であると考えます。現在、トラフィックが大きく増加し周波数需要が急激に増大しているモバイル通信市場の共通課題に鑑み、携帯電話事業者における将来計画への予見性を高める観点からも速やかな周波数割当てを行っていただくことが必要と考えます。【イー・アクセス株式会社、同旨：株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDD I 株式会社】	賛同する御意見として承ります。
2	トータルの周波数幅 30MHz に対し 10MHz 幅 LTE が可能となる最大限の数である 3 者に認めることで、競争がより促進され、超高速ワイヤレスブロードバンドの全国展開が早期に図られるものと考えます。 【イー・アクセス株式会社】	賛同する御意見として承ります。
3	700MHz 帯の希望周波数が重複した場合の優先的割当において、別表第三の競願時審査基準に基づき希望順位を決めるとすることについては賛成しますが、優先的割当に関する競願審査においては、900MHz 帯の審査結果において公表された基準 A、B、C の合計点における比率（それぞれ 1/3）を変更しないようにしていただきたいと考えます。また、周波数のイコールフットイングの観点より、「プラチナバンドの有無」の配点を「割当周波数に対する契約数」よりも大きくしていただきたいと考えます（例：4 点満点で、プラチナバンドの有無を 3 点、割当周波数に対する契約数を 1 点）。 【イー・アクセス株式会社】	700MHz 帯に係る開設計画の認定の際に適用する競願時審査基準は、900MHz 帯と同一であることから、競願時審査基準における第 3 基準の配点比率を変えることは考えておりません。また、基準 C における「割当周波数帯の差異」及び「割当周波数幅に対する契約数の程度」はいずれも電波の有効利用の観点から重要であり、審査における配点基準を 900MHz 帯の開設計画の認定と異なるものとすべき特段の事由はないことからこれらの配点比率を変更することは考えていません。
4	700 メガヘルツ帯の割り当ての劣後条件として 900 メガヘルツが割り当てられていることというものがありませんでしたが、以下二点の追加（修正）を希望します。	本開設指針案においては、700MHz 帯の割当ての審査において 900MHz 帯の認定開設者を劣後させることとしておりますが、これは、近接した時期に同一の制度により周波数再編を行う 700/900MHz 帯をより多くの者が

	・すでに1ギガヘルツ未満の割り当てのあるキャリアを劣後とする ・新規参入を除き、ギガヘルツ帯の割り当て5年後、該当帯域のカバー率が90%で合ったキャリアを劣後とする。 前者は公平さの観点から、後者は既存帯域を放置させる危険性から具申します。 【個人】	利用可能とし、電波の有効利用を図ることを目的としたものです。なお、申請が競願した場合においては、申請者に割り当てている周波数帯の有無及び差異を勘案して審査することとしています。また、既に割り当てた周波数帯のうち特定基地局の整備については、当該周波数帯に関する開設計画に基づいて行うこととされており、本開設指針案において審査の対象とすることは適当ではないと考えています。
5	なぜ700MHzの割り当てを急ぐのか。 携帯電話が使用する周波数が足りなくなっているから急がなければならないというのは言い訳にならない。 700MHzは2015年にしないと使えない。割り当てを受けた携帯電話事業者が基地局や端末の準備をする時間を考慮しても早すぎる。割り当てた後に事業者の事業計画や経営状態が変化して700MHzが未使用になるような状況になれば誰が責任を取るのか。 【個人】	700MHz帯の割り当ては900MHz帯と同様に、近年の通信量の増大に対応するため、既存無線局の周波数移行を早期に完了させ携帯電話に使用させる必要があると考えています。このため、700MHz帯の開設計画の認定は900MHz帯と同様にできるだけ早期に行い、認定後は、本開設指針案に定める手順に従って、認定開設者が終了促進措置を早期に実施することにより、2015年以前であっても、既存無線局の周波数移行を完了した地域から順次、周波数を利用することを可能とすることが適当であると考えています。

2 終了促進措置に関する意見

(1) 終了促進措置に関する協議、実施等について

No.	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
6	終了促進措置が完了するまでの間、FPU および特定ラジオマイクの現行周波数を携帯電話が利用する場合、携帯電話の基地局が利用可能な地域や日時を検討する際には、放送番組の制作に影響しないよう具体的な施策等に関し放送事業者との協議が必要です。700MHz帯は複数の開設者が認定されますので、有害な混信がない共用を可能とし円滑な周波数移行を進めるためには、放送事業者との協議窓口を一本化するなど認定開設者間で共同して対応されることが必要です。したがって、共用期間における共用に関する協議についても認定開設者が共同で対応する旨が開設計針に盛り込まれることを求めます。 【日本放送協会】	本開設指針案に基づく認定開設者は、複数となることが想定されますが、各認定開設者が開設する携帯電話基地局の時期や地域は、認定開設者によって異なることが考えられることから、終了促進措置における協議を共同して行うことを禁じるものではないものの、それを義務付けることは適当ではないと考えます。ただし、終了促進措置の実施に関する既存免許人との合意は全ての認定開設者が共同して行うこととしており、合意内容について認定開設者間で意思の齟齬が生じないよう措置を講じているところです。また、終了促進措置の実施に当たっての周知及び通知は共同して行うこととしており、既存免許人が協議を円滑に開始できるよう措置しているところです。

7	FPU／特定ラジオマイクは放送番組の制作や中継において必要不可欠な無線システムであるため、その周波数移行については「ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編アクションプラン」で整理された検討方法や移行手順等に沿って、業務が支障なく継続できることを見極めながら具体化していく必要があります。また、周波数移行に伴い、放送番組の制作や中継において過度の制約や負担が生じてはならないと考えます。 【社団法人日本民間放送連盟】	今回の制度整備は、「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」のとりまとめ（平成 22 年 11 月）をはじめとするこれまでの検討結果を踏まえて行うものです。なお、移行時期や費用負担の方法等、周波数移行の具体的な条件等については、最終的には、認定開設者と対象免許人との協議において決定することとなります。
8	終了促進措置に関する開設認定者と既存免許人との協議が難航するようなことがあれば、行政は関係者に対する説明等に努め、課題解決に向けた環境を整えるなど、円滑な合意形成を支援していただきたいと考えます。 【社団法人日本民間放送連盟、同旨：社団法人日本演劇興行協会、東宝株式会社】	終了促進措置においては、移行時期、費用負担の方法等の条件を認定開設者と対象免許人との間で協議し、その合意に基づいて周波数移行を進めることとなります。また、総務省では、関係者に対して、周波数再編に関する周知・広報を行う予定であるとともに、四半期ごとに、終了促進措置の実施状況について認定開設者からの報告を受け、進捗状況を確認し、その結果を公表することとしています。これらの措置を通じて、円滑な合意形成に寄与して参りたいと考えます。
9	FPU と特定ラジオマイクは報道取材や放送番組の制作において必要不可欠な無線システムであるため、移行に当たっては現在と同様な運用ができ放送番組制作の業務が支障なく継続できるよう行政における適切な制度整備、および終了促進措置が確実に実施されるよう望む。 【日本テレビ放送網株式会社、同旨：日本舞台音響家協会、社団法人日本芸能実演家団体協議会】	
10	周波数移行先で使用する新機器が延滞なく供給、及び不可欠な付随工事などが延滞なく施工されるように、総務省が指導することを要求します。 【社団法人日本演劇興行協会、同旨：東宝株式会社】	
11	本開設指針案において、開設認定者が FPU／特定ラジオマイクの免許人との間で協議すべき終了促進措置の内容に“現行 FPU／特定ラジオマイクの廃止・変更までの間に特定基地局と周波数を共用する場合の共用条件”が盛り込まれておりますが、この点は重要だと考えます。 こうした周波数共用については、「ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編アクションプラン」において、FPU は“マラソン中継のように、利用期間、場所があらかじめ特定できるものは、2015 年以降も当面の間、免許	御指摘のとおり、本開設指針案においては、「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」のとりまとめ（平成 22 年 11 月）の内容等を踏まえ、特定ラジオマイク又は FPU と携帯電話基地局が周波数を共用する場合の共用の条件を終了促進措置に係る協議内容として規定しております。本規定に基づき、認定開設者と対象免許人との間で、周波数移行に際して一定期間、既存無線局と携帯電話基地局との間で周波数の共用の条件について合意した場合に、認定開設者は既存

	人間で調整を図りながら利用を図る”旨が、特定ラジオマイクは“2015 年以降も当面の間は、免許人間で調整の上、既存ラジオマイクの利用を適宜可能とする”旨が、それぞれ明記されております。これは円滑な周波数移行の前提となるもので、十分な配慮が必要と考えます。 【社団法人日本民間放送連盟、同旨：日本テレビ放送網株式会社、日本舞台音響家協会】	無線局と周波数を共用することができることとなります。
12	総務省の指導の下、特定ラジオマイク事業者による周波数移行先での新機器の安定運用が確保されるまでは、現行の使用帯域との併用を保障し、認定開設者の運用は一切開始されないことを要求します。 【社団法人日本演劇興行協会、同旨：東宝株式会社】	
13	終了促進措置は免許人（放送事業者）と認定開設者とで協議し合意および具体化していくが、それと並行して円滑な移行を完遂するために、行政においても関係技術基準の整備や混信防止措置の検討などを促進すべきである。 また、免許人と開設認定者との協議において難航することがないよう行政による関係者に対する十分な説明を求める。 【日本テレビ放送網株式会社】	今後、円滑な周波数移行を図れるよう技術基準の策定等の制度整備を進めていく予定です。また、必要に応じて、対象免許人等関係者に対して、周波数移行に関する説明を行うことを検討しています。
14	開設計画を策定するためには、移行対象免許人の詳細情報、ブースター干渉関連情報、TV リパック進捗状況、など、様々な情報が必要不可欠であると考えます。開設計画の申請を行おうとする者に対して、できるだけ早期に情報提供がなされることを希望します。 【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】	移行対象無線局の情報については、電波法第 25 条第 2 項に基づく無線局情報提供制度を利用することにより、当該無線局の詳細情報の提供を受けることができます。また、それ以外の情報についても申請マニュアル等において公表していく考えです。
15	特定ラジオマイクの移行は、デジタルとアナログが併用されているが、周波数有効利用の観点から移行後は、デジタルのみとするべきである。 【ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンク BB 株式会社、Wireless City Planning 株式会社】	現在、大多数がアナログ局を使用していること、劇場・舞台など高音質へのニーズも多くある中デジタル方式では遅延の問題など技術的な課題があることから、迅速かつ円滑な周波数移行を行うためには、移行先周波数においてもアナログ局の利用を認める必要があると考えます。

(2) 移行費用について

16	特定ラジオマイクと FPU の移行費用は、新免許人にも応分の負担を求めるといふポーズなのか、新規参入を阻止するよう障壁を高く見せるためなのか、	移行費用の算定に当たっては、免許人、メーカー、工事業者等に対する調査結果を基に、現在の市場価格や使用形態等を踏まえて算定したも
----	--	--

	異様に過大に見積もられている。移行費用は第三者を入れて再見積もりすべきである。 特定ラジオマイクは、今後、地上デジタル放送の空きチャンネル（ホワイトスペース）か、新たに設定される 1.2GHz 帯を利用する。業界団体である特定ラジオマイク利用者連盟は「1.2GHz 帯は使いにくく、開発期間が必要」という意見なので、多くはホワイトスペースに移ると思われる。 ホワイトスペースのワイヤレスマイクはアメリカで広く利用されている。Amazon.com で「professional wireless microphone system」あるいは「in-ear monitors」と検索すると、100 から 600 ドルの製品を多く見つけることができる。これに対して電波部の見積りは、1 局あたり 180 万円から 540 万円となっており、およそ 100 倍と異様に過大である。 FPU の利用頻度は著しく低い。特定ラジオマイク利用者連盟の公開情報によれば、駅伝やマラソンが多い 1 月でも、2005 年は 52 回、06 年は 64 回、07 年は 60 回、08 年は 65 回、09 年は 79 回しか利用されていない。 SNG（Satellite News Gathering）や GHz 帯の電波を使った FPU が主に利用され 800MHz 帯 FPU はバックアップに過ぎないので、移行させる価値はない。最近では携帯のテレビ電話機能を利用した中継もある。700MHz 帯携帯は高速なので映像品質はさらに向上する。ほかにもバックアップ手段は考えられる。 FPU は廃止と決めれば、ラジオマイク向けの約 3 万円×約 2 万局＝約 6 億円だけが新免許人の負担となる。 【山田肇氏、同旨：個人】	のです。 まず、特定ラジオマイクの「1 局当たりの移行費用」は、単純にマイク 1 本の費用ではなく、附属設備の費用や工事費用等を含む移行費用の総額を「現行周波数における移行対象の無線局数」で除して、1 局当たりに換算したものです。この費用の中には、①周波数移行に伴い変更が必要となる受信設備等の附属設備の費用、②移行先のホワイトスペース及び 1.2GHz 帯での使用を確保するために増設が必要となる無線設備の費用、③無線設備及び附属設備の工事費用等を含みます。したがって、移行対象無線局 1 局当たりの移行費用は、単純に、移行後のマイク 1 本の価格とは比較できないものです。 さらに、ラジオマイクには、品質や周波数等の異なるタイプ（A 型、B 型等）のものが存在しますが、今回、移行対象となっているのは、高品質タイプ（A 型）の特定ラジオマイクです。このタイプのラジオマイクの日本での市場価格は、調査結果によれば、100～600 ドルの少なくとも数倍から数十倍となっています。 また、FPU については、今回の移行対象となる 700MHz 帯以外の帯域においても使用されていますが、周波数により電波伝搬特性が異なるため、使用する場所・目的等により使い分けられているのが現状です。なお、FPU の周波数移行については、平成 22 年度電波の利用状況調査における現行の他の帯域のみでは FPU を運用することが困難であるとの免許人への調査結果等を踏まえ、周波数再編アクションプラン（平成 23 年 9 月改定）において移行先周波数帯を公表したところであり、今回の措置はこれらを踏まえたものとしております。
17	費用補償に於いて、機器、設備工事（携帯電話の新規利用周波数帯の電波抑制装置の新規設置を含む）、工事の為の休館時の営業補償、免許更新に要する費用など、今次の周波数再編によって移行を迫られる事業者たちが、いささかも営業的損失を被ることのないように、全ての必要な費用が補償されることを要求します。	本開設指針案における終了促進措置は、移行先周波数における無線局の運用を迅速に開始することにより、移行元周波数を早期に携帯電話サービスに使用することを目的としております。そのため、移行先周波数を使用する無線局を開設するために既存無線局の免許人等に負担が発生する費用として、①無線設備及び附属設備の取得費用、②無線設備及び

	【社団法人日本演劇興行協会、同旨：日本舞台音響家協会、東宝株式会社】	附属設備の変更のための工事費用を認定開設者による負担の対象として定めております。
18	700MHz 帯 FPU は現在、ロードレース中継に多く使用されています。この周波数帯では OFDM 変調システムと相まって、見通し外通信でも良好な電波伝搬を得ています。 しかし移行先として予定される 1.2GHz 帯、2.3GHz 帯においてロードレース中継を行う場合、1.2GHz 帯では現在の 2 倍、2.3GHz 帯では 3 倍の受信点が必要ではないかと推測されます。受信設備の増大はすなわち受信機、受信架台の設置、受信点から伝送するための送信機など、過大な負担増を強いる可能性があります。このような周波数移行に伴う制約や負担が生じないよう、確実に対処されることを望みます。 【株式会社毎日放送】	本開設指針案における終了促進措置は、移行先周波数における無線局の運用を迅速に開始することにより、移行元周波数を早期に携帯電話サービスに使用することを目的としております。そのため、移行先周波数を使用する無線局を開設するために既存無線局の免許人等に負担が発生する費用として、①無線設備及び附属設備の取得費用、②無線設備及び附属設備の変更のための工事費用を認定開設者による負担の対象として定めており、当該附属設備の取得費用には、FPU の受信点の増加による受信設備や伝送路設備等の費用も含まれます。
19	700MHz 帯の FPU が移行先として想定されている周波数のうち、1.2GHz 帯に移行する場合には、BS 受信機の IF 帯に干渉を及ぼすことが懸念されており、何らかの対策を実施しなければならないと考えられています。無線設備の取得費用・工事費用については特定基地局の認定開設者が負担することが指針案に記載されていますが、このような対策費用についても負担する者を明確にし、移行させられる者が負担することにならないような制度を望みます。 【朝日放送株式会社】	BS 放送受信への影響について、FPU については、今後、調査・検討していく予定です。

3 ブースター障害等の防止又は解消に関する意見

No.	頂いた御意見	御意見に対する考え方
20	地上デジタル放送の受信者に混乱を与えることなく円滑に受信障害を防止し解消するためには、以下のような対策への万全の備えと実施体制が必要と考えます。 (1) 障害の防止に向け受信障害が予測される地域に対しては事前の周知を実施したうえであらかじめ事前対策を行うこと、また、障害の申告先の周知を徹底し障害があった場合に速やかな障害の解消が図れるよう、全国的な対	受信障害が発生した場合に、苦情や問合せが放送事業者へ寄せられることは十分想定されることから、ブースター障害等の防止及び解消方策の実施に当たって、認定開設者と放送事業者との間で連絡・調整を行うことは、当該方策の円滑な実施を確保する上で必要と考えます。したがって、この趣旨を明確にするため、ブースター障害等の防止又は解消に関する計画に記載する事項の例示として、「(ブースター障害等を防止・

	策組織を構築し万全な周知広報連絡体制を敷くこと (2) 個別アンテナの受信、集合住宅などの共同アンテナの受信、室内アンテナ受信、携帯ワンセグ受信、および車載受信など地上デジタル放送の受信形態別に、受信者が納得する適切な対策手法が講じられていること (3) 700MHz 帯携帯電話およびその基地局からの電波を抑制するフィルターを内蔵するブースターや受信装置が普及するまでの期間は、基地局設置後の後住者についても障害の防止および解消が必要であることなど 上記のような対策への万全の備えと実施体制に仮に不備があった場合には、地上デジタル放送の受信者には障害の原因が不明であったり、申告先がわからないことで、障害時には放送事業者と相談や苦情が寄せられることが想定されます。そのようなことがないように受信障害の防止および解消の具体的な計画に関し、放送事業者への情報提供も必要となります。 したがって、携帯電話の基地局の開設指針には、ブースター障害等の防止又は解消の計画に受信障害の防止と解消に向けた放送事業者への情報提供に関する事項を記載することを求めます。また、上記(1)～(3)などのような具体的な対策の計画を審査することで、万全の対策実施体制が確保されることを求めます。【日本放送協会】	解消するための) 方法の実施に関する地上デジタル放送を行う放送事業者との間の連絡及び調整」を本開設指針案に明示することとしました。 また、ブースター障害等の防止又は解消に係る具体的な方策の内容については、認定開設者が実態を踏まえながら、その責任において実施されるべきものと考えますが、当該方策を実施しうる根拠として、①当該方策の実施体制、②周知広報の方法等については、絶対審査基準の審査において留意すべきものと考えます。
21	700MHz 帯移動通信システムの導入に伴い、地上テレビジョン放送受信のブースター障害等が懸念されますので、本開設指針案において開設認定者の防止・解消義務を明記したことは、国民・視聴者の保護、ならびに地上テレビジョン放送ネットワークの安定的な運用維持の観点から、妥当なものと考えます。 この趣旨に沿って、開設認定者が連携して積極的な対策計画を立て、障害発生防止に万全を期すとともに、万一、障害が発生した場合は、遅滞なく確実に対処するよう要望します。【社団法人日本民間放送連盟】	賛同する御意見として承ります。なお、認定開設者においては、本開設指針案に基づき、共同して地上デジタル放送のブースター障害等の防止又は解消を行うこととなります。
22	影響を受ける従来型のテレビ受信ブースターが、700MHz 帯に係る開設計画の認定以降も新たに設置・利用されることのないよう、関係者に対し早期に周知・啓発を図る措置が関係省庁や業界団体等によって講じられるよう要望い	携帯電話システムが使用する周波数帯を増幅するようなブースターが今後増加しないよう対策を講じることは重要な課題と認識しており、総務省としても、今後、ブースター障害等の対策に係る関係団体（産業界

	たします。また、特定基地局からテレビ受信ブースター障害が発生した場合に、認定開設者による対策等が円滑に実施できるよう、国民への広報・周知活動について、関係省庁や業界団体等による措置が講じられるよう要望いたします。 【KDD I 株式会社、 同旨：株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、イー・アクセス株式会社】	等）への周知・啓発等の対応を検討してまいります。
23	本指針（案）において、地上デジタルテレビ放送の受信ブースターの対策期間が明確にされておきませんが、開設指針に基づくテレビ受信ブースターの対策期間についても、700MHz 帯に係る開設計画の認定期間と同等とすることが妥当であり、これを指針に明記すべきと考えます。 【KDD I 株式会社、同旨：イー・アクセス株式会社】	地上デジタル放送のブースター障害等を防止又は解消するための方策が必要となったのは、今般、700MHz 帯において携帯電話用の周波数を確保することになったことに起因するものであり、当該ブースター障害等の原因者たる認定開設者においては、特定基地局の整備が集中して行われることとなる認定の有効期間においては、共同して対策を実施することが適当であると考えます。なお、認定の有効期間経過後においても、必要に応じて適切に措置を講ずる必要があるものと考えます。
24	テレビ受信ブースター対策を速やかに完了し、割り当てられた 700MHz 帯を早期に利用することは、周波数有効利用の観点からも必至であり、全ての認定開設者は、この趣旨を認識しテレビ受信ブースター対策を共同で円滑に行う必要があると考えます。しかしながら、対策に先立ち実施される認定開設者間の協議において合意に遅れが生じ、テレビ受信ブースター対策全体に影響を及ぼすような状況に至ることも否定できません。そのような場合には、早期解決に向けた行政による関与等の措置を講じていただくことを要望いたします。 【KDD I 株式会社】	ブースター障害等の対策は、認定開設者が特定基地局の整備の一環として認定計画に従って実施すべきものです。このため、総務省では、四半期ごとに、ブースター障害等の対策を含めた事業の実施状況について、認定開設者からの報告を受けることとしており、総務省としても、その進捗について注視していくこととしております。
25	今回提示された 700MHz 帯開設指針案のいわゆる絶対審査基準に「ブースター障害等の防止又は解消に関する計画」が含まれたことは、地上デジタルテレビジョン放送の視聴者保護の観点より評価する。 地上デジタルテレビジョン放送は国民の生命と財産を守るライフラインであることから、その受信に支障を与えないことはきわめて重要であり、ブースター障害等の防止又は解消に関する計画については、競願時審査基準においても、確実性、具体性について審査対象とすべきと考える。 【日本テレビ放送網株式会社】	賛同する御意見として承ります。 なお、ブースター障害等の対策は、特定基地局の整備に当たって全ての認定開設者が共同して実施すべきものであり、その実施は、全ての認定開設者が最低限満たすべき基準であることから、絶対審査基準として、その内容及び実施の確実性を審査することが適当であると考えております。

4 その他の意見

No.	頂いた御意見	御意見に対する考え方
26	放送事業者は一定期間、同一用途の無線設備として、現行 FPU 送信機と新周波数帯の FPU 送信機を両方保有し、徐々に新周波数帯に移行させていくことが想定されます。その間の電波利用料については二重負担とならないよう、適切に対応いただきたいと思います。 【社団法人日本民間放送連盟、同旨：日本テレビ放送網株式会社】	電波利用料は、電波法に基づいて、無線局の免許内容等に応じて課されることとされておりますが、周波数移行における無線局免許の方法等については、今後、必要な検討を行うこととしております。
27	700MHz 帯 ITS の第一の問題は、見通し外車両との事故防止という効果が得られにくいことである。出会い頭衝突が防止できるは、両方の車両が 700MHz 帯 ITS を装備していた場合に限られ、片方だけが装備したときには役に立たない。よって、普及率が 50%で防止できるのは $0.5 \times 0.5 = 25\%$ の事故に、普及率 70%でも 49%に限られる。警察庁の統計では、2011 年中の交通事故 69 万件のうち 18 万件が出会い頭衝突である。したがって期待される効果は、普及率が 50%でおおよそ 5 万件ということになる。一方、この 10 年間で、従来施策だけで（700MHz 帯 ITS なしに）出会い頭衝突は 6 万件以上減少してきている。 ETC では効用は普及率に比例する（装備した車両はただちに ETC が利用できる）。これに対して、700MHz 帯 ITS では効用は普及率の二乗に比例し、ETC よりも減じられるため、運転者にとって魅力は少なく普及に弾みが期待できない。 第二の問題は、諸外国で 700MHz 帯を ITS に利用する計画がないことである。米国と欧州では ITS には 5GHz が用いられている。アジア太平洋地域での周波数配分の調和を目的に組織されている APT Wireless Group でも、700MHz 帯 ITS は議論の対象になっていない。このまま強行しても 700MHz 帯 ITS は国内でしか利用できない、したがって輸出できないガラパゴス技術となることが確定している。 効果が薄く普及が期待できず、ガラパゴス化が確実な ITS への割当は、民主党政権下で一度決定したことではあるが、電波を真に有効に利用するために見直すべきである。 【山田肇氏】	ITS の割当てに関する御意見については、今回の意見募集の対象外です。 なお、ITS の割当てについては、情報通信審議会による VHF/UHF 帯における電波の有効利用のための技術的条件に関する一部答申（平成 19 年 6 月 27 日）、周波数再編アクションプランの改定（平成 23 年 9 月 14 日）等を経て、3.9 世代移動通信システムの普及等に向けた制度整備案として、電波監理審議会の答申を踏まえ、平成 23 年 12 月 14 日に制度化したところです。

28	世界的な周波数再編ならびに移動体通信のニーズ拡大、デジタルTV放送網の更なる構築など周波数移行の重要性について理解することはできます。 しかしながら、ニュースや新聞などの報道から通信事業者の動向ばかりが大きく取り上げられ 現在使用しているワイヤレスマイクロフォンの先行きに不安を感じています。つきましては、再免許の交付についての方針など告知して頂けたらと考えます。 【個人】	既存の無線局に対する再免許については、制度上、周波数の使用期限である平成 31 年 3 月 31 日までを有効期限として付与することができます。ただし、認定開設者と周波数移行について合意した場合には、当該合意に基づき、現行周波数における無線局の運用を停止し、周波数を移行することとなります。また、移行先の周波数における免許方針等については、今後、制度整備を行っていく予定です。
29	本開設指針に基づき申請する特定基地局開設計画には、終了促進措置等に関する記載を行うことになり、これまでの開設計画の申請よりも作成に要する時間が必要であり、時期も 4 月末から 5 月の連休期間をはさみますので、申請期間は法に定められた期間よりも十分長めにさせていただきようお願いいたします。 【イー・アクセス株式会社】	700MHz 帯に係る開設計画の申請期間については、同様の記載内容となっていた 900MHz 帯開設計画の認定における申請期間を勘案して定める予定です。
30	周波数オークション制度導入のための電波法改正案が国会に提出されていることに関連して意見を述べます。オークション制度には分かりやすさや透明性といったメリットもありますが、細部の制度設計が重要であるため、実施に至るまでには相応の期間が必要になることから、オークション導入は 2015 年ごろに実用化が見込まれる第 4 世代とすることが妥当であると考えます。 【イー・アクセス株式会社】	周波数オークション制度については、電波法の一部を改正する法律案を今通常国会に提出したところであり、法の成立後、具体的な制度設計を行うこととなるため、その際の参考とさせていただきます。
31	特定ラジオマイクの移行先として想定されている周波数の中に、ホワイトスペースが含まれていますが、特定ラジオマイクをホワイトスペースで利用した場合に地上デジタル放送の受信に混信を与えることのないように運用させる必要があります。ホワイトスペースを使った特定ラジオマイクの周波数割当状況、運用場所や運用時間等の情報を公開し、地上デジタル放送事業者が把握できるような制度とすることを望みます。 【朝日放送株式会社】	地上デジタルテレビジョン放送帯域のホワイトスペースにおける具体的な運用調整の方法については、本年 1 月 24 日に公表した「ホワイトスペース利用システムの共用方針」に基づいて、今後、ホワイトスペース推進会議の下で検討していく予定です。

700MHz 帯を使用する移動通信システムの技術基準等に係る省令・告示案
に対して寄せられた御意見とそれに対する総務省の考え方

○意見募集期間：平成 24 年 3 月 1 日（木）から同年 3 月 30 日（金）まで

○提出意見総数：19 件

(1) 法人・団体：18 件

(内訳)

- ・携帯電話事業者等 : 4 件
- ・FPU 関係（放送事業者等） : 5 件
- ・特定ラジオマイク関係（免許人団体等） : 4 件
- ・その他（衛星放送事業者、通信機器メーカー等） : 5 件

(2) 個人 : 1 件

1 700MHz 帯を使用する移動通信システムの技術基準等に関する意見

No.	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	意見公募対象である省令・告示案は、情報通信審議会における技術的な検討を踏まえており、700MHz 帯移動通信システムの導入に必要な不可欠な内容であると考えます。よって、その主旨に賛同するとともに、今後、関係省令等の改正が速やかに行われることを希望します。 【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】	賛同する御意見として承ります。
2	700MHz 帯を使用する移動通信システムの技術基準等に係る省令・告示案につきましては、700MHz 帯に周波数の有効利用が可能となる LTE 方式の導入を可能とするものであることから、原案に賛成いたします。 【KDDI 株式会社】	賛同する御意見として承ります。
3	ワイヤレスブロードバンドの高度化は利便性と経済効果に有益で、我々もその利便を享受しているところであり、700MHz 帯を使用するシステムについての制度整備には賛同する。一方、放送業務用無線は視聴者に番組や情報を提供する伝送手段であり、社会全体の利益に繋がるもので大変重要であると考えている。FPU および特定ラジオマイクの周波数移行については、技術的条件の整理や他システムとの干渉などについて十分な検討を行ない、具体化を進めるよう希望する。 【株式会社 TBS テレビ】	賛同する御意見として承ります。なお、周波数移行の具体的な方法については、認定開設者と対象免許人との協議により決定されますが、総務省としても、情報通信審議会における技術的検討の結果を踏まえ、今後、技術基準等必要な制度整備を進めていくこととしております。

2 周波数割当計画に関する意見

(1) 700MHz 帯移動通信システムに関する意見

No.	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
4	APT（アジア・太平洋通信共同体）報告書が示し、現在 3GPP で議論中の FDD 周波数アレンジメントと整合して、日本において 700MHz 帯で陸上移動通信システムの展開を可能とする本省令・告示案を支持いたします。 省令・告示案が示す周波数アレンジメント（30MHz x 2）は、APT 報告書の FDD アレンジメント（45MHz x 2）のサブセットとなっています。将来周波数の差分（15MHz x 2）が移動通信サービスに利用可能となる、もしくはその帯域を使用するシステムの周波数利用効率が想定外に小さいことが判明した時は、その利用目的を見直し、700MHz 帯の周波数アレンジメントを APT 報告書の FDD	賛同する御意見として承ります。 なお、今回の 700MHz 帯における携帯電話用周波数の割当については、国際的な周波数との調和に配慮しつつ、既存無線局の迅速かつ円滑な周波数移行を確保して、最大限に携帯電話用周波数の確保を図ることができるよう措置するものです。

	アレンジメントと完全に整合させることを検討すべきと考えます。 【エリクソン・ジャパン株式会社、S T－エリクソン株式会社】	
--	---	--

(2) FPU・特定ラジオマイク共通の事項に関する意見

No.	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
5	770-806MHz の割当てについて 現在、この周波数帯は FPU と特定ラジオマイクが割当てられている。これらの移行の過程において移動通信システムと周波数共用をしていくことになるが、「770-806MHz の周波数帯を使用する電気通信業務用の移動業務の局は、2019 年 3 月 31 日までは、この周波数帯を使用する他の移動業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならない」と規定したことは、FPU と特定ラジオマイクの周波数移行において運用継続性と円滑な移行に必要な措置であり妥当な措置であると考えます。 【日本テレビ放送網株式会社】	賛同する御意見として承ります。
6	FPU と特定ラジオマイクは、700MHz 帯においては、共有して利用してきた経緯があり、電波利用上、有効であったことから、引き続き共有して使用し、望ましくは現行と同じ 36MHz 幅以内で利用すべきである。移行にあたって、使用帯域幅を増加させるべきではない。 【ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンク BB 株式会社、Wireless City Planning 株式会社、同旨：個人】	FPU 及び特定ラジオマイクにおける移行先周波数帯については、既存無線局の免許人からの要望及び国内の周波数の使用状況を考慮し、可能な限り現状と同等の利用環境を確保する観点から、周波数を選定したものです。 FPU 及び特定ラジオマイクの移行先周波数帯である 1.2GHz 帯は無線標定業務等に既に割り当てられており、また、特定ラジオマイクの移行先周波数帯である UHF 帯は地上デジタルテレビジョン放送等に割り当てられています。このように、移行先周波帯においても複数システムで周波数の共用を図りつつ、電波の有効利用を図るものです。
7	1.2GHz 帯において FPU と特定ラジオマイクを安定的に運用するためには、両者間の運用調整に加え、これらが無線標定業務などと円滑に周波数を共用できる仕組みを構築する必要があると考えます。 【社団法人日本民間放送連盟】	御意見については、今後、FPU 及び特定ラジオマイクの制度整備において検討していく予定です。
8	移動通信システム（携帯電話）への 700MHz 帯割り当てに伴う FPU／特定ラジオマイクの移行先の周波数のうち、1240～1300MHz は、BS 放送受信時の中間	BS 放送受信への影響について、特定ラジオマイクについては、情報通信審議会情報通信技術分科会移動通信システム委員会においては、運用

	周波数と一部重なる周波数帯となる。 その使用により BS 放送受信に有害な混信妨害を与える可能性が考えられる。 移行前に混信妨害について十分な影響調査を行い、影響がある場合は対策が必要である。その際、視聴者に不利益が生じないよう対策費用の確保が必要と考える。【株式会社ビーエスフジ、同旨：社団法人日本民間放送連盟、株式会社 B S 日本、株式会社 T B S テレビ、株式会社毎日放送】	上問題が生じないとされ、現在、同委員会の報告書（案）のパブリックコメントを実施しております。また、FPU については、今後、調査・検討していく予定です。
--	--	---

(3) FPU の周波数移行に関する意見

9	FPU は現在おもにロードレースなどの番組制作のため広範囲に移動しながら映像伝送を行う用途に利用されています。周波数を移行した場合、番組制作方法の見直しや新たな技術開発などが必要となりますが、ハイビジョン品質を確保しながら現行より多くのチャンネルが利用可能となり番組制作の多様化・高度化や緊急報道における活用など更なる利用促進が期待できますので、1.2GHz 帯と 2.3GHz 帯に割り当てることは適当と考えます。【日本放送協会】	賛同する御意見として承ります。
10	現行 700MHz 帯 FPU (36MHz 幅) の移行先は、1.2GHz 帯 (60MHz 幅) と 2.3GHz 帯 (40MHz 幅) が候補であるが、1.2GHz 帯を優先して利用し、2.3GHz 帯は、すでにアジア諸国でも移動体通信での利用が加速しており、この需要に備え利用を控えるべきである。 【ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンク BB 株式会社、Wireless City Planning 株式会社、同旨：エリクソン・ジャパン株式会社、S T-エリクソン株式会社、個人】	FPU における移行先周波数帯については、既存免許人からの要望及び国内の周波数の使用状況を考慮し、可能な限り現状と同等の利用環境を確保する観点から、周波数を選定したものです。 FPU の移行先周波数帯である 1.2GHz 帯は無線標定業務等に既に割り当てられています。このように、移行先周波帯においても複数システムで周波数の共用を図りつつ、電波の有効利用を図るものです。 なお、FPU の移行先周波数帯については、これまで「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」のとりまとめ（平成 22 年 11 月）、平成 22 年度電波の利用状況調査の評価結果（平成 23 年 7 月）及び周波数再編アクションプラン（平成 23 年 9 月改定）において、意見募集の結果を踏まえて決定・公表してきたところです。
11	2.3GHz 帯においては、韓国の携帯電話会社が使用している関係で、中国・九州地方の日本海側での運用に制限がかかる恐れがあります。 【株式会社毎日放送】	御意見については、今後、FPU の制度整備において検討していくこととします。

(4) 特定ラジオマイクの周波数移行に関する意見

12	特定ラジオマイクを含めホワイトスペース利用システムを2次業務として割り当て、その中で周波数移行である特定ラジオマイクを新たに開始する他のホワイトスペース利用システムより優位とすることは適当と考えます。また、地上デジタル放送の周波数が混んでいる地域では、特定ラジオマイクで利用可能な周波数が不足することも想定されますので、ホワイトスペースと1.2GHz帯の両方を割り当て、なおかつ710～714MHzを割り当てることは適当と考えます。 【日本放送協会、同旨：特定ラジオマイク利用者連盟、日本舞台音響家協会、社団法人日本芸能実演家団体協議会、日本テレビ放送網株式会社】	賛同する御意見として承ります。
13	710～714MHzを放送事業用と一般業務用の特定ラジオマイク用およびデジタル特定ラジオマイク用（以下両者を特定ラジオマイクと記す）に割当てたことは、特定ラジオマイクの運用において全国共通で利用できる周波数としてきわめて有効であり、特定ラジオマイクの移行において運用の継続性を促進することからこの割当てを支持する。 【日本テレビ放送網株式会社】	賛同する御意見として承ります。
14	地上テレビジョン放送用周波数（470～710MHz）のホワイトスペースにおいて特定ラジオマイクを運用する際は、一次業務である地上テレビジョン放送に対して干渉妨害を発生させないことを確実に担保する必要がありますので、特定ラジオマイクに関する今後の制度整備において適切に措置するよう、強く要望します。 【社団法人日本民間放送連盟、同旨：日本テレビ放送網株式会社、株式会社TBSテレビ】	御意見については、今後、特定ラジオマイクの制度整備において検討していく予定です。
15	ホワイトスペース帯では、他のシステムとの共用において優先されるべき特定ラジオマイクへの周波数帯割り当てと運用などに不利益が生じないよう、他のシステムの運用のない特定ラジオマイクを2次業務とする帯域が高い周波数側から確保されることを強く要望します。 【東宝株式会社】	地上デジタルテレビジョン放送帯域のホワイトスペースにおける具体的な運用調整の方法については、本年1月24日に公表した「ホワイトスペース利用システムの共用方針」に基づいて、今後、ホワイトスペース推進会議の下で検討していく予定です。
16	710～714MHz（実質は3MHz）が全国共通で運用可能な周波数帯として確保されることは一定の評価ができるものの、現行で全国共通運用可能な帯域幅との比較においては絶対的に足りないことを強く懸念致します。	特定ラジオマイクにおいては、地上デジタル放送帯域のホワイトスペースを使用することにより、地域毎に空いた周波数を選定することとなります。また、710-714MHz帯のほか、必要に応じて1.2GHz帯の周波数を

	【東宝株式会社】	利用可能とすることにより、可能な限り現状と同等の利用環境の確保を図っております。
17	特定ラジオマイクを 710-714MHz に割り当てることは、周波数の差分（APT 報告書の FDD アレンジメント（45MHz x 2）と省令・告示案が示す周波数アレンジメント（30MHz x 2）との差分の 15MHz x 2）を移動通信サービスに割り当て、この帯域の移動通信用周波数アレンジメントを世界の多くの国と完全に整合させる方策を困難にする可能性があり、慎重に判断するべきと考えます。 【エリクソン・ジャパン株式会社、S T-エリクソン株式会社】	今回の 700MHz 帯における携帯電話用周波数の割当は、国際的な周波数との調和に配慮しつつ、既存無線局の迅速かつ円滑な周波数移行を確保して、最大限に携帯電話用周波数の確保を図ることができるよう措置したものであります。 このため、特定ラジオマイクにおける 710-714MHz 帯の周波数の割当てについては、全国移動への対応を図るなど、本年 1 月 24 日に公表した「ホワイトスペース利用システムの共用方針」の策定に際して寄せられた既存免許人の要望等を踏まえ、可能な限り現状と同等の利用環境を確保する観点から、周波数を割り当てることとするものです。
18	710-714MHz への特定ラジオマイク割当は、以下の理由から 698MHz 以下へ割り当てるべきである。 (1) 710-718MHz はモバイル帯域と地デジ帯域のガードバンドであり、放送用割当ではなく、ホワイトスペースの定義は当てはまらない。さらに、APT/AWG における議論を考慮し、ラジオマイクには、放送用割当のうち、698MHz 以下の帯域から、地デジ割当が疎なチャンネルを割り当てるべきである。 (2) 米国のラジオマイク割当は 470-698MHz である（韓国も同様）。ラジオマイクの周波数協調はこれが考慮されるべきで、698MHz 以下がラジオマイクのホワイトスペース対象帯域。 (3) 一昔前の 800MHz 帯の小刻みに分割された周波数割当の修正に約 10 年を要したことは記憶に新しい。国際的な協調周波数帯の細切れな割当は周波数有効利用を妨げる最大の要因になる。唯一これが許されるのは国際協調の強い要求がある場合だが、今回は日本特有の仕様導入を招き、市場展開を狭める結果になることは自明。【クアルコムジャパン株式会社】	
19	特定ラジオマイクは、ホワイトスペースを利用する場合においても周波数有効利用の観点から将来の地上波デジタルの更なるリパックを前提に、UHF42CH 以下のホワイトスペースに移行すべきである。 【ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンク BB 株式会社、Wireless City Planning 株式会社】	

20	米国ではラジオマイクに 470-698MHz 帯が割り当てられており、放送用周波数帯を共有しています。日本でも今後新たに周波数を割り当てるという状況であれば同様に 710MHz 帯以下のホワイトスペースでラジオマイクを運用することで、可能な限り周波数協調を図る方が好ましいと考えます。 【在日米国商工会議所】	
21	特定ラジオマイクについて、1.2GHz 帯は、現在複数の無線局と共用となるため厳しい運用が予想されるとともに、諸外国でこの帯域での運用の実例がないため、新規機材の開発と供給には多大な困難が伴うと考えられます。 【東宝株式会社】	特定ラジオマイクについては、諸外国でも使用されているホワイトスペースの帯域に加え、1.2GHz 帯も使用することとするものです。 1.2GHz 帯については、全国移動への対応を図るなど、既存免許人の要望を踏まえ、可能な限り現状と同等の利用環境を確保する観点から、周波数を割り当てることとするものです。
22	隣接する B 型ワイヤレスマイクについてはこのまま運用されますが、700MHz 帯 FPU が他の周波数に移行した後、この周波数帯を使用する新しい通信事業者の運用により、お互いに影響を及ぼす可能性があることを危惧します。 【株式会社毎日放送】	700MHz 帯携帯電話と B 型ラジオマイク（特定小電力無線局）については、情報通信審議会情報通信技術分科会携帯電話等高度化委員会において、技術的な審議が行われ、仮に、干渉が発生しても相互に調整することで干渉を回避することが可能とされております。
23	特定ラジオマイクの移行は、デジタルとアナログが併用されているが、周波数有効利用の観点から移行後は、デジタルのみとするべきである。 【ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンク BB 株式会社、Wireless City Planning 株式会社】	現在、大多数がアナログ局を使用していること、劇場・舞台など高音質へのニーズも多くある中デジタル方式では遅延の問題など技術的な課題があることから、迅速な周波数移行を行い、早期の携帯電話周波数の確保を行うためには、移行先周波数においてもアナログ局の利用を認める必要があると考えます。

(5) その他の意見

24	周波数の国際協調の趨勢から、700MHz 帯に ITS を割り当てるべきではない。当面割当を行わないでいき、将来改めて割当を検討することを提案する。同帯域の ITS は市場的な成功の見通しが見えないだけでなく、実用化に向けて検証しなければならない技術課題（例：輻輳時における同帯域を用いた物理層から MAC、上位シグナリングによる総合的な性能検証）が多々ある。ITS に利用されている帯域は世界的に 5.8GHz-5.9GHz 帯であり、我が国だけが 700MHz 帯への適用を進めているが、これは国際競争力の確保を困難にするだけである。	ITS の割当てに関する御意見については、今回の意見募集の対象外です。 なお、ITS の割当てについては、情報通信審議会による VHF/UHF 帯における電波の有効利用のための技術的条件に関する一部答申（平成 19 年 6 月 27 日）、周波数再編アクションプランの改定（平成 23 年 9 月 14 日）等を経て、3.9 世代移動通信システムの普及等に向けた制度整備案として、電波監理審議会の答申を踏まえ、平成 23 年 12 月 14 日に制度化した
----	--	--

	【クアルコムジャパン株式会社】 今後 ITS をグローバルなサービス環境の下で整備していくためには、700MHz の導入を前提とした現在の開発方針に捉われ、拙速に走ることなく、技術とサービスの中立性ならびにグローバルな周波数のハーモナイゼーションを意識した開発が重要になると考えます。 ITS 無線システムに対する周波数割当は 700MHz 帯から離して、将来、グローバルな技術・標準・サービスやマーケットの開発状況に応じて、臨機応変に対応する必要があると考えます。 【在日米国商工会議所】	ところでは。
25	地デジ帯域は SFN (Single Frequency Network) を用いたチャンネル再割当を行い、数年をかけて帯域の上限を 710MHz から 698MHz 以下までリパックを進めるべきである。これにより APT/AWG で定義された周波数割当に整合できる。急速にトラヒックが増加するモバイル市場の拡大への対応容易化が期待できるとともに、近隣国との電波干渉の可能性を最小にすることができる。 【クアルコムジャパン株式会社】	地上デジタルテレビジョン放送の周波数については、今回の意見募集の対象外です。
26	3 月 9 日に閣議決定された電波法改正法案に規定されたオークション制度は、同案文にある「電波の価値を最大限に発揮できる場合」とされる 700MHz 帯で開始するのが望ましいと考えます。 【在日米国商工会議所】	700MHz 帯の割当ては 900MHz 帯と同様に、①昨年の国会で電波法を改正し、附帯決議もいただいた上で、法に則って手続を進めてきていること、また、②急増するトラヒックに対応するための周波数割当は急務であり、関連の業界も準備を進めていることもあるので、総務省としては、既定の方針どおり、昨年 5 月に成立した改正電波法に基づき、手続を進めることが適当と考えております。

700MHz 帯を使用する特定基地局の開設に関する指針案 に対して寄せられた御意見一覧

(別添 7)

※受付順 (敬称略)

No.	意見 提出者	御意見
1	個人	700 メガヘルツ帯の割り当ての劣後条件として 900 メガヘルツが割り当てられていることというものがありませんでしたが、以下二点の追加(修正)を希望します。 ・すでに 1 ギガヘルツ未満の割り当てのあるキャリアを劣後とする ・新規参入を除き、ギガヘルツ帯の割り当て 5 年後、該当帯域のカバー率が 90% で合ったキャリアを劣後とする。 前者は公平さの観点から、後者は既存帯域を放置させる危険性から具申します。
2	個人	1.「周波数をより多くの者が利用できるよう、割当てに当たっては、900MHz 帯を割当てられた者を劣後させる」とあるが、その論理では当然 800MHz 帯を既に割当てられている者も劣後させるべきである。 2.そもそも FPU/ラジオマイクの移行がなければ 700MHz 帯の利用は一部たりとも行えない以上、900MHz 帯と違い早期に割当ての正当な理由は無い。 オークションの制度設計を行う時間的な余裕があるので、拙速な裁量割当は公正な手段とは言えない。
3	日本放送協会	○終了促進措置が完了するまでの周波数共用 終了促進措置が完了するまでの間、FPUおよび特定ラジオマイクの現行周波数を携帯電話が利用する場合はFPUおよび特定ラジオマイクが優先利用とされています。この共用期間に携帯電話の基地局が利用可能な地域や日時を検討する際には、放送番組の制作に影響しないよう具体的な施策等に関し放送事業者との協議が必要です。700MHz 帯は複数の開設者が認定されますので、有害な混信がない共用を可能とし円滑な周波数移行を進めるためには、放送事業者との協議窓口を一本化するなど認定開設者間で共同して対応されることが必要です。したがって、共用期間における共用に関する協議についても認定開設者が共同で対応する旨が開設指針に盛り込まれることを求めます。 ○地上デジタル放送への受信障害の防止および解消 本年 2 月 17 日に情報通信審議会から答申された「700MHz 帯を使用する移動通信システムの技術的条件」では、700MHz 帯携帯電話システムは地上デジタル放送を受信するブースターやテレビの受信装置の一部に障害を与えるという技術検討結果が報告されています。この検討結果から 700MHz 帯携帯電話システムが普及する過程では、全国で地上デジタル放送への受信障害の発生に備えることが必要

		となります。 地上デジタル放送の受信者に混乱を与えることなく円滑に受信障害を防止し解消するためには、以下のような対策への万全の備えと実施体制が必要と考えます。 (1) 障害の防止に向け受信障害が予測される地域に対しては事前の周知を実施したうえであらかじめ事前対策を行うこと、また、障害の申告先の周知を徹底し障害があった場合に速やかな障害の解消が図れるよう、全国的な対策組織を構築し万全な周知広報連絡体制を敷くこと (2) 個別アンテナの受信、集合住宅などの共同アンテナの受信、室内アンテナ受信、携帯ワンセグ受信、および車載受信など地上デジタル放送の受信形態別に、受信者が納得する適切な対策手法が講じられていること (3) 700MHz 帯携帯電話およびその基地局からの電波を抑制するフィルターを内蔵するブースターや受信装置が普及するまでの期間は、基地局設置後の後住者についても障害の防止および解消が必要であることなど 上記のような対策への万全の備えと実施体制に仮に不備があった場合には、地上デジタル放送の受信者には障害の原因が不明であったり、申告先がわからないことで、障害時には放送事業者と相談や苦情が寄せられることが想定されます。そのようなことがないように受信障害の防止および解消の具体的な計画に関し、放送事業者への情報提供も必要となります。 したがって、携帯電話の基地局の開設指針には、ブースター障害等の防止又は解消の計画に受信障害の防止と解消に向けた放送事業者への情報提供に関する事項を記載することを求めます。また、上記(1)～(3)などのような具体的な対策の計画を審査することで、万全の対策実施体制が確保されることを求めます。
4	山田肇氏	1. 特定ラジオマイクと FPU の移行費用は、新免許人にも応分の負担を求めるというポーズなのか、新規参入を阻止するよう障壁を高く見せるためなのか、異様に過大に見積もられている。移行費用は第三者を入れて再見積もりすべきである。 特定ラジオマイクは、今後、地上デジタル放送の空きチャンネル(ホワイトスペース)か、新たに設定される 1.2GHz 帯を利用する。業界団体である特定ラジオマイク利用者連盟は「1.2GHz 帯は使いにくく、開発期間が必要」という意見なので、多くはホワイトスペースに移ると思われる。 ホワイトスペースのワイヤレスマイクはアメリカで広く利用されている。Amazon.com で「professional wireless microphone system」あるいは「in-ear monitors」と検索すると、100 から 600 ドルの製品を多く見つけることができる。これに対して電波部の見積りは、1 局あたり 180 万円から 540 万円となっており、およそ 100 倍と異様に過大である。 FPU の利用頻度は著しく低い。特定ラジオマイク利用者連盟の公開情報によれば、駅伝やマラソンが多い 1 月でも、2005 年は 52 回、06 年は 64 回、07 年は 60 回、08 年は 65 回、09 年は 79 回しか利用されていない。 SNG (Satellite News Gathering) や GHz 帯の電波を使った FPU が主に利用され 800MHz 帯 FPU はバックアップに過ぎないので、移行させる価値はない。最近では携帯のテレビ電話機能を利用した中継もある。700MHz 帯携帯は高速なので映像品質はさらに向上する。ほかにもバックアップ手段は考えられる。

		FPU は廃止と決めれば、ラジオマイク向けの約 3 万円×約 2 万局＝約 6 億円だけが新免許人の負担となる。 特定ラジオマイクと FPU の移行費用は、新免許人にも応分の負担を求めるというポーズなのか、新規参入を阻止するように障壁を高く見せるためなのか、異様に過大に見積もられている。移行費用は第三者を入れて再見積もりすべきである。 2. 効果が薄く普及が期待できず、ガラパゴス化が確実な ITS への割当は、民主党政権下で一度決定したことではあるが、電波を真に有効に利用するために見直すべきである。 700MHz 帯 ITS の第一の問題は、見通し外車両との事故防止という効果が得られにくいことである。出会い頭衝突が防止できるは、両方の車両が 700MHz 帯 ITS を装備していた場合に限られ、片方だけが装備したときには役に立たない。よって、普及率が 50%で防止できるのは $0.5 \times 0.5 = 25\%$ の事故に、普及率 70%でも 49%に限られる。警察庁の統計では、2011 年中の交通事故 69 万件のうち 18 万件が出会い頭衝突である。したがって期待される効果は、普及率が 50%でおよそ 5 万件ということになる。一方、この 10 年間で、従来施策だけで(700MHz 帯 ITS なしに)出会い頭衝突は 6 万件以上減少してきている。 ETC では効用は普及率に比例する(装備した車両はただちに ETC が利用できる)。これに対して、700MHz 帯 ITS では効用は普及率の二乗に比例し、ETC よりも減じられるため、運転者にとって魅力は少なく普及に弾みが期待できない。 第二の問題は、諸外国で 700MHz 帯を ITS に利用する計画がないことである。米国と欧州では ITS には 5GHz が用いられている。アジア太平洋地域での周波数配分の調和を目的に組織されている APT Wireless Group でも、700MHz 帯 ITS は議論の対象になっていない。このまま強行しても 700MHz 帯 ITS は国内でしか利用できない、したがって輸出できないガラパゴス技術となることが確定している。 効果が薄く普及が期待できず、ガラパゴス化が確実な ITS への割当は、民主党政権下で一度決定したことではあるが、電波を真に有効に利用するために見直すべきである。
5	個人	特定ラジオマイクのユーザーです 世界的な周波数再編ならびに移動体通信のニーズ拡大、デジタルTV放送網の更なる構築など周波数移行の重要性について理解することはできます。 しかしながら、ニュースや新聞などの報道から通信事業者の動向ばかりが大きく取り上げられ 現在使用しているワイヤレスマイクロフォンの先行きに不安を感じています。 つきましては、再免許の交付についての方針など告知して頂けたらと考えます。
6	社団法人日本民間放送連盟	① はじめに 「周波数再編アクションプラン(平成 23 年9月改定版)」改定の際にも述べたとおり、FPU／特定ラジオマイクは放送番組の制作や中継において必要不可欠な無線システムであるため、その周波数移行については「ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編アクションプラン」で整理された検討方法や移行手順等に沿って、業務が支障なく継続できることを見極めながら具体化していく必要があります。また、周波数移行に伴い、放送番組の制作や中継において過度の制約や負担が生じてはならないと考えます。 ② 終了促進措置による周波数移行について 本開設指針案によって実施が見込まれる終了促進措置に沿って、民放事業者はFPU／特定ラジオマイクの周波数移行に着手し、周波数の更なる有効利用に協力することとなりますので、行政は関係技術基準の整備や混信防止措置の検討などを一層促進し、円滑な周波数

	移行に万全を期すべきと考えます。また、そうした作業においては放送事業者の技術的知見や経験を十分に踏まえて、結論を得ていくことが肝要と考えます。 なお、終了促進措置に関する開設認定者と既存免許人との協議が難航するようなことがあれば、行政は関係者に対する説明等に努め、課題解決に向けた環境を整えるなど、円滑な合意形成を支援していただきたいと考えます。 ③ 「周波数使用計画」の一部変更案について FPU／特定ラジオマイクの周波数移行先等について規定した「周波数使用計画」の一部変更案は、概ね妥当な内容と考えます。 ただし、地上テレビジョン放送用周波数(470～710MHz)のホワイトスペースにおいて特定ラジオマイクを運用する際は、一次業務である地上テレビジョン放送に対して干渉妨害を発生させないことを確実に担保する必要がありますので、特定ラジオマイクに関する今後の制度整備において適切に措置するよう、強く要望します。 また、FPU／特定ラジオマイクの移行先候補である 1.2GHz 帯については、BS・CS放送受信で使用される中間周波数に相当することに対して、注意が必要だと考えます。これが周波数移行の障害とならないよう、行政が放送受信への影響の程度や規模を精査したうえで、適切に措置すべきものと考えます。 さらに、1.2GHz 帯においてFPUと特定ラジオマイクを安定的に運用するためには、両者間の運用調整に加え、これらが無線標定業務などと円滑に周波数を共用できる仕組みを構築する必要があると考えます。 ④ 現行FPU／特定ラジオマイク廃止までの間の周波数共用について 本開設指針案において、開設認定者がFPU／特定ラジオマイクの免許人との間で協議すべき終了促進措置の内容に“現行FPU／特定ラジオマイクの廃止・変更までの間に特定基地局と周波数を共用する場合の共用条件”が盛り込まれておりますが、この点は重要だと考えます。 こうした周波数共用については、「ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編アクションプラン」において、FPUは“マラソン中継のように、利用期間、場所があらかじめ特定できるものは、2015 年以降も当面の間、免許人間で調整を図りながら利用を図る”旨が、特定ラジオマイクは“2015 年以降も当面の間は、免許人間で調整の上、既存ラジオマイクの利用を適宜可能とする”旨が、それぞれ明記されております。これは円滑な周波数移行の前提となるものですので、十分な配慮が必要と考えます。 また、放送事業者は一定期間、同一用途の無線設備として、現行FPU送信機と新周波数帯のFPU送信機を両方保有し、徐々に新周波数帯に移行させていくことが想定されます。その間の電波利用料については二重負担とならないよう、適切に対応いただきたいと考えます。 ⑤ ブースター障害等の防止について 700MHz 帯移動通信システムの導入に伴い、地上テレビジョン放送受信のブースター障害等が懸念されますので、本開設指針案において開設認定者の防止・解消義務を明記したことは、国民・視聴者の保護、ならびに地上テレビジョン放送ネットワークの安定的な運用維持の観点から、妥当なものと考えます。 この趣旨に沿って、開設認定者が連携して積極的な対策計画を立て、障害発生の防止に万全を期すとともに、万一、障害が発生した場合は、遅滞なく確実に対処するよう要望します。
--	--

7	ソフトバンクモバイル株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンク BB 株式会社	1. 現行 700MHz 帯 FPU (36MHz 幅) の移行先は、1.2GHz 帯 (60MHz 幅) と 2.3GHz 帯 (40MHz 幅) が候補であるが、1.2GHz 帯を優先して利用し、2.3GHz 帯は、すでにアジア諸国でも移動体通信での利用が加速しており、この需要に備え利用を控えるべきである。 2. FPU と特定ラジオマイクは、700MHz 帯においては、共有して利用してきた経緯があり、電波利用上、有効であったことから、引き続き共有して使用し、望ましくは現行と同じ 36MHz 幅以内で利用すべきである。 移行にあたって、使用帯域幅を増加させるべきではない。 3. 特定ラジオマイクは、ホワイトスペースを利用する場合においても周波数有効利用の観点から将来の地上波デジタルの更なるリパック※を前提に、UHF42CH 以下のホワイトスペースに移行すべきである。 4. 特定ラジオマイクの移行は、デジタルとアナログが併用されているが、周波数有効利用の観点から移行後は、デジタルのみとするべきである。 5. スマートフォン等の普及により、移動体通信用の周波数が足りなくなると今後も予測される中、国際的にも移動体通信用として用意されている 2.3GHz 帯は 3GPP のバンド 40 として規定されているため、国際的なハーモナイズを考慮すると、2.3GHz 帯は移動体通信用に割当を変更するべきである。 ※更なるリパックに関する当社意見 平成 21 年 1 月 12 日付「ホワイトスペースの活用方策など新たな電波の利用方策に関する提案」に関する要望書 平成 22 年 2 月 26 日付「放送用周波数使用計画の一部変更案に関する意見募集」に関する意見書
8	日本テレビ放送網株式会社	1. 当社は FPU と特定ラジオマイクの免許人であり、700MHz 帯の移動通信システム導入のため周波数移行することになる。FPU と特定ラジオマイクは報道取材や放送番組の制作において必要不可欠な無線システムであるため、移行に当たっては現在と同様な運用ができ放送番組制作の業務が支障なく継続できるよう行政における適切な制度整備、および終了促進措置が確実に実施されるよう望む。 2. 終了促進措置 終了促進措置は免許人(放送事業者)と認定開設者との協議し合意および具体化していくが、それと並行して円滑な移行を完遂するために、行政においても関係技術基準の整備や混信防止措置の検討などを促進すべきである。 また、免許人と開設認定者との協議において難航することがないように行政による関係者に対する十分な説明を求める。 3. 現行周波数での共用／電波利用料 FPU および特定ラジオマイクの周波数の移行においては、これらの無線を使用する放送番組の制作システムを急激には変更はできない。従って、新しい周波数帯の無線システムは段階的に、かつ現行の 700MHz 帯の無線システムを併用しながら導入せざるを得ない。 今般の周波数割当計画案では、700MHz 帯での FPU／特定ラジオマイクと特定基地局と周波数共用をする場合の条件が示されたが、既存無線局に有害な混信を与えないための具体的な施策を求める。 また、上記のように放送事業者は一定期間、現周波数帯の無線局と新周波数帯の無線局を両方保有し、段階的に新周波数帯に移行させていくことが想定される。

		そこでその期間の電波利用料については二重負担となる事のないよう適切な対応を求める。 4. ブースター障害等の防止または解消 今回提示された 700MHz 帯開設指針案のいわゆる絶対審査基準に「ブースター障害等の防止又は解消に関する計画」が含まれたことは、地上デジタルテレビジョン放送の視聴者保護の観点より評価する。 地上デジタルテレビジョン放送は国民の生命と財産を守るライフラインであることから、その受信に支障を与えないことはきわめて重要であり、ブースター障害等の防止又は解消に関する計画については、競願時審査基準においても、確実性、具体性について審査対象とすべきと考える。 5. 移行先周波数について 本開設指針案で提示された FPU および特定ラジオマイクの移行周波数および帯域幅(「周波数割当計画案」と同一)については概ね妥当といえる。 ただし、特定ラジオマイクの移行先である 470～770MHz は、TV ホワイトスペース帯であり、言うまでもなく既存の一次業務である地上デジタルテレビジョン放送の保護が第一であることから、その視聴等に混信妨害を与えることがないよう特定ラジオマイクの制度整備では十分に配慮されるべきである。 また、FPU と特定ラジオマイクの移行先である 1.2GHz 帯は、無線標定業務等複数の業務と周波数を共用するので、これらと円滑に共用できるような仕組みを構築する必要がある。 さらに、1.2GHz 帯は BS/CS 放送受信で使用される中間周波数と同一周波数帯になる。この 1.2GHz 帯で FPU と特定ラジオマイクの運用においては、BS/CS 放送受信に影響を与えぬよう、行政として適切な対応を要望する。
9	朝日放送株式会社	700MHz 帯の FPU が移行先として想定されている周波数のうち、1.2GHz 帯に移行する場合には、BS 受信機の IF 帯に干渉を及ぼすことが懸念されており、何らかの対策を実施しなければならないと考えられています。無線設備の取得費用・工事費用については特定基地局の認定開設者が負担することが指針案に記載されていますが、このような対策費用についても負担する者を明確にし、移行させられる者が負担することにならないような制度を望みます。 また、特定ラジオマイクの移行先として想定されている周波数の中に、ホワイトスペースが含まれていますが、特定ラジオマイクをホワイトスペースで使用した場合に地上デジタル放送の受信に混信を与えることのないように運用させる必要があります。ホワイトスペースを使った特定ラジオマイクの周波数割当状況、運用場所や運用時間等の情報を公開し、地上デジタル放送事業者が把握できるような制度とすることを望みます。
10	社団法人日本演劇興行協会	私ども舞台公演、コンサート、イベント会場および放送・映画関係等で使用される特定ラジオマイク(A型ラジオマイク、A型ワイヤレスマイクと言われており、全国で 2 万本以上の利用がされている)の利用者は、特定ラジオマイクの利用が活性化し、文化芸術の発展が期待され、利便性の向上がさらに図られる方向で、総務省の指導による「周波数再編アクションプラン(平成 23 年 9 月改定)(案)」の実現によって現行使用している 700MHz から周波数移行を強いられる立場を十分に配慮いただき、この帯域で検討される特定基地局の開設については、下記の最低限の条件を満たすことを要望いたします。

		1. 総務省の指導の下、特定ラジオマイク事業者による周波数移行先での新機器の安定運用が確保されるまでは、現行の使用帯域との併用を保障し、認定開設者の運用は一切開始されないことを要求します。 2. 費用補償に於いて、機器、設備工事(携帯電話の新規利用周波数帯の電波抑制装置の新規設置を含む)、工事の為の休館時の営業補償、免許更新に要する費用など、今次の周波数再編によって移行を迫られる事業者たちが、いささかも営業的損失を被ることのないように、全ての必要な費用が補償されることを要求します。 3. 認定開設者と被移行側が円滑に交渉を進めることが出来るよう、総務省の指導の下、当事者間の直接交渉ではなく、それに代わる適切なシステムが構築されることを強く要求します。 4. 周波数移行先で使用する新機器が延滞なく供給、及び不可欠な付随工事などが延滞なく施工されるように、総務省が指導することを要求します。 認定開設者は、周波数帯域移行となる特定ラジオマイク事業者に対して、移行先で現在と同等以上の運用が出来るように、十分に配慮されることを要望致します。
11	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	昨今のデータ通信利用の拡大傾向により急増しているトラフィックに対応するため、弊社は周波数有効利用率の高いLTE方式の導入など、これまでできる限りの対策を実施してきております。しかし、今後もトラフィックの増加傾向が続き、将来的には様々な対策の実施にも関わらず、対応が困難になる状況が想定されるため、今回、700MHz 帯の割り当てに向けた制度整備が進行していることを歓迎するとともに、可能な限り速やかに周波数割当てが実施されることを強く希望します。 以下、各項目について、意見を述べさせていただきます。 1. ブースター障害対策について ブースター障害については、情報通信審議会報告書に、その発生メカニズムと対策の考え方として「LTE から TV 放送への帯域外干渉は、現行のTV受信機器、TV受信用ブースターが、リパック前までのTV放送帯域である710～770MHzを受信するように設計されていることから、710MHz以上の帯域に新たなシステムが導入された際、新システムから発射される主波を干渉波として受信することにより発生する。短期的な対策としては、TV受信系への受信フィルタ追加、高性能な受信アンテナへの交換による垂直面指向性の向上、利得調整やアッテネータの挿入(ブースター有りの場合)などが考えられる。また、長期的な対策として、今後製造されるTV受信機器、TV受信用ブースターは、710MHz以上の帯域を利用する新システムからの帯域外干渉による影響を回避する対策を講じたものとする必要がある。そのため、関係機関を交えて検討を行うことが必要である。」との記載があります。 既に設置されているブースター等について、上記の短期的な対策として、700MHz帯の認定開設者が追加フィルタ挿入等による対策

		を施すことについて異議はありません。 しかし、ブースター障害の発生メカニズムを踏まえると、以下に例示するような長期的かつ抜本的な対策を短期的な対策と平行して、関係機関全体で推進していくことが、貴重な電波を有効に活用するために必要不可欠であると考えます。 ✓ 新たに製造されるブースター等について旧TV放送帯域からの耐干渉性能を向上すること ✓ 新仕様のブースター等装置の流通を促進すること ✓ 今後、旧仕様のブースター等装置の流通、設置を出来る限り行わないようにすること ✓ 上記のような対策を、関係機関全体で促進するべく、総務省殿のイニシアチブのもと、周知・啓発活動を行うこと 2. 既存免許人等の情報提供について 開設計画を策定するためには、移行対象免許人の詳細情報、ブースター干渉関連情報、TVリパック進捗状況、など、様々な情報が必要不可欠であると考えます。開設計画の申請を行おうとする者に対して、できるだけ早期に情報提供がなされることを希望します。
12	Wireless City Planning 株式会社	1. 現行 700MHz 帯 FPU (36MHz 幅) の移行先は、1.2GHz 帯 (60MHz 幅) と 2.3GHz 帯 (40MHz 幅) が候補であるが、1.2GHz 帯を優先して利用し、2.3GHz 帯は、すでにアジア諸国でも移動体通信での利用が加速しており、この需要に備え利用を控えるべきである。 2. FPU と特定ラジオマイクは、700MHz 帯においては、共有して利用してきた経緯があり、電波利用上、有効であったことから、引き続き共有して使用し、望ましくは現行と同じ 36MHz 幅以内で利用すべきである。 移行にあたって、使用帯域幅を増加させるべきではない。 3. 特定ラジオマイクは、ホワイトスペースを利用する場合においても周波数有効利用の観点から将来の地上波デジタルの更なるリパックを前提に、UHF42CH 以下のホワイトスペースに移行すべきである。 4. 特定ラジオマイクの移行は、デジタルとアナログが併用されているが、周波数有効利用の観点から移行後は、デジタルのみとするべきである。 5. スマートフォン等の普及により、移動体通信用の周波数が足りなくなると今後も予測される中、国際的にも移動体通信用として用意されている 2.3GHz 帯は 3GPP のバンド 40 として規定されているため、国際的なハーモナイズを考慮すると、2.3GHz 帯は移動体通信用に割当を変更するべきであり、当社は、2.3GHz 帯の割当を要望したい。
13	個人	①なぜ 700MHz の割当てを急ぐのか なぜ 700MHz の割当てを急ぐのか。 携帯電話が使用する周波数が足りなくなっているから急がなければならないというのは言い訳にならない。 700MHz は 2015 年にならないと使えない。 割当てを受けた携帯電話事業者が基地局や端末の準備をする時間を考慮しても早すぎる。割り当てた後に事業者の事業計画や経営状態が変化して 700MHz が未使用になるような状況になれば誰が責任を取るのか。

		なぜ今年の夏頃に割当先を決めてしまうのか。 こんなに早く割当てを決めてしまうことに何のメリットがあるのか。 ②700MHz を使用している FPU とラジオマイクについて FPU はほとんど使用されておらず、衛星回線があれば十分事足りるはずなので立退き料を払う必要はない。 ワイヤレスマイクは海外製ホワイトスペース用のものを使えば一台数万円で入手可能である。 上記手段なら立ち退き料は数億円で済むはずである。なぜ上記の方法ではなく 526～1446 億円も費用がかかるのか。どうせ天下り法人を太らせるための費用になるに違いない。 総務省に明確な回答を求める。
14	イー・アクセス株式会社	当社は今回の開設指針案は、総務省殿がこれまで促進されてきた 3.9 世代移動通信システムの普及を目途に策定されており内容として適切なものであると考えます。 この政策方針にのっとり、割当数については、トータルの周波数幅 30MHz に対し 10MHz 幅 LTE が可能となる最大限の数である 3 者に認めることで、競争がより促進され、超高速ワイヤレスブロードバンドの全国展開が早期に図られるものと考えます。 また、現在周波数オークション制度の導入のための電波法改正案が国会に提出されておりますが、900MHz 帯の開設指針に引き続き、700MHz 帯の割当についても現行の制度下で行うとしたことは適切であると考えます。現在、トラフィックが大きく増加し周波数需要が急激に増大しているモバイル通信市場の共通課題に鑑み、携帯電話事業者における将来計画への予見性を高める観点からも速やかな周波数割当てを行っていただくことが必要と考えます。 なお、当社は、以下に関しては、今後ご検討の上、反映または何らかの方策を示していただきたいと考えます。 (1) 700MHz 帯の希望周波数が重複した場合の優先的割当において、別表第三の競願時審査基準に基づき希望順位を決めるとすることについては賛成しますが、優先的割当に関する競願審査においては、900MHz 帯の審査結果において公表された基準 A、B、C の合計点における比率(それぞれ 1/3)を変更しないようにしていただきたいと考えます。また、周波数のイコールフットイングの観点より、「プラチナバンドの有無」の配点を「割当周波数に対する契約数」よりも大きくしていただきたいと考えます(例:4 点満点で、プラチナバンドの有無を 3 点、割当周波数に対する契約数を 1 点)。 (2) 開設指針案において、認定開設者は地上デジタルテレビのブースター障害の防止・解消を行うこととなっています。認定開設者が既存のブースター対策を行うことについては、やむをえないものと考えますが、携帯電話からの干渉を受けやすいブースターが増え続け際限の無い対策が必要となることを防ぐために、ブースター障害の対策期間及び対象を限定する等の方策を開設指針において規定することをお願いしたいと考えます。また、ブースター障害対策費用については認定開設者間の負担の分担について合理的であるよう、総務省殿としても注視いただきたいと考えます。さらに、一部の例外地域を除きテレビ放送は既に 52CH 以下を使用していることから、携帯電話の帯域を増幅しないブースターを製造・販売すること、並びにブースターの適切な設置・調整を行うことを、総務省殿より製造メーカ、販売店、設置業者を強力に指導いただきたいものと考えます。

		(3) 本開設指針に基づき申請する特定基地局開設計画には、終了促進措置等に関する記載を行うことになり、これまでの開設計画の申請よりも作成に要する時間が必要であり、時期も4月末から5月の連休期間をはさみますので、申請期間は法に定められた期間よりも十分長めにさせていただきようお願いいたします。 (4) 周波数オークション制度導入のための電波法改正案が国会に提出されていることに関連して意見を述べます。オークション制度には分かりやすさや透明性といったメリットもありますが、細部の制度設計が重要であるため、実施に至るまでには相応の期間が必要になることから、オークション導入は2015年ごろに実用化が見込まれる第4世代とすることが妥当であると考えます。
15	日本舞台音響家協会	特定ラジオマイクの周波数移行に関する費用補償については、指針案の終了促進措置(実施事項や透明性確保)として対象免許人(特定ラジオマイクユーザー)に一定の配慮をしていることは評価します。しかし、新機器の検証期間と免許廃止時期、移行費用補償の算出など、実施事項の具体的な決定はすべて個々の協議となっていることを懸念し、以下の3つの事項を要望します。 1) 移行先周波数帯における特定ラジオマイクの安定した運用を確保するため、特定ラジオマイクユーザーの使用環境を考慮した新機器の検証期間を設け、現行の使用帯域との併用を保障すること。 2) 費用補償では、機器、免許廃止時の撤去費も含む設備工事、検証期間を含む免許更新に要する費用など、周波数再編によって移行せざるを得ない特定ラジオマイクユーザーが損失を被ることのないよう、移行によって生ずる全ての費用が補償されること。 3) 認定開設者と特定ラジオマイクユーザーの交渉が円滑に行われるよう、新機器の安定した出荷・供給と終了促進措置の具体的なシステム整備を、総務省の指導の下で行うこと。 以上の要望を踏まえた終了促進措置が実施されることを強く願います。
16	株式会社毎日放送	我々放送事業者は、現在、日常的に770～806MHzのFPUや特定ラジオマイクを運用しています。その観点から、今回の700MHz帯を使用する移動通信システムに関する2つの意見募集に対し、総論として意見を述べます。 700MHz帯FPUは現在、ロードレース中継に多く使用されています。この周波数帯ではOFDM変調システムと相まって、見通し外通信でも良好な電波伝搬を得ています。 しかし移行先として予定される1.2GHz帯、2.3GHz帯においてロードレース中継を行う場合、1.2GHz帯では現在の2倍、2.3GHz帯では3倍の受信点が必要ではないかと推測されます。受信設備の増大はすなわち受信機、受信架台の設置、受信点から伝送するための送信機など、過大な負担増を強いる可能性があります。このような周波数移行に伴う制約や負担が生じないよう、確実に対処されることを望みます。 なお1.2GHz帯では、沿道のBS受信機に対する影響や、無線標定業務からの影響も懸念されます。2.3GHz帯においては、韓国の携帯電話会社が使用している関係で、中国・九州地方の日本海側での運用に制限がかかる恐れがあります。 また、隣接するB型ワイヤレスマイクについてはこのまま運用されますが、700MHz帯FPUが他の周波数に移行した後、この周波数帯を使用する新しい通信事業者の運用により、お互いに影響を及ぼす可能性があることを危惧します。 以上のように周波数移行には様々な課題があります。これらの課題について解決策が見出され、放送事業者にとって従来と変わらない安定した運用が可能になるとともに、700MHz帯が移動通信システムで有効に活用されますよう、これまで同様の関係各位のご尽力を切望します。

17	KDDI 株式会社	700MHz 帯における特定基地局の認定を早期に取得できるようにするため、本指針(案)について基本的に賛成いたします。さらに一層の電波有効利用を図るために次の意見を提出します。 (1) 本指針(案)において、地上デジタルテレビ放送の受信ブースターの対策期間が明確にされておきませんが、開設指針に基づくテレビ受信ブースターの対策期間についても、700MHz 帯に係る開設計画の認定期間と同等とすることが妥当であり、これを指針に明記すべきと考えます。 (2) 地上アナログテレビ放送で使用されていた周波数帯を特定基地局に割り当てることとした今回の周波数再編では、テレビ受信ブースター障害の可能性があります、未だその規模は示されておきません。その対策は速やかに、かつ大きな混乱がないように実施する必要があると認識しており、その観点から、以下について要望いたします。 (ア) テレビ受信ブースター対策を速やかに完了し、割り当てられた 700MHz 帯を早期に利用することは、周波数有効利用の観点からも必至であり、全ての認定開設者は、この趣旨を認識しテレビ受信ブースター対策を共同で円滑に行う必要があると考えます。しかしながら、対策に先立ち実施される認定開設者間の協議において合意に遅れが生じ、テレビ受信ブースター対策全体に影響を及ぼすような状況に至ることも否定できません。そのような場合には、早期解決に向けた行政による関与等の措置を講じていただくことを要望いたします。 (イ) 影響を受ける従来型のテレビ受信ブースターが、700MHz 帯に係る開設計画の認定以降も新たに設置・利用されることのないよう、関係者に対し早期に周知・啓発を図る措置が関係省庁や業界団体等によって講じられるよう要望いたします。また、特定基地局からテレビ受信ブースター障害が発生した場合に、認定開設者による対策等が円滑に実施できるよう、国民への広報・周知活動について、関係省庁や業界団体等による措置が講じられるよう要望いたします。
18	東宝株式会社	東宝株式会社は 80 年以上に亘り、演劇やミュージカルなど様々な演目を在京の直営 2 館に加えて全国各地においてツアー公演し、我が国の文化芸術の発展に貢献していると自負しております。特定ラジオマイクは、演劇やミュージカル公演の上演に欠くことの出来ない重要な機器として、下記の運用環境で、特定ラジオマイク利用者連盟の運用調整の下、20 数年に亘り問題なく運用して参りました。 1. 全国共通周波数帯(770～806MHz)で運用が可能 2. 全国共通チャンネルプラン設定で運用が可能 3. 全国同一機器で運用が可能 総務省の指導による「周波数再編アクションプラン(平成 23 年 9 月改定)(案)」が実現した場合、周波数移行を強いられる特定ラジオマイクユーザーとして、現行の特定ラジオマイク環境と同等以上の条件を満たす為、特定ラジオマイクの文化的な役割を十分配慮して、この帯域で検討される特定基地局の開設については、下記の最低限の条件を満たすことを要望いたします。 1. 総務省の指導の下、特定ラジオマイク事業者による周波数移行先での新機器の安定運用が確保されるまでは、現行の使用帯域との併用を保障し、認定開設者の運用は一切開始されないことを要求します。 2. 費用補償に於いて、機器、設備工事(携帯電話の新規利用周波数帯の電波抑制装置の新規設置を含む)、工事の為の休館時の営業補償、免許更新に要する費用など、今次の周波数再編によって移行を迫られる事業者たちが、いささかも営業的損失を被ることのないように、全ての必要な費用が補償されることを要求します。 3. 認定開設者と被移行側が円滑に交渉を進めることが出来るよう、総務省の指導の下、当事者間の直接交渉ではなく、それに代わる適切

		なシステムが構築されることを強く要求します。 4. 周波数移行先で使用する新機器が延滞なく供給、及び不可欠な付随工事などが延滞なく施工されるように、総務省が指導することを要求します。
19	社団法人日本芸能実演家団体協議会	「700MHz 帯を使用する特定基地局の開設に関する指針案」第十項5号、「700MHz帯開設指針案の概要資料」『Ⅱ-2.競願時審査基準』において、“機材補償を含む、周波数移行に係る費用を多く負担可能”な点を重視されていることについて評価します。ただし「終了促進措置(機材補償)」に関して、実際に事業者(認定開設者)と直接協議となった場合、具体的なやりとりについて指針が示されておらず、ユーザー側が求める機材補償が十分に得られるのか懸念しています。 移行については以上のような条件が多数あり、それが満たされ、利用活性化や利便性向上につながる運用が保証されるよう強く要望致します。

700MHz 帯を使用する移動通信システムの技術基準等に係る

省令・告示案に対して寄せられた御意見一覧

※受付順（敬称略）

No.	意見提出者	御意見
1	株式会社ビーエスフジ	移動通信システム(携帯電話)への 700MHz帯割り当てに伴うFPU／特定ラジオマイクの移行先の周波数のうち、1240～1300MHzは、BS放送受信時の中間周波数と一部重なる周波数帯となる。 その使用によりBS放送受信に有害な混信妨害を与える可能性が考えられる。移行前に混信妨害について十分な影響調査を行い、影響がある場合は対策が必要である。その際、視聴者に不利益が生じないよう対策費用の確保が必要と考える。
2	日本放送協会	○FPUの周波数割り当て FPUは現在おもにロードレースなどの番組制作のため広範囲に移動しながら映像伝送を行う用途に利用されています。周波数を移行した場合、番組制作方法の見直しや新たな技術開発などが必要となりますが、ハイビジョン品質を確保しながら現行より多くのチャンネルが利用可能となり番組制作の多様化・高度化や緊急報道における活用など更なる利用促進が期待できますので、1.2GHz 帯と 2.3GHz 帯に割り当てることは適当と考えます。 ○特定ラジオマイクの周波数割り当て 特定ラジオマイクは周波数移行であるため移行先においても現行と同水準の周波数幅が継続的に利用可能である必要があります。また、地上デジタル放送用周波数帯を利用する場合、地上デジタル放送を保護することが前提です。したがって、特定ラジオマイクを含めホワイトスペース利用システムを2次業務として割り当て、その中で周波数移行である特定ラジオマイクを新たに開始する他のホワイトスペース利用システムより優位とすることは適当と考えます。また、地上デジタル放送の周波数が混んでいる地域では、特定ラジオマイクで利用可能な周波数が不足することも想定されますので、ホワイトスペースと 1.2GHz 帯の両方を割り当て、なおかつ 710～714MHz を割り当てることは適当と考えます。
3	特定ラジオマイク利用者連盟	特定ラジオマイクは新しい波が欲しいとしているのではなく、現行の周波数帯域から、移行することになった。結果、現行の運用・調整上の利便性等の利用環境の維持が最小限必要である。 移行先の周波数帯域の主としている地デジホワイトスペース帯に於いては、地デジ放送波の周波数使用状況が特定ラジオマイクの使用に対して非常に厳しい環境下に置かれている。そのため、特定ラジオマイクの使用可能チャンネル数が十分確保できない、又全国を共通波で使用するのも困難な状況も想定されるので、移行先の周波数範囲を可能な限り広くして置くことが必要である。 現行と同じ水準の利用環境を維持しつつ周波数移行を円滑に行うためには、変更案の通り470MHz～710MHzの地デジホワイトスペース帯に加えて710MHz～714MHz及び1. 2GHz帯の周波数を割当ていただくことが妥当である。

4	株式会社BS日本	放送移動中継用として使用されている700MHz帯FPU／特定ラジオマイクを、1.2GHz帯への周波数に移行することについては、懸念を抱いております。近隣の衛星放送受信家庭に受信障害が起こる可能性について、排除できないためです。 他の周波数への移行が考えられず、実施がやむを得ないのであれば、少なくとも、影響を受ける家庭に対してはあらかじめ国、あるいは携帯通信会社の責任で個別に対応する措置を講じておくこと、その費用については衛星放送事業者が負担責任を一切免責されること、の2点を明確にするよう求めます。
5	社団法人日本民間放送連盟	① はじめに 「周波数再編アクションプラン(平成23年9月改定版)」改定の際にも述べたとおり、FPU／特定ラジオマイクは放送番組の制作や中継において必要不可欠な無線システムであるため、その周波数移行については「ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編アクションプラン」で整理された検討方法や移行手順等に沿って、業務が支障なく継続できることを見極めながら具体化していく必要があります。また、周波数移行に伴い、放送番組の制作や中継において過度の制約や負担が生じてはならないと考えます。 ② 終了促進措置による周波数移行について 本開設指針案によって実施が見込まれる終了促進措置に沿って、民放事業者はFPU／特定ラジオマイクの周波数移行に着手し、周波数の更なる有効利用に協力することとなりますので、行政は関係技術基準の整備や混信防止措置の検討などを一層促進し、円滑な周波数移行に万全を期すべきと考えます。また、そうした作業においては放送事業者の技術的知見や経験を十分に踏まえて、結論を得ていくことが肝要と考えます。 なお、終了促進措置に関する開設認定者と既存免許人との協議が難航するようなことがあれば、行政は関係者に対する説明等に努め、課題解決に向けた環境を整えるなど、円滑な合意形成を支援していただきたいと思います。 ③ 「周波数使用計画」の一部変更案について FPU／特定ラジオマイクの周波数移行先等について規定した「周波数使用計画」の一部変更案は、概ね妥当な内容と考えます。 ただし、地上テレビジョン放送用周波数(470～710MHz)のホワイトスペースにおいて特定ラジオマイクを運用する際は、一次業務である地上テレビジョン放送に対して干渉妨害を発生させないことを確実に担保する必要がありますので、特定ラジオマイクに関する今後の制度整備において適切に措置するよう、強く要望します。 また、FPU／特定ラジオマイクの移行先候補である1.2GHz帯については、BS・CS放送受信で使用される中間周波数に相当することに対して、注意が必要だと考えます。これが周波数移行の障害とならないよう、行政が放送受信への影響の程度や規模を精査したうえで、適切に措置すべきものと考えます。 さらに、1.2GHz帯においてFPUと特定ラジオマイクを安定的に運用するためには、両者間の運用調整に加え、これらが無線標定業務などと円滑に周波数を共用できる仕組みを構築する必要があると考えます。 ④ 現行FPU／特定ラジオマイク廃止までの間の周波数共用について 本開設指針案において、開設認定者がFPU／特定ラジオマイクの免許人との間で協議すべき終了促進措置の内容に“現行FPU／特定ラジオマイクの廃止・変更までの間に特定基地局と周波数を共用する場合の共用条件”が盛り込まれておりますが、この点は重要だと考えます。 こうした周波数共用については、「ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編アクションプラン」において、FPUは“マラソン中継のよう

		に、利用期間、場所があらかじめ特定できるものは、2015 年以降も当面の間、免許人間で調整を図りながら利用を図る”旨が、特定ラジオマイクは“2015 年以降も当面の間は、免許人間で調整の上、既存ラジオマイクの利用を適宜可能とする”旨が、それぞれ明記されております。これは円滑な周波数移行の前提となるものですので、十分な配慮が必要と考えます。 また、放送事業者は一定期間、同一用途の無線設備として、現行FPU送信機と新周波数帯のFPU送信機を両方保有し、徐々に新周波数帯に移行させていくことが想定されます。その間の電波利用料については二重負担とならないよう、適切に対応いただきたいと考えます。 ⑤ ブースター障害等の防止について 700MHz 帯移動通信システムの導入に伴い、地上テレビジョン放送受信のブースター障害等が懸念されますので、本開設指針案において開設認定者の防止・解消義務を明記したことは、国民・視聴者の保護、ならびに地上テレビジョン放送ネットワークの安定的な運用維持の観点から、妥当なものと考えます。 この趣旨に沿って、開設認定者が連携して積極的な対策計画を立て、障害発生防止に万全を期するとともに、万一、障害が発生した場合は、遅滞なく確実に対処するよう要望します。
6	日本舞台音響家協会	特定ラジオマイクは、現行周波数が携帯電話用に割り当てられるためホワイトスペース等への周波数移行を余儀なくされている。しかし、主たる移行先である470MHz～710MHzの地デジホワイトスペース帯は、地域により異なるTV局やエリア放送などがあり、現在の特定ラジオマイクとは比べようもない厳しい使用環境となる。特に全国を共通波で使用してきたツアー公演や、屋外のイベント・コンサートでは、TVへの干渉を与えないことは言うに及ばず、他の共用波からの干渉を避けた安定運用を行うことが必要絶対条件となる。 この度の「周波数割当計画(平成20年総務省告示第714号)の一部を変更する告示案(別添7)」では、TVホワイトスペース帯に加え、710MHz～714MHzの特定ラジオマイク専用帯及び1.2GHz帯の周波数が割り当てられたことで、移行前の使用環境に一步近づいたことを評価するとともに、示された告示案による円滑な移行が実現されることを望みます。
7	日本テレビ放送網株式会社	<周波数割当計画(平成20年総務省告示第714号)の一部を変更する告示案について> 1. 710～714MHzの割当てについて 上記周波数を放送事業用と一般業務用の特定ラジオマイク用およびデジタル特定ラジオマイク用(以下両者を特定ラジオマイクと記す)に割当てたことは、特定ラジオマイクの運用において全国共通で使用できる周波数としてきわめて有効であり、特定ラジオマイクの移行において運用の継続性を促進することからこの割当てを支持する。 2. 470～710MHzの割当てについて 上記周波数である、いわゆるホワイトスペース帯の割当てにおいて、地上デジタル放送を最優先にするために特定ラジオマイクを二次業務としたことは妥当である。 更に、一次業務である地上テレビジョン放送に干渉妨害を発生させないことを確実に担保するために特定ラジオマイクに関する今後の制度整備において適切に措置がなされることを要望する。 3. 770-806MHzの割当てについて 現在、この周波数帯はFPUと特定ラジオマイクが割り当てられている。これらの移行の過程において移動通信システムと周波数共用をしていくこ

		とになるが、「770-806MHz の周波数帯を使用する電気通信業務用の移動業務の局は、2019 年 3 月 31 日までは、この周波数帯を使用する他の移動業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならない」と規定したことは、FPU と特定ラジオマイクの周波数移行において運用継続性と円滑な移行に必要な措置であり妥当な措置であると考え。
8	ソフトバンクモバイル株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンク BB 株式会社	1. 現行 700MHz 帯 FPU (36MHz 幅) の移行先は、1.2GHz 帯 (60MHz 幅) と 2.3GHz 帯 (40MHz 幅) が候補であるが、1.2GHz 帯を優先して利用し、2.3GHz 帯は、すでにアジア諸国でも移動体通信での利用が加速しており、この需要に備え利用を控えるべきである。 2. FPU と特定ラジオマイクは、700MHz 帯においては、共有して利用してきた経緯があり、電波利用上、有効であったことから、引き続き共有して使用し、望ましくは現行と同じ 36MHz 幅以内で利用すべきである。 移行にあたって、使用帯域幅を増加させるべきではない。 3. 特定ラジオマイクは、ホワイトスペースを利用する場合においても周波数有効利用の観点から将来の地上波デジタルの更なるリパック※を前提に、UHF42CH 以下のホワイトスペースに移行すべきである。 4. 特定ラジオマイクの移行は、デジタルとアナログが併用されているが、周波数有効利用の観点から移行後は、デジタルのみとするべきである。 5. スマートフォン等の普及により、移動体通信用の周波数が足りなくなると今後も予測される中、国際的にも移動体通信用として用意されている 2.3GHz 帯は 3GPP のバンド 40 として規定されているため、国際的なハーモナイズを考慮すると、2.3GHz 帯は移動体通信用に割当を変更するべきである。 ※更なるリパックに関する当社意見 平成 21 年 1 月 12 日付「ホワイトスペースの活用方策など新たな電波の利用方策に関する提案」に関する要望書 平成 22 年 2 月 26 日付「放送用周波数使用計画の一部変更案に関する意見募集」に関する意見書
9	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	意見公募対象である省令・告示案は、情報通信審議会における技術的な検討を踏まえており、700MHz 帯移動通信システムの導入に必要な不可欠な内容であると考えます。よって、その主旨に賛同するとともに、今後、関係省令等の改正が速やかに行われることを希望します。
10	Wireless City Planning 株式会社	1. 現行 700MHz 帯 FPU (36MHz 幅) の移行先は、1.2GHz 帯 (60MHz 幅) と 2.3GHz 帯 (40MHz 幅) が候補であるが、1.2GHz 帯を優先して利用し、2.3GHz 帯は、すでにアジア諸国でも移動体通信での利用が加速しており、この需要に備え利用を控えるべきである。 2. FPU と特定ラジオマイクは、700MHz 帯においては、共有して利用してきた経緯があり、電波利用上、有効であったことから、引き続き共有して使用し、望ましくは現行と同じ 36MHz 幅以内で利用すべきである。 移行にあたって、使用帯域幅を増加させるべきではない。 3. 特定ラジオマイクは、ホワイトスペースを利用する場合においても周波数有効利用の観点から将来の地上波デジタルの更なるリパックを前提に、UHF42CH 以下のホワイトスペースに移行すべきである。 4. 特定ラジオマイクの移行は、デジタルとアナログが併用されているが、周波数有効利用の観点から移行後は、デジタルのみとするべきである。

		5. スマートフォン等の普及により、移動体通信用の周波数が足りなくなると今後も予測される中、国際的にも移動体通信用として用意されている 2.3GHz 帯は 3GPP のバンド 40 として規定されているため、国際的なハーモナイズを考慮すると、2.3GHz 帯は移動体通信用に割当を変更するべきであり、当社は、2.3GHz 帯の割当を要望したい。
11	株式会社TBS テレビ	1. 700MHz帯を使用する移動通信システムの技術基準に係る制度整備について ワイヤレスブロードバンドの高度化は利便性と経済効果に有益で、我々もその利便を享受しているところであり、700MHz帯を使用するシステムについての制度整備には賛同する。一方、放送業務用無線は視聴者に番組や情報を提供する伝送手段であり、社会全体の利益に繋がるもので大変重要であると考えている。FPUおよび特定ラジオマイクの周波数移行については、技術的条件の整理や他システムとの干渉などについて十分な検討を行ない、具体化を進めるよう希望する。 2. 周波数割当計画の変更について FPUおよび特定ラジオマイクの移行先周波数を新たに割り当てるための周波数割当計画の変更案は、概ね妥当と考える。 ただしホワイトスペース(470から710MHz)における特定ラジオマイクの運用は、一次業務である地上テレビジョン放送について現在および将来にわたって支障を与えないことが担保されるべきと考える。 また、FPUおよび特定ラジオマイクの移行先となる1. 2GHz帯はBS・CS放送の受信設備で用いられるIF(中間周波数)に相当するため、干渉を与えることが懸念される。よって早急に規模を調査し、対策を立てることが望まれる。また、この周波数帯をFPUと特定ラジオマイクとで共用する場合は、混信・障害の恐れがあるため新たな運用調整の仕組みを構築する必要がある。 3. 移行期間中の扱いについて 終了促進措置の期間については現行のFPUおよび特定ラジオマイクと特定基地局とで周波数を共用する。免許人間で調整の上運用することとなるが、移行期間中の運用に制約がないよう行政の配慮を願いたい。また放送事業者は、一定期間現行のFPUおよび特定ラジオマイクと新周波数帯のFPUおよび特定ラジオマイクの両方を保有し、徐々に新周波数帯に移行させていくことが想定される。そのため電波利用料についても考慮願いたい。 また移行先の既存免許人との共用に関しても、放送事業者の運用に過度な制約がかからぬよう、行政の支援ならびに配慮を願いたい。
12	クアルコムジャパン株式会社	今回の 700MHz 開設指針に関し、698-806MHz は APT/AWG 国際協調周波数割当に長期的視点で整合させる周波数割当計画が行われるべきです。2011 年 9 月、APT/AWG では 698-806MHz の IMT システムによる移動業務への協調的割当、要求条件、ならびに周波数共用条件が定義されました【1】。また、2012 年 2 月の WRC-12 での結果において、Region 1 の 694MHz-790MHz の IMT 移動業務分配が WRC-15 の議題になることが決定されました。これら国際的周波数協調の趨勢が考慮されるべきで、以下を指摘いたします。 【1】 http://www.apr.int/sites/default/files/Upload-files/AWG/APT-AWG-REP-24_APT_Report_698-806_Band_Implementation_UHF.pdf

		1. 710-714MHz への特定ラジオマイク割当は 698MHz 以下へ割り当てべきである。理由は以下： (1) 710-718MHz はモバイル帯域と地デジ帯域のガードバンドであり、放送用割当ではなく、ホワイトスペースの定義は当てはまらない。さらに、前述の【1】を考慮し、ラジオマイクには、放送用割当のうち、698MHz 以下の帯域から、地デジ割当が疎なチャンネルを割り当てべきである。 (2) 米国のラジオマイク割当は 470-698MHz である（韓国も同様）。ラジオマイクの周波数協調はこれが考慮されるべきで、698MHz 以下がラジオマイクのホワイトスペース対象帯域。 (3) 一昔前の 800MHz 帯の小刻みに分割された周波数割当の修正に約 10 年を要したことは記憶に新しい。国際的な協調周波数帯の細切れな割当は周波数有効利用を妨げる最大の要因になる。唯一これが許されるのは国際協調の強い要求がある場合だが、今回は日本特有の仕様導入を招き、市場展開を狭める結果になることは自明。 2. 700 MHz 帯の ITS 割当帯域は予約帯域とし、将来改めて割当を検討すべきである 前述【1】の周波数の国際協調の趨勢から、700MHz 帯に ITS を割り当てべきではない。当面割当を行わないでおり、将来改めて割当を検討することを提案する。同帯域の ITS は市場的な成功の見通しが見えないだけでなく、実用化に向けて検証しなければならない技術課題（例：輻輳時における同帯域を用いた物理層から MAC、上位シグナリングによる総合的な性能検証）が多々ある。ITS に利用されている帯域は世界的に 5.8GHz-5.9GHz 帯であり、我が国だけが 700MHz 帯への適用を進めているが、これは国際競争力の確保を困難にするだけである。 3. 地デジ帯域の 698MHz 以下へのリパックが必要である 地デジ帯域は SFN (Single Frequency Network)を用いたチャンネル再割当を行い、数年をかけて帯域の上限を 710MHz から 698MHz 以下までリパックを進めるべきである。これにより APT/AWG で定義された周波数割当【1】に整合できる。急速にトラヒックが増加するモバイル市場の拡大への対応容易化が期待できるとともに、近隣国との電波干渉の可能性を最小にすることができる。
13	個人	700MHz 帯の携帯電話用周波数の割り当てについて、概ね国際的な調和を図った割り当て案とされており、賛成いたします。 ならびに、特定ラジオマイク用の周波数の割り当てを、いわゆるホワイトスペースに割り当てる案とされている件についても、限られた周波数の有効利用につながるため賛成いたします。 しかしながら、710-714MHz を、特定ラジオマイク専用に割り当てる案については、混信を避けたいという意図は理解できるものの、利用者が専らその帯域ばかり使用するようになり、結果的に周波数の有効利用につながらないのではないかという懸念があり、賛成できかねます。 また、FPU については、2330-2370MHz を割り当てる案となっておりますが、この帯域は諸外国では TD-LTE といった携帯無線通信システムに割り当てられており、国際的な調和が図られない結果となりかねません。 放送中継においては、衛星の利用など様々な手段が生まれており、無線通信技術においても昨今の技術革新にて狭い帯域にてより多く情報伝達が可能になっている一方、1240-1300MHz への割り当て案も含めると、FPU に対して従前より広い帯域を割り当てる案となっております、一般的な感覚で考えると疑問に感じ、賛成できかねます。 国際的な調和の観点と、モバイル需要の増大を考えると、2.3GHz 帯は携帯無線通信システムへの割り当てを希望いたします。
14	エリクソン・ジャ	エリクソン・ジャパン株式会社および ST-エリクソン株式会社は、APT (アジア・太平洋通信共同体) 報告書が示し、現在 3GPP で議論中の FDD 周

パン株式会社 ST-エリクソン 株式会社	波数アレンジメントと整合して、日本において 700MHz 帯で陸上移動通信システムの展開を可能とする本省令・告示案を支持いたします。 一方、省令・告示案が示す周波数アレンジメント(30MHz x 2)は、APT 報告書の FDD アレンジメント(45MHz x 2)のサブセットとなっています。周知の通り、700MHz 帯は移動通信システムに非常に適した電波帯であり、極めて貴重な無線資源です。スマートフォンなどの高度端末の増加にともない移動通信トラフィックが急速に増大する今日、この帯域のできるだけ多くの部分を携帯電話システムで利用することにより、大きな社会的・経済的な効果が期待されます。さらに、本年 1 月から 2 月に開催された世界無線通信会議 WRC-12 では、第 1 地域の 694 - 790MHz を 2015 年以降移動業務に一次分配することを決定し、関連する WRC-15 の新議題(議題 1.2)を設定しました。また第 2 地域でも多くの国(ラテン・アメリカ諸国)が、APT 報告書の FDD アレンジメント(45MHz x 2)に大きな関心を示しています。このようにこの FDD アレンジメント(45MHz x 2)は、今後世界の多くの国で採用される可能性を持っています。 したがって、将来周波数の差分(15MHz x 2)が移動通信サービスに利用可能となる、もしくはその帯域を使用するシステムの周波数利用効率が想定外に小さいことが判明した時は、その利用目的を見直し、700MHz 帯の周波数アレンジメントを APT 報告書の FDD アレンジメントと完全に整合させることを検討すべきと考えます。 周波数割当計画(平成 20 年総務省告示第 714 号)の一部を変更する告示案では、710-714MHz を特定ラジオマイク用に割り当てる計画となっています。特定ラジオマイクを 710-714MHz に割り当てることは、周波数の差分(15MHz x 2)を移動通信サービスに割り当て、この帯域の移動通信用周波数アレンジメントを世界の多くの国と完全に整合させる方策を困難にする可能性があり、慎重に判断するべきと考えます。 また、2011 年 9 月 14 日に公表された周波数再編アクションプラン(平成 23 年 9 月改定版)では、【700MHz 帯(710～806MHz)における再編】の項目で、「特定ラジオマイクの移行先の周波数帯候補を地上テレビジョン放送用周波数帯のホワイトスペース又は 1.2GHz 帯として、周波数移行に関する技術的検討を進めるなど周波数移行に向けた検討・作業を実施する。」としています。710-714MHz は、地上テレビジョン放送用周波数帯(470-710MHz)のホワイトスペースとは言えず、今回の周波数割当計画の一部を変更する告示案は、周波数再編アクションプランとしても適切な変更案とは言えません。 上記の理由から、710-714MHz を特定ラジオマイク用に割り当てる計画については、十分慎重な議論が必要と考えます。 さらに、周波数割当計画の一部を変更する告示案では、新たに 2330-2370MHz を放送事業用とする変更が示されています。2.3GHz(2300-2400MHz)帯は、WRC-07 で IMT 用に特定された帯域であり、世界的には多くの国がこの帯域に IMT システムを導入する可能性があります。したがって、この帯域を放送事業用とすることは慎重に検討する必要があると考えます。エリクソン、ST-エリクソン、および他ベンダー
-------------------------------------	--

		は、2.3GHz 帯の TD-LTE 製品(インフラおよび移動端末製品)を提供可能であり、今後数年後に大きな市場が形成させることが期待されています。放送用のフィールドピックアップユニット(FPU)については、移動通信システムが提供する TD-LTE を利用して画像を送信することも可能であり、このような利用の仕方も視野に入れて 2.3GHz は移動通信用に割り当てるべきと考えます。
15	株式会社毎日放送	我々放送事業者は、現在、日常的に 770～806MHz の FPU や特定ラジオマイクを運用しています。その観点から、今回の 700MHz 帯を使用する移動通信システムに関する2つの意見募集に対し、総論として意見を述べます。 700MHz 帯 FPU は現在、ロードレース中継に多く使用されています。この周波数帯では OFDM 変調システムと相まって、見通し外通信でも良好な電波伝搬を得ています。 しかし移行先として予定される 1.2GHz 帯、2.3GHz 帯においてロードレース中継を行う場合、1.2GHz 帯では現在の 2 倍、2.3GHz 帯では 3 倍の受信点が必要ではないかと推測されます。受信設備の増大はすなわち受信機、受信架台の設置、受信点から伝送するための送信機など、過大な負担増を強いる可能性があります。このような周波数移行に伴う制約や負担が生じないよう、確実に対処されることを望みます。 なお 1.2GHz 帯では、沿道の BS 受信機に対する影響や、無線標定業務からの影響も懸念されます。2.3GHz 帯においては、韓国の携帯電話会社が使用している関係で、中国・九州地方の日本海側での運用に制限がかかる恐れがあります。 また、隣接するB型ワイヤレスマイクについてはこのまま運用されますが、700MHz 帯 FPU が他の周波数に移行した後、この周波数帯を使用する新しい通信事業者の運用により、お互いに影響を及ぼす可能性があることを危惧します。 以上のように周波数移行には様々な課題があります。これらの課題について解決策が見出され、放送事業者にとって従来と変わらない安定した運用が可能になるとともに、700MHz 帯が移動通信システムで有効に活用されますよう、これまで同様の関係各位のご尽力を切望します。
16	KDDI株式会社	700MHz 帯を使用する移動通信システムの技術基準等に係る省令・告示案につきましては、700MHz 帯に周波数の有効利用が可能となる LTE 方式の導入を可能とするものであることから、原案に賛成いたします。
17	東宝株式会社	東宝株式会社は 80 年以上に亘り、演劇やミュージカルなど様々な演目を在京の直営 2 館に加えて全国各地においてツアー公演し、我が国の文化芸術の発展に貢献していると自負しております。特定ラジオマイクは、演劇やミュージカル公演の上演に欠くことの出来ない重要な機器として、下記の運用環境で、特定ラジオマイク利用者連盟の運用調整の下、20 数年に亘り問題なく運用して参りました。 1. 全国共通周波数帯(770～806MHz)で運用が可能 2. 全国共通チャンネルプラン設定で運用が可能 3. 全国同一機器で運用が可能 総務省の指導による「周波数再編アクションプラン(平成 23 年 9 月改定)(案)」の実現した場合、現行使用している 700MHz から周波数移行を強いられる特定ラジオマイクユーザーとして、その文化的な役割も十分考慮いただいて、現行の特定ラジオマイク環境と同等以上の条件が満たされることを求めます。 この度の、周波数割当計画の変更に伴う特定ラジオマイクの移行先案については、地デジのホワイトスペース帯(470～710MHz)、710～

		714MHz、1.2GHz 帯への移行案が示されていますが、次の通りに考えます。 1. ホワイトスペース帯では、他のシステムとの共用において優先されるべき特定ラジオマイクへの周波数帯割り当てと運用などに不利益が生じないよう、他のシステムの運用のない特定ラジオマイクを 2 次業務とする帯域が高い周波数側から確保されることを強く要望します。 2. 710～714MHz(実質は3MHz)が全国共通で運用可能な周波数帯として確保されることは一定の評価ができるものの、現行で全国共通運用可能な帯域幅との比較においては絶対的に足りないことを強く懸念致します。 3. 1.2GHz帯は、現在複数の無線局と共用となるため厳しい運用が予想されるとともに、諸外国でこの帯域での運用の実例がないため、新規機材の開発と供給には多大な困難が伴うと考えられます。
18	在日米国商工会議所	(1)700MHz 帯での ITS 無線システムは、世界各国におけるその配置周波数との共通性を見出すことができません。我々の知る限りでは、欧州および米国では 5.8-5.9GHz 帯が割当てられており、700MHz 帯での ITS の導入は日本だけで、独自のシステムとなります。その結果日本の ITS はグローバルな技術とビジネスの展開において孤立する恐れがあり、また海外からは参入の障壁になる可能性があります。 これらの懸念はACCJをはじめ各方面より指摘されている点ではありますが、日本政府はこれらの懸念をもう一度受け止めて、熟慮の下で決断をしてゆくことを望みます。 (2)現在 ITS が実用的なサービスを生み出す環境が整っているのか明確ではありません。特にグローバルな視点での技術やサービスの開発は整っておらず、標準の策定はまだ始まったばかりです。 また、先に述べたように日本では 700MHz 帯でシステムを ITS の中心としていますが、欧米では 5.8-5.9GHz での導入が検討されており、車・車間、路・車間またその両方の何に優先順位を与えるべきかまだグローバルな共通理解は得られていません。その場合 700MHz と 5.8GHz 帯とでは電波の性質が大きく異なることから、700MHz で構築されたサービスを 5.8GHz 帯で導入することが難しくなり、日本のみで通用するコストの高い独自サービスの開発となります。 今後 ITS をグローバルなサービス環境の下で整備していくためには、700MHz の導入を前提とした現在の開発方針に捉われ、拙速に走ることなく、技術とサービスの中立性ならびにグローバルな周波数のハーモナイゼーションを意識した開発が重要になると考えます。 (3)ITS 無線システムに対する周波数割当は 700MHz 帯から離して、将来、グローバルな技術・標準・サービスやマーケットの開発状況に応じて、臨機応変に対応する必要があると考えます。昨今の技術開発やサービス開発の速さの中では、今般 700MHz 帯の ITS 無線システムで実現しようとしているサービスの機能は(最近のスマートフォンでのカーナビのように)既存の無線システムの開発・活用状況によっては、他の優れた汎用的な技術やシステムに取って代わられる可能性も高いと考えられます。 そのような訳で、700MHz に固執することなく、今後のグローバルな ITS の技術・標準開発の動向、サービスやマーケットの創造過程を見極めな

		がら、独自ソリューションに陥ることないよう注視することが肝要であります。 そして、その様な柔軟性に富んだ周波数政策により、当該周波数活用の必要が生じたら、ゼロベースで汎用的な無線システムも視野に入れながら効率的且つ効果的に活用するという政策が必要と考えます。 (4)米国ではラジオマイクに470-698MHz帯が割り当てられており、放送用周波数帯を共有しています。日本でも今後新たに周波数を割り当てるという状況であれば同様に710MHz帯以下のホワイトスペースでラジオマイクを運用することで、可能な限り周波数協調を図る方が好ましいと考えます。 (5)スマートフォンやタブレットの急速な普及により、携帯電話用電波への需要が急速に高まる中、今後も携帯無線通信システム用の新たな周波数の確保が必要となることが容易に想像できます。700MHz帯は900MHz帯同様に「プラチナバンド」と呼ばれ、携帯無線通信システムに最適な周波数帯です。携帯無線通信用に電波を割り当てない場合の経済的機会損出コストに注目する必要があるとあり、現時点で拙速にITS無線システムやラジオマイクに割り当ててのではなく、将来の携帯無線通信の需要に備えて帯域を確保しておく必要があると考えます。 (6)3月9日に閣議決定された電波法改正法案に規定されたオークション制度は、同案文にある「電波の価値を最大限に発揮できる場合」とされる700MHz帯で開始するのが望ましいと考えます。 ACCJは、ITSがグローバルな市場において、日本の新たな産業を構築する基盤となることを支持します。その為に適切な周波数政策が取られることを期待し、また、貴重な資源である700MHz帯周波数資源が、将来にわたって、十分に活用されていくよう、適切な技術政策が取られることを願っております。
19	社団法人日本芸能実演家団体協議会	特定ラジオマイクの周波数帯移行については、現在安定的に運用されていることを考慮され、全国的に利用される特性に鑑み現状と同等以上の運用環境を保証し、さらなる利便性向上につながることを前提であると考えています。 今回の移行先としてあげられている470MHz～710MHzの地デジホワイトスペース帯は、地域により異なるテレビ局やエリア放送などがあり、現在使用している特定ラジオマイク帯域と比較して、厳しい使用環境となることが予想されます。省令・告示案のなかでは「周波数割当計画の一部を変更する告示案」において、710～714Mhz帯および1.2GHz帯に特定ラジオマイクの使用用途に周波数を割り当てることで、現状の使用環境に近づくよう配慮されており評価したいと思います。

電波法の一部を改正する法律の概要（周波数再編関係）

改正の概要

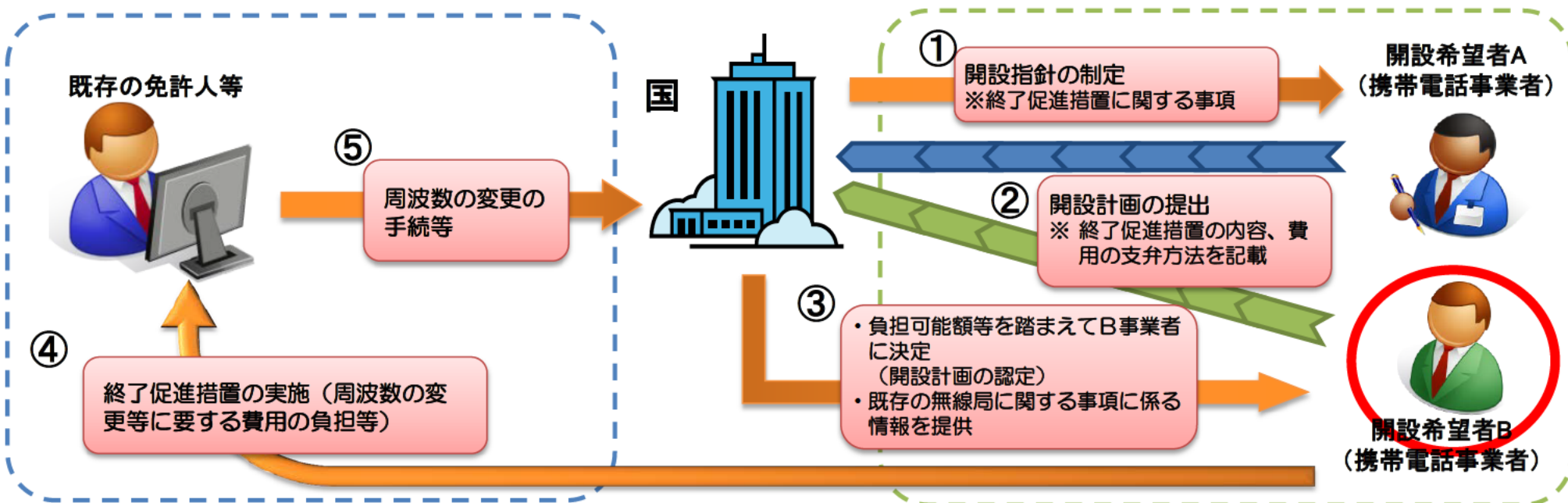
（平成23年5月26日成立、6月1日公布、8月31日施行）

特定基地局（携帯電話基地局）を新規に開設しようとする者が、既存無線局の周波数変更に必要な費用を負担することによって早期にサービスを開始することができるよう、当該費用の負担に関する事項を開設計書の規定事項及び開設計書の記載事項に追加する。

※ 開設計書の認定制度は、開設計書の認定を受けた事業者のみに、特定基地局の免許の申請を認める制度。

改正の内容

- 開設指針の規定事項の追加
 - 既存システムの周波数の使用期限
 - 既存無線局による周波数の使用を使用期限前に終了させるために特定基地局を開設しようとする者が行う費用の負担その他の措置（終了促進措置）に関する事項
- 開設計書の記載事項の追加
 - 終了促進措置の内容
 - 終了促進措置に必要な費用の支弁方法
- 開設計書の認定の有効期間の上限を5年から10年に延長
- 終了促進措置の対象となる無線局に関する情報の提供



特定基地局の開設計画の認定制度の概要

制度の概要

- ✓ 携帯電話の基地局等、同一の者が相当数開設する必要がある無線局（特定基地局）については、開設計画（基地局の整備計画）の認定を受けた事業者のみが特定基地局の免許申請が可能。【電波法第27条の17】
- ✓ 開設計画の認定は、以下の手順を経て行うこととされている。
【電波法第27条の12・第27条の13】
 - ①総務大臣が開設計針（割当方針）を公示〔電波監理審議会への諮問・答申が必要〕
 - ②開設計画の申請の受付
 - ③開設計針に照らして審査・認定〔認定は電波監理審議会への諮問・答申が必要〕

具体的な手続きの流れ

特定基地局の開設計針（割当方針）

案の公表

「パブリックコメント募集」

開設計針の規定事項

- 使用させることとする周波数及びその使用に関する事項（認定対象周波数等）
- 特定基地局の配置及び開設時期に関する事項（人口カバー率等）
- 終了促進措置（周波数移行措置）に関する事項
- 審査方法

電波監理審議会への諮問・答申

開設計針の公示

開設計画の申請の受付

開設計画への記載事項

- 希望する周波数の範囲
- 特定基地局の設置場所及び開設時期
- 終了促進措置の内容

開設計針に照らした審査

電波監理審議会への諮問・答申

開設計画の認定

平成24年4月11日

周波数割当計画の一部を変更する告示案について
(平成24年4月11日 諮問第14号)

[700MHz帯に係る3.9世代移動通信システムの普及等に向けた制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(原田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(浅井周波数調整官、伊藤係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部を変更する告示案について

(3.9 世代移動通信システムの普及に向けた制度整備)

1 諮問の概要

近年、社会・経済活動の高度化・多様化を背景に、インターネット接続や動画像伝送等、携帯電話を利用したデータ通信利用が拡大傾向にあり、より高速・大容量で利便性の高い移動通信システムの導入への期待が従来にも増して高まってきている。

このような状況の中、総務省では、平成22年11月にとりまとめられた「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」の基本方針をはじめ、平成22年度電波の利用状況調査の評価結果（平成23年7月）及び周波数再編アクションプラン（平成23年9月改定）を踏まえ、ワイヤレスブロードバンド環境の実現に向けて、移動通信システムの周波数の確保に取り組んでいるところである。

今般、700MHz帯において、新たに携帯無線通信システムの周波数の確保をはじめ、既存無線システムの周波数移行を含めた周波数再編を実施するため、周波数割当計画の一部を変更するものである。

2 改正概要

- (1) 700MHz 帯における携帯無線通信システムの導入に向け、新たに周波数（718-748MHz 及び 773-803MHz）を割り当て、その周波数の使用を平成 24 年 7 月 25 日からとすること。
- (2) 700MHz 帯の周波数を使用する既存無線システム（放送事業用 FPU システム及び特定ラジオマイク（デジタル特定ラジオマイクを含む。以下同じ。））について、以下のとおり、移行先周波数を割り当てるとともに、既存の 700MHz 帯の周波数の使用期限を平成 31 年 3 月 31 日までとすること。

【移行先周波数】

- | | |
|------------------|-------------------------------------|
| ① 放送事業用 FPU システム | 【1240-1300MHz 帯及び 2330-2370MHz 帯】 |
| ② 特定ラジオマイク | 【470-714MHz 帯（※）及び 1240-1260MHz 帯】 |
| | ※ 当該周波数帯の使用は、平成 24 年 7 月 25 日からとする。 |

- (3) 地上デジタルテレビジョン放送の周波数帯（470-710MHz 帯）を使用するエリア放送について、特定ラジオマイクとの共用に関する条件を定めること。

3 意見募集の結果

700MHz 帯を使用する移動通信システムの技術基準等に係る省令・告示案について、平成 24 年 3 月 1 日から同年 3 月 30 日までの間、意見募集を行ったところ、周波数割当計画に関して、19 件の意見の提出があった。なお、提出された意見に対する総務省の考え方は、別添 1（提出された意見一覧は別添 2 参照）のとおりである。

4 施行期日

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

周波数割当計画の変更概要

【周波数割当計画の変更の概要】

① 700MHz帯携帯無線通信システムの導入を図るため、新たに周波数を割当て、その使用を平成24年7月25日からとする。

携帯無線通信システムの周波数【移動局:718-748MHz 基地局:773-803MHz 30MHz幅×2】

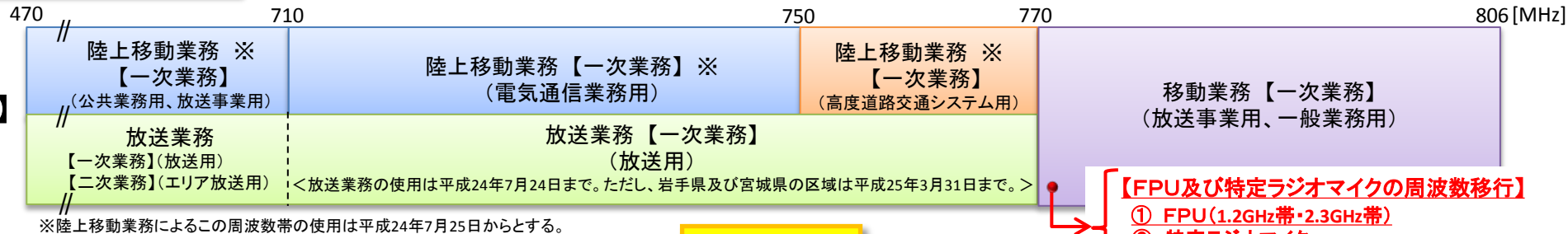
② FPU及びラジオマイク(770-806MHz)の周波数移行を図り、現行周波数の使用期限を平成31年3月31日までとする。

FPUの移行先周波数【1240-1300MHz、2330-2370MHz】、特定ラジオマイクの移行先周波数【470-714MHz、1240-1260MHz】

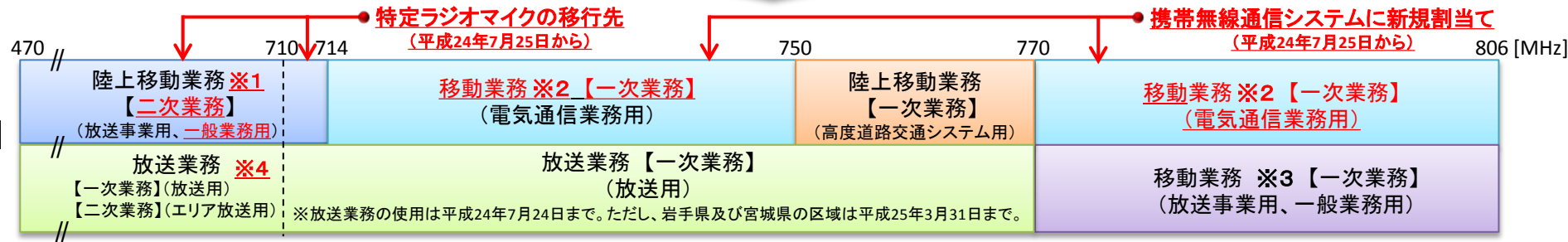
③ エリア放送について、特定ラジオマイクとの共用に関する条件を定める。

700MHz帯関係(周波数再編)

【現 行】



【変更案】

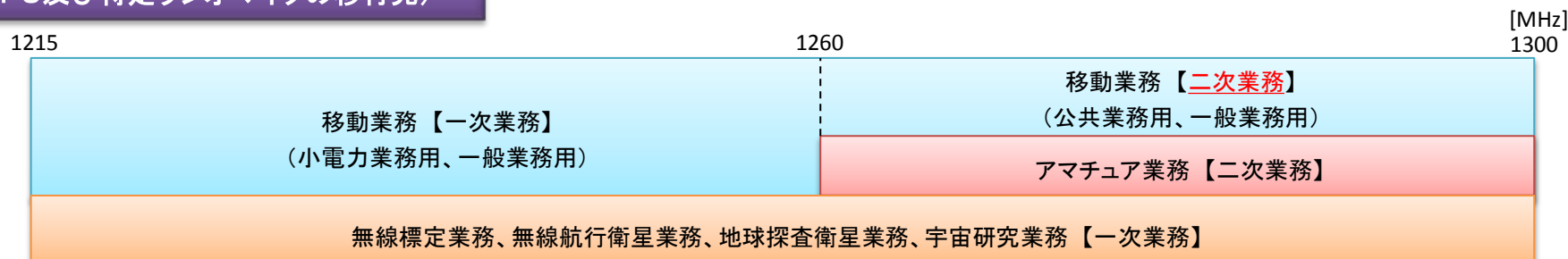


【備考】

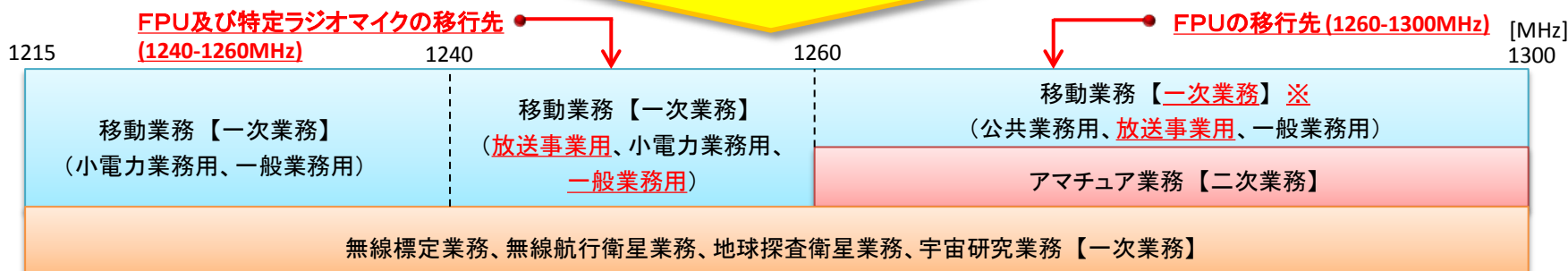
- ※1 特定ラジオマイク用の移行先周波数として、470-710MHz帯(陸上移動業務(二次業務))、710-714MHz帯(陸上移動業務(一次業務))を割当て、その使用を平成24年7月25日からとする。
- ※2 携帯無線システム用の周波数として、714-750MHz/770-806MHz帯(移動業務(電気通信業務用))に割当て、その使用を平成24年7月25日からとする。
- ※3 現行のFPU及び特定ラジオマイクの周波数(770-806MHz帯)の使用期限を、平成31年3月31日までとする。
- ※4 エリア放送は、平成25年4月1日以降、特定ラジオマイクに対して有害な混信を生じさせてはならず、また、特定ラジオマイクからの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

1.2GHz帯関係(FPU及び特定ラジオマイクの移行先)

【現 行】



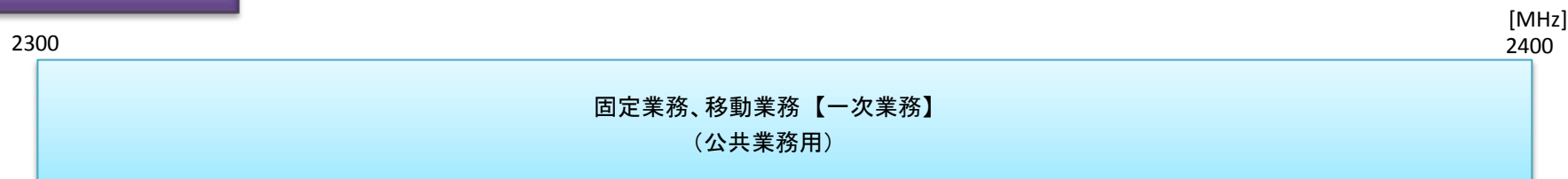
【変更案】



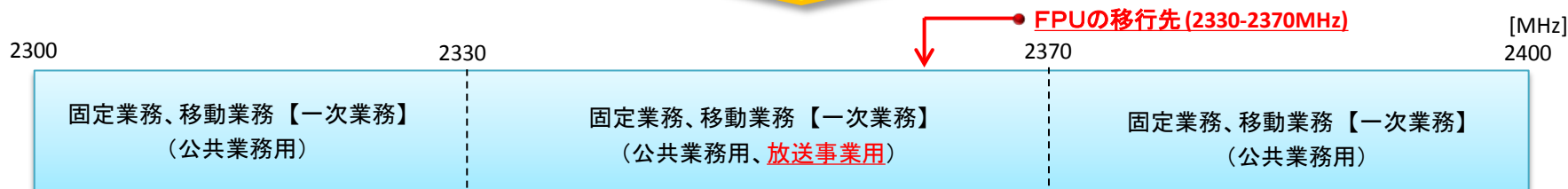
※ 移動業務の局は、この周波数帯を使用する他の一次業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならず、また、同局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

2.3GHz帯関係(FPUの移行先)

【現 行】



【変更案】



平成 2 4 年 4 月 1 1 日

電波法施行規則及び無線従事者規則の一部を改正する省令案について
(平成 2 4 年 4 月 1 1 日 諮問第 1 5 号)

[無線従事者養成課程、認定講習課程等の授業形態の拡大に関する見直し等について]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(原田課長補佐、安倍係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(浅見検定試験官、谷原係長、田邊係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 7 6

電波法施行規則及び無線従事者規則の一部を改正する省令案について —無線従事者養成課程、認定講習課程等の授業形態の拡大に関する見直し等について—

1 改正の理由

無線従事者制度における受益者の利便性の向上等を図るため、以下のとおり、電波法施行規則及び無線従事者規則の見直しを行うこととした。

(1) 主任講習の期間の見直し

主任無線従事者制度のうち、主任講習の期間について、免許人等の負担軽減の観点から、免許人等が主任無線従事者に主任講習を受けさせなければならない周期を見直すこととした。

(2) 無線従事者養成課程等の授業形態の拡大に関する見直し

無線従事者免許の取得希望者等における時間的・場所的拘束に関する負担軽減のほか、情報通信技術の活用により民間参入の機会の拡大も期待できることから、無線従事者養成課程、認定講習課程及び主任講習の授業形態の拡大に関する見直しを行うとともに、関係規定の整備を行うこととした。

2 改正の概要

(1) 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）

ア 主任講習の期間の見直し

免許人等が、選任した主任無線従事者に主任講習を受けさせなければならない周期を「3年以内」から「5年以内」に変更（延長）する。（第34条の7）

イ 無線従事者の免許に関する総務大臣の権限の委任先の見直し

養成課程の修了者が居住地を管轄する総合通信局に無線従事者の免許に関する申請を行い免許を受けることが可能となるよう、総務大臣の権限を養成課程を修了した者の住所を管轄する総合通信局長に、また、無線従事者の免許を受けようとする者の住所が本邦内にない場合は関東総合通信局長にそれぞれ委任する。（第51条の15）

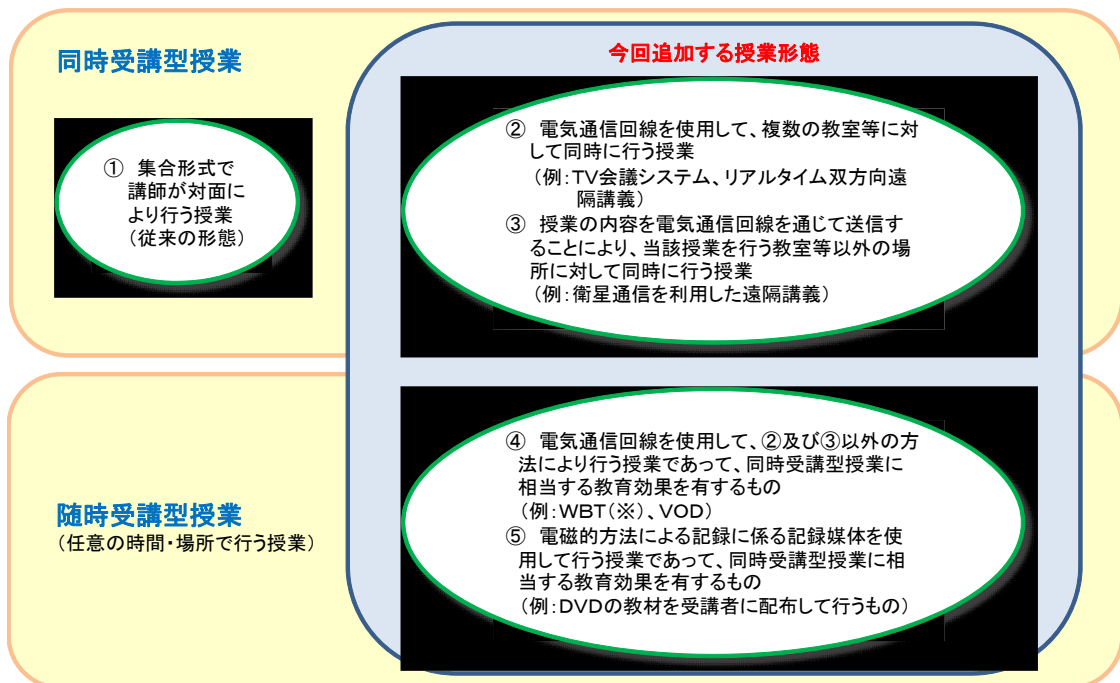
(2) 無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）

無線従事者養成課程等の授業形態の拡大に関する見直し

(7) 養成課程において、設問回答、添削指導等による指導に従事する者の認定の基準を定める。（第21条）

(4) 養成課程の授業形態を同時受講型授業と随時受講型授業の2つに分類し、授業科目別を実施することを可能とする。（第21条）

＜同時受講型授業と随時受講型授業について＞



※WBT:Web Based Training

- (ウ) 電磁的方法により作成された教科書の使用を可能とする。（第21条）
- (エ) 養成課程の実施に係る業務の一部を委託する場合、業務の範囲及び責任が明確であることを認定の基準とする。（第21条）
- (オ) 同一の者が実施する2以上の養成課程について申請手続きを簡略できる養成課程は、申請の日から3年以内に実施の期間が満了するものとする。（第22条の2）
- (カ) 認定施設者は、①養成課程が終了したとき、②その養成課程の受講者が当該養成課程を修了したときに総合通信局長に報告を行うものとする。（第26条）
- (キ) 認定している養成課程をインターネットその他の方法により公表する。（第28条の3）
- (ク) 認定講習課程の講習形態を同時受講型講習と随時受講型講習の2つに分類し、養成課程と同様に、認定基準、報告事項等の整備を行う。（第34条、第35条、第35条の2、第39条及び第42条の2）
- (ケ) 主任講習は、同時受講型講習又は随時受講型講習の方法により行うものとする。（第71条）

3 施行期日

平成25年4月1日とする。

無線従事者制度の概要

1 無線従事者

- 無線従事者とは、無線設備の操作又はその監督を行うものであって、総務大臣の免許を受けたものをいう。（電波法第2条第6号）
- 無線設備の操作は、無線設備の操作ができる者として総務大臣の免許を受けた者（無線従事者）以外の者は、無線局の無線設備の操作の監督を行う者として選任された者（主任無線従事者）であってその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作を行ってならない。（電波法第39条第1項）

無線従事者の資格の種類（全23資格）

総合資格	総合無線通信士（第一級～第三級）
海上資格	海上無線通信士（第一級～第四級）
	海上特殊無線技士（第一級～第三級及びレーダー級）
航空資格	航空無線通信士及び航空特殊無線技士
陸上資格	陸上無線技術士（第一級及び第二級）
	陸上特殊無線技士（第一級～第三級及び国内電信級）
アマチュア資格	アマチュア無線技士（第一級～第四級）

2 主任無線従事者制度の概要

- 主任無線従事者制度は、無線従事者の資格を有している人でなければ行なってはならないとされている無線設備の操作を主任無線従事者の監督の下であれば無資格者でも操作することができるようにしたものである。

ただし、モールス符号を送り、又は受ける無線電信の操作又は船舶局等の遭難通信、緊急通信又は安全通信に関する通信のための通信操作若しくはアマチュア無線局等には、この制度は適用されない。

○ 主任講習の目的及び受講の期間

・ 目的

電波利用秩序を維持する観点から、主任無線従事者の下で無線設備の操作を行うことができる無資格者に対して、適切な指示及び監督を行う必要があるため、主任無線従事者の資質の維持向上を図ることを目的として、変化の著しい無線通信技術や法令改正の内容等について、講習を行うものである。

・ 受講の期間

免許人等は、主任無線従事者を選任したときは、当該主任無線従事者に①選任した日から6か月以内、②選任後の講習を受けた日から3年以内（当該講習を受けた日以降についても同様）に講習を受けさせなければならない。

○ 主任無線従事者を選任している無線局の免許人の例

- ・ 海上分野 国（気象庁）、地方自治体（港湾業務）、漁協、大学及び船舶会社
- ・ 航空分野 航空会社、空港業務会社及び新聞社 等
- ・ 陸上分野 放送事業者、電気通信事業者、地方自治体（防災・消防）、運送会社、無線設備製造会社及び公益法人 等

○主任無線従事者講習実施状況（受講者数）

（単位：人）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	累 計
海上主任講習	1 3 0	1 5 4	1 3 2	4 1 6
航空主任講習	2 6	5 2	1 5	9 3
陸上主任講習	5 6 5	5 5 4	6 3 3	1, 7 5 2
合 計	7 2 1	7 6 0	7 8 0	2, 2 6 1

3 認定講習課程と養成課程の対象資格

認定講習課程：一定の無線従事者資格と業務経歴を有するものを対象に行う講習。認定講習課程を修了することにより、上位の資格を取得することが可能。

養成課程：認定講習課程のように他の要件を必要とせず、無線従事者として求められる知識・技能の修得を目的として行う講習。養成課程を修了することにより、資格を取得することが可能。

	認定講習課程（8 資格）	養成課程（14 資格）
総合資格	総合無線通信士（第一級及び第二級）	対象資格なし
海上資格	海上無線通信士（第一級及び第二級）	対象資格なし
	海上無線通信士（第三級及び第四級）	海上無線通信士（第三級及び第四級）
	対象資格なし	海上特殊無線技士 （第一級～第三級及びレーダー級）
航空資格	対象資格なし	航空無線通信士及び航空特殊無線技士
陸上資格	陸上無線技術士 （第一級及び第二級）	陸上特殊無線技士 （第一級～第三級及び国内電信級）
アマチュア 資格	対象資格なし	アマチュア無線技士 （第三級及び第四級）

※網掛け部分は、営利を目的とした実施を可能としている資格

4 無線従事者免許の取得状況（全 23 資格の合計）

（単位：人）

	①国家試験	②養成課程	③認定講習	④学校認定等	合計
平成 21 年度	19, 794	59, 628	80	2, 756	82, 258
平成 22 年度	21, 664	59, 141	70	2, 824	83, 699
平成 23 年度	20, 673	59, 318	58	2, 522	82, 571